

2020(令和2)年度
自己点検・評価報告書

杏林大学

2022年3月作成

目 次

序 章	P.1
本 章	
第1章 理念・目的	P.2
第2章 内部質保証	P.6
第3章 教育研究組織	P.19
第4章 教育課程・学習成果	P.23
第5章 学生の受け入れ	P.46
第6章 教員・教員組織	P.55
第7章 学生支援	P.62
第8章 教育研究等環境	P.75
第9章 社会連携・社会貢献	P.89
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	P.95
第2節 財務	P.105
終 章	P.109

序章

本報告書「杏林大学 2020（令和 2）年度 自己点検・評価報告書」は、公益財団法人大学基準協会による第 3 期認証評価を受審するためのものである。杏林大学（以下、本学）は、2015（平成 27）年度に受審した認証評価において、「長所」が 3 項目、「改善勧告」が 1 項目、努力義務となる「努力課題」が 6 項目に亘って提言された。この評価結果について、全組織において共有すると同時に、具体的な改善、改革に着手し、2019（令和元）年 7 月までに改善報告書を提出した。「一部引き続き一層の努力が望まれるものの、大学が意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた」との検討結果を得た。

本学は、杏林大学学則第 1 条の 2、杏林大学大学院学則第 2 条の 2 において、「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定め、1999（平成 11）年にその実施のための杏林大学自己点検・評価規程を定め、自己点検・評価委員会が中心となって、毎年度、自己点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ公表してきている。内部質保証と学習成果の重視という視点のもと、より実効性のある自己点検・評価活動をめざし杏林大学自己点検・評価規程を改正するとともに、2019（令和元）年度に、杏林大学内部質保証の方針（以下、方針）を策定した。同方針では、学長を議長とする学部長会議が内部質保証の推進に責任を負う組織とされ、学部長会議を中核とした PDCA サイクルを通して、恒常的な改善を図り、本学の内部質保証を推進することとしている。毎年度実施される自己点検・評価は学部長会議に報告されるとともに、その妥当性と客観性を高めるため、学外の有識者によって構成される外部評価委員会による評価を受け、その評価結果は学部長会議に報告され、学内外に公表されている。このように、方針の趣旨に基づき、毎年度、自己点検・評価を行い、その成果を反映させながら、内部質保証の推進に取り組んできており、本報告書はその継続的な取り組みの成果である。

2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、実効性ある教育をいかに継続するかが最大の課題であった。本章で示す通り、本学では、学長の指示のもと学部長会議が主体となり、教育の継続に向けた取り組みがなされた。オンライン等を活用しつつ、医学部教員による教職員や学生への指導のもと、比較的早い段階で対面授業を復活することができた。また、教育の質保証、学生の満足度の確保に関しては、学生アンケート等を始めたデータをもとに分析がなされ、外部評価委員会による評価・助言等も加えられ、学部長会議で審議し、学長からの指示等による授業改善等がなされた。収束が見えないなか、この経験をふまえ、新型コロナ感染症前よりも教育の質を向上させる取り組みが今後の課題となる。

1966（昭和 41）年、「杏林学園短期大学」（後に保健学部へ改組）の設立を起源とする本学は「真・善・美の探究」を建学の精神に掲げ、急速に変動する世界の中で、教育の状況変化や時代のニーズに対応するために発展を続け、現在では 4 学部 3 研究科を擁する総合大学となっている。2016（平成 28）年度には、八王子キャンパスの 3 学部 2 研究科が（学園本部がある三鷹キャンパスに近い）井の頭キャンパスに移転し、4 学部 3 研究科が一体となって教育研究に取り組む環境が整備された。今後もさらなる発展が期待されている。

今回の認証評価の受審を契機に、本学が構築した内部質保証システムの有効性を検証するとともに、本学の理念・目的に向けた、大学教育の改善と学習成果向上に向けた取り組みを継続していきたい。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容>

建学の精神である「眞善美の探究」を通じて、優れた人格を持ち、人のために尽くすことの出来る国際的な人材を育成することを教育理念としている（資料1-1【ウェブ】）（資料1-2【ウェブ】）。この教育理念に基づき、大学及び大学院の「理念・目的」、さらには各学部及び各研究科の「理念・目的」及び「教育目標」が確定されている。

すなわち、杏林大学学則第1条（資料1-3【ウェブ】）の（目的）において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、かつ建学の精神に基づいて、崇高な人類愛と高度の科学精神を基盤とするすぐれた人材の育成を目的とし、もって広く人類の福祉に貢献することを使命とする。」と規定され、そのうえで、第2条の2において、各学部・各学科の目的が規定されている。

杏林大学院学則第2条（資料1-4【ウェブ】）の（目的）において、「大学院は、大学建学の精神に則り、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、優れた研究者及び高度専門職業人を養成することにより、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定され、そのうえで、第4条の2において、各研究科・各専攻の目的が規定されている。

<大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性>

本学は、医療、保健、福祉の分野、さらには複雑化したグローバル社会における専門知識、技術やものの見方を教授し、崇高な人類愛と高度の科学的精神を基盤とするすぐれた人材の育成を目的とし、もって広く人類の福祉に貢献することを使命としている。そこで、大学の理念・目的に基づき、医学、保健学、社会科学、人文科学の各分野を専攻する各学部、研究科の目的が具体的に確定されている（資料1-5【ウェブ】）。

本学の理念・目的に基づき、例えば医学部では、教育・研究目的が杏林大学学則第2条の2第2項において「豊かな人間性の涵養と、医学の発展に対応しうる基礎的及び専門的知識の修得と臨床的技能の修練を通じて、良き医師を養成することを目的とする。」と定められている。そして、医学部の理念・目的の意味するところは、「真理への謙虚な探究心の育成、善なる社会人の養成、そして美しい専門的技量の研磨ということである。」と解釈されており、本学の建学の精神と連関している。

また、大学院の理念・目的に基づき、例えば国際協力研究科では、教育研究目的が杏林大学院学則第4条の2第3項において、「保健、医療、看護及び福祉の専門分野において、広い視野と豊かな学識を有し、専門性の高い業務を遂行する人材、並びに研究能力を有する人材を

養成することを目的とする。」と定められている。

これら学部、研究科の理念・目的は、建学の精神「眞善美の探究」を基盤としていることから、総じて本学の理念・目的と整合したものとなっている。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

<設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示>

本学の設定する人材育成その他の教育研究上の目的は、杏林大学学則第1条（資料1-3【ウェブ】）（目的）において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、かつ建学の精神に基づいて、崇高な人類愛と高度の科学精神を基盤とするすぐれた人材の育成を目的とし、もって広く人類の福祉に貢献することを使命とする。」と規定され、そのうえで、第2条の2において、各学部、学科の目的が規定されている。また、杏林大学大学院の設定する人材育成その他の教育研究上の目的は、杏林大学院学則第2条（目的）（資料1-4【ウェブ】）において、「大学院は、大学建学の精神に則り、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、優れた研究者及び高度専門職業人を養成することにより、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定され、そのうえで、第4条の2において、各研究科、各専攻の目的が規定されている。

<教職員、学生への周知、社会に対する公表>

大学の理念・目的及び学部、研究科の理念・目的は、学生及び教職員に配布される各学部及び各研究科の「履修案内・授業内容（シラバス）」等（資料1-6）に明記しており、特に学生に対しては、オリエンテーションや履修ガイダンスを通じて周知を徹底している。また、大学ウェブサイト（資料1-7【ウェブ】）に掲載し、教職員、学生だけでなく、広く社会に公表されている。

なお、大学ウェブサイトにおける公表に関しては、大学紹介のページ中に、「建学・教育理念・沿革」（資料1-1【ウェブ】）として明確かつ丁寧な記載がなされている。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

大学の理念・目的、各学部及び研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定し、毎年、自己点検・評価委員会による自己点検・評価報告書作成の際に点検・評価を行い、外部評価委員会の評価を受け、その適

切性を検証している。その成果が内部質保証の推進に責任を負う組織である学部長会議に報告され、改善が必要と認められる事項について、当該部門の長に改善の実施が指示されている（資料1-8）（資料1-9【ウェブ】）。また、必要に応じ運営審議会（理事長並びに学長の指示に基づき、学園の経営及び学事に関する重要事項に関して討議し、理事会と各学部を調整する会議体）、大学評議会、大学院委員会、理事会に付議することとしている。絶えず変化している現代社会に適合すべく、学部や研究科の改組並びにカリキュラム改正等を行うにあたり、理念・目的の適合性は随時検討されてきたが、これまで、大学及び大学院の理念・目的の変更の必要性は指摘されず、変更されたことはない。なお、医学部は、一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）による国際基準に基づく医学教育分野別評価（2018（平成30）年10月15日～10月19日実地調査）を受審し（資料1-10【ウェブ】）、評価基準に適合していることが認定されたが、その受審にあたって理念・目的の適切性が確認されたことを付言しておく。

大学の理念・目的を踏まえ、各学部及び各研究科（各センター等を含む）の中期事業計画（令和2年度～6年度）（資料1-11）が、各学部及び各研究科等において策定され、大学内での審議の後、学園理事会においても審議、承認された。そこでは、大学の理念・目的を踏まえて、中期的な重点方針を策定するとともに、各年度の具体的な計画が明示されている。

例えば、医学研究科では、中・長期計画の重点項目として「教育の質向上」と「論文審査体制の見直し」を掲げている。「教育の質向上」では現在の5専攻を統合し、1専攻で学際的な教育を行うことができるよう、統合に関する対外的な手続の実施及び統合後の評価、見直しを行うこととしている。「論文審査体制の見直し」については2020（令和2）度より新たな審査基準の運用を開始するため、審査委員及び学位論文申請者へのアンケート調査等を実施することで継続的に審査体制の見直しを行うこととした。

（2）長所・特色

医学、保健学、社会科学、人文科学の各分野を専攻する学部及び研究科において、建学の精神に立脚した統一化された大学の理念や目的に基づき、各学部、各学科及び各研究科、各専攻の目的が具体的に策定されている。そして、建学の精神である「眞善美の探究」を通じて、優れた人格を持ち、人のために尽くすことの出来る国際的な人材の育成に向け、各学部、各学科及び各研究科、各専攻の理念や目的が具体的に明示され、定期的に検証されている。

（3）問題点

将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策に関し、各学部及び各研究科において審議を行うとともに、大学全体としても審議を行っている。しかしながら、デジタル化の推進など中・長期の計画を専門的に検討する全学的な組織における審議は今後の課題と思われる。

（4）全体のまとめ

建学の精神に基づき、大学及び大学の理念・目的が明確に確定され、さらには各学部各学科及び各研究科各専攻の「理念・目的」及び「教育目標」がそれぞれ明確に確定されている。そして、この「理念・目的」に基づき杏林学園寄附行為が整備され、大学の教学組織を形作っている。これらは、大学学則及び大学院学則に規定されており、各学部及び各研究科の履修案内・授業内容（シラバス）に明記することでその周知を図るとともに、特に学生に対しては、オリエンテーションや履修ガイダンスを通じて周知を徹底している。また、大学ウェ

ウェブサイトにも掲載されており、受験生及び保護者を始めとした社会に対しても広く公表されている。「理念・目的」及び「教育目標」の適切性に関しては、毎年行われる外部評価委員会の評価を伴う自己点検・評価で検証されているほか、学部改組・研究科改組並びにカリキュラム改正等を行う際にも検討が加えられている。その結果は、内部質保証の推進に責任を負う学部長会議に報告され、改善が必要と認められる場合には、そのための制度が機能するように整備されている。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の

設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

<内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示>

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方

内部質保証に関する基本的な考え方は、内部質保証推進組織である学部長会議で2019（令和元）年3月に審議、承認（資料2-1）された「杏林大学内部質保証の方針」（資料2-2【ウェブ】）において次のとおり定めている。この内部質保証の方針は、2020（令和2）年度に実施した内部質保証に関するFD/SDセミナー（資料2-3）（資料2-4）で教職員に周知しており、社会に対しては大学ウェブサイトで公表している。

(1) 基本的な考え方

本学は、その教育研究水準の向上を図り、理念・目的及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた不断の改善を図ることで、内部質保証を推進する。

(2) 組織体制と手続き

① 本学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、学長を議長とし、学内各部門の長によって構成される学部長会議とする。学部長会議は、自己点検・評価委員会の実施する自己点検・評価結果を踏まえ、改善が必要と認められる事項について、当該部門の長に改善の実施を指示する。改善の実施を求められた事項の改善結果については、当該部門の長が学長に報告を行う。これらのPDCA過程を通して、恒常的な改善を図り、本学の内部質保証を推進する。

② 杏林大学学則第1条の2及び大学院学則第2条の2に基づき、本学の教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うために、自己点検・評価委員会を置く。自己点検・評価委員会は、定められた点検・評価項目について、原則として毎年自己点検・評価を実施する。また、自己点検・評価の妥当性と客観性を高めるため、学外の有識者によって構成される外部評価委員会を置く。自己点検・評価委員会は、外部評価委員会からの評価結果を付して自己点検・評価報告書を学内外に公表するものとする。

(3) 教育の質の検証及び改善・向上のための指針

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定めた学習成果の測定・把握・評価を実施する。その結果を踏まえ、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を検証し、教育の質の改善・向上を図る。

- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

内部質保証の組織体制と手続きも、上記の「杏林大学内部質保証の方針」に定められており、全学内部質保証推進組織（＝学部長会議）を中心として、自己点検・評価のための組織を設定し、各組織での役割分担がなされている。

学長を議長とし、学内各部門の長によって構成される学部長会議が内部質保証推進のための責任主体としての役割を担う（資料2-5）。また、学部長会議のもとに設置されている自己点検・評価委員会は、杏林大学学則第1条の2（資料1-3【ウェブ】）、杏林大学大学院学則第2条の2（資料1-4【ウェブ】）に定められた、「教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、（中略）教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」役割を担う。自己点検・評価委員会は、各学部及び各研究科、センター等の報告をもとに、定められた点検・評価項目について全学的観点に立って自己点検・評価を行い、その結果について外部評価委員による評価を付した報告書を作成し学部長会議に報告している。そして、この自己点検・評価及び外部評価結果を踏まえ、学部長会議で審議を行い、その結果、改善が必要と認められる事項について、学長は各学部及び各研究科、センター等の組織に改善の実施を指示する。それぞれの組織の長は、改善の実施を求められた事項の改善結果について学長に報告を行う役割を担う。これらのPDCAサイクルを通して、恒常的な改善を図り、本学の内部質保証を推進している。

- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針も、同様に「杏林大学内部質保証の方針」に定められている。

教育の質の検証及び改善・向上は、3つのポリシーを起点とするPDCAサイクルの運用を指針としている（資料2-6【ウェブ】）（資料2-7【ウェブ】）。具体的には、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定めた、卒業・修了時点までに獲得すべき能力に関する学習成果の測定・把握・評価を実施する。その結果を踏まえ、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を検証し、教育の質の改善・向上を図っている。

2021（令和3）年度には上記3つのポリシーに加えて、学習成果の測定結果を活用し、教育活動の改善に繋げるために、学習成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）が策定された。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

<全学内部質保証推進組織・学内体制の整備>

本学のこれまでの内部質保証の取り組みと体制を整理し全学的な方針として明示するため、2019（令和元）年3月に「杏林大学内部質保証の方針」（資料2-2【ウェブ】）を策定し、全学内部質保証推進組織である「学部長会議」を中心に、学内外の組織の役割を整備し、内部質保証を推進するための体制を構築した。この体制のもと、自己点検・評価を中心としたPDCA

などを第三者の視点で検証する。外部評価委員会での検証結果は、自己点検・評価委員会で確認され、学部長会議での審議を通じて学長より各学部・研究科、センターなどに改善を指示する。

以上のように、各学部・研究科、センター等が活動計画を策定し、それに対する自己点検・評価結果が、学部長会議を中心とした上位組織と外部評価委員会により常に点検・評価を受け、改善が指示されるというPDCAサイクルが機能している。

<全学内部質保証推進組織のメンバー構成>

全学内部質保証推進組織のメンバー構成は、以下のとおりである。

① 自己点検・評価委員会

全学的観点に立って自己点検・評価を行う自己点検・評価委員会の構成員は、各学部の教務部長、各研究科委員会の教務担当各1名、研究推進センター長、入学センター長、学生支援センター長、地域交流推進室長、学長が指名する専任教員若干名、事務局長、とされており、各学部・研究科、また事務部門を含めた関連部署の教職員を網羅している（資料2-11）。

② 学部長会議

内部質保証の推進に責任を負う学部長会議は、学長を議長とし、各学部長、各研究科長、事務局長、大学事務部長、総務部長、経理部長で構成されている（資料2-12）。

③ IR推進室

大学の諸活動の効果検証、情報提供を行う「IR推進室」の室長は、学長が任命した本学の教職員をもって充てている。

④ 外部評価委員会

自己点検・評価の外部評価委員会の委員は、本学と直接の利害関係を有しない学外の有識者をもって充てている。

このように、全学内部質保証推進組織が整備され、自己点検・評価の客観性を維持するために、構成員が重複しないようになっている。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

<学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定>

本学は、建学の精神である「真善美の探究」を通じて、優れた人格を持ち、人のために尽くすことの出来る国際的な人材を育成することを教育理念にしている（資料1-1【ウェブ】）。この教育理念に沿って、大学全体、大学院（博士前期課程、博士後期課程）（資料2-6【ウェブ】）、各学部、各学科、各研究科、各専攻（資料2-7【ウェブ】）で、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定した。大学全体、学部単位のみならず、各学科、各専攻単位にまで細分化されて、方針が策定されている。

具体的には、ディプロマ・ポリシーにおいて「学生が卒業（修了）時点までに獲得すべき能力」を大学、学部・学科、大学院、研究科・課程・専攻ごとに明示し、その能力を獲得するために必要な「教育内容、教育方法及び成果の測定」をカリキュラム・ポリシーに明示することにした。また、アドミッション・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーにおいて示された「学生が卒業（修了）時点までに獲得すべき能力」の獲得を目指す学生を「求める学生像、資質」に、またカリキュラム・ポリシーに示した「教育内容、教育方法」を受講するために必要な学力等を「求める学習成果」に明示し、併せて「入学者選抜の基本方針」を明示することとした。

なお、上記3つのポリシーは、時代や社会の変化、各学部、各研究科等の変化に合わせて見直すよう、毎年学長より指示がある（資料2-13）。さらに、学生に分かりやすく周知されるよう、3つのポリシーを「履修案内・授業内容（シラバス）」等に掲載している（資料1-6）。加えて、入学年度に対応した3つのポリシーを大学ウェブサイトに掲載している（資料2-6【ウェブ】）（資料2-7【ウェブ】）。

<方針及び手続に従った内部質保証活動の実施>

前述したように、各学部、研究科、センター等が活動計画を策定し、それに対する自己点検・評価結果を、内部質保証推進組織である学部長会議において審議することで、学長のリーダーシップによる教学マネジメントを推進している。このような内部での自己点検・評価に加えて、外部評価委員会や大学認証評価による外部の点検・評価を受け、改善が指示されるというPDCAサイクルを機能させることで、全学的に内部質保証を図っている（資料1-8）（資料1-9【ウェブ】）。

<全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み>

学部長会議を主体としたPDCAサイクルを機能させるために、「自己点検・評価委員会」（資料2-9）及び「IR推進室」（資料2-10）を設置している。

自己点検・評価委員会は、自己点検・評価を体系的に実施し、その結果を適切にフィードバックすることで、改善・向上へ結びつける役割を担っている。自己点検・評価では、当該年度の教育、研究、社会貢献・その他諸活動について、各組織が総括的な点検・評価を行っ

ている。その結果を自己点検・評価委員会が全学的観点で取り纏め、自己点検・評価報告書を作成して、学部長会議に報告し、改善が必要な課題に対しては学長より改善の指示が出される。学部長会議での審議に加えて、自己点検・評価報告書や外部評価の受審結果から全学的に重要な課題を一覧として可視化し（資料2-14）、改善状況を管理している。この一覧をもとに、学部長会議から各組織に改善を指示することで、部署レベルでの改善・向上の確実な実施を推進している。各組織は改善指示を踏まえて、さらなる向上に繋がる施策を立案し、次年度の活動計画へ反映させている。

さらに、PDCAサイクルを学内に浸透させるため、定期的に内部質保証に関するFD/SDセミナーを開催している（資料2-3）。2020（令和2）年度に開催したセミナー受講者へのアンケート調査（資料2-4）では、約70%の教職員が日常的にPDCAサイクルを業務に取り入れていると回答しており、本学に内部質保証システムが定着しつつあると言える。

IR推進室は、学長の意思決定を支援するため、客観的なデータ分析に基づいた、大学の諸活動の効果検証、情報提供を行う役割を担っている。具体的には、本学の授業に対する学生へのアンケート調査結果や、大学間共通アンケートの調査結果を分析して、学部長会議に報告することで、教育課程の検証を全学的に支援しており、分析結果をもとに、学長よりカリキュラム改正等の指示がある。さらに、本学の教育成果を分かりやすく「数字で見る杏林大学」として社会に公表することで、点検・評価の透明性の向上を図っている（資料2-15【ウェブ】）。

<学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施>

各学部・研究科、センター等におけるPDCAサイクルとしては、「杏林大学自己点検・評価規程」に基づき、各部署での取り組み状況を毎年自己点検・評価したうえ、それらの結果を自己点検・評価委員会に報告している。また、自己点検・評価及び外部評価の結果を踏まえ、各組織が自主的に改善・向上に向けた対応をするとともに、内部質保証推進の責任主体である学部長会議において学長からの指示を受けて改善・向上に向けた対応をしている。

個々の教員レベルのPDCAサイクルとしては、授業評価アンケートの結果をもとに各学部、研究科のFD活動を通じて教育の質の改善を図っている（資料2-16）。また、教員が自身の教育研究の取り組みを自己点検する仕組みも整備されている。例えば総合政策学部では、年度初めに、各教員が「課題・目標」シート（資料2-17）に当年度の教育・研究・校務等の課題や目標、及び前年度の到達度の検証を記載し、学部長に提出することとしている。これをもとに、学部長との個別面談を行い、各項目に関する改善等を検討している。

<学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>

前述の通り、自己点検・評価や外部評価、また認証評価で明らかになった課題は、一覧に整理することで、改善・向上の計画的な実施に繋げている（資料2-14）。その中で、2019（令和元）年度の自己点検・評価結果を踏まえた2020（令和2）年度における全学的な改善に向けた主な取り組みは、後述の新型コロナウイルス感染症への対応に加えて、以下2点が挙げられる。

(1) アセスメント・ポリシーの策定について

2019年度開催の自己点検・評価に対する外部評価委員会で、学習成果の測定結果を活用し、教育活動の改善に繋げていくためアセスメント・ポリシーを作成するよう助言を受けた。このことを踏まえて、学長より、まずは外国語学部が先行してアセスメント・ポリシーを策定するように指示が出された。外国語学部の策定案は同学部教務委員会で承認された後に学部長会議に報告された。学部長会議で、学長は外国語学部が策定したアセスメント・ポリシーを参考に、全学部で独自の成果指標を定めるよう各学部長に指示しており(資料2-18)、2021年度内にアセスメント・ポリシーが作成された。

(2) 卒業後の学習成果の測定について

学習成果を測定するため、卒業後3年目の卒業生及び就職先の企業等を対象とした、大学教育の成果に関するアンケート調査を新たに実施した。卒業生への調査では、就職後に大学での学習が役立ったか、ディプロマ・ポリシーは身に付いたかなど卒業後の振り返りを、企業等への調査では、採用した学生の評価や、学生に何を期待するか等、就職先の意見を分析した。この調査結果はIR推進室で分析し、学部長会議で報告された。(資料2-19)(資料2-20)(資料2-21)(資料2-22)

<行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応>

学部・研究科の新設や学科等の改組に伴い、「設置計画履行状況報告書」を毎年提出するとともに、「学部等の設置届出書」と併せて大学ウェブサイトで公表している。その中で、文部科学省から指摘された留意事項に対しては、遺漏なく誠実に対応し、改善を図ってきた(資料2-23【ウェブ】)。

本学が受審した2015(平成27)年度の認証評価では、「長所」が3項目、「改善勧告」が1項目、努力義務となる「努力課題」が6項目に亘って提言された。この評価結果について、全組織において共有すると同時に、具体的な改善・改革に着手し、2019(令和元)年7月までに改善報告書を提出し、「一部引き続き一層の努力が望まれるものの、大学が意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた」と結果を得た(資料2-24【ウェブ】)。以下に、大学基準協会からの指摘事項と課題に対する対応状況の詳細を説明する。

【2015(平成27)年度受審 第2期認証評価で指摘された提言】

「改善勧告」

・【基準5. 学生の受け入れ】

外国語学部において、中国語学科で過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ0.87、0.69と低いので、是正されたい。

「努力課題」

①【基準4. 教育内容・方法・成果】

外国語学部を除く各学部・研究科の教育課程の編成・実施方針で、主に涵養する能力を定めており、教育内容に関する基本的な考え方が示されていないため、改善が望まれる。また、保健学研究科及び国際協力研究科においては、教育課程の編成・実施方針が博士前期課程・博士後期課程で区別されていないので、改善が望まれる。

②【基準4. 教育内容・方法・成果】

医学部を除く各学部のシラバスでは、授業テーマのみ記述されているため、学生の学習に資するシラバスにするよう、改善が望まれる。

③【基準5. 学生の受け入れ】

保健学研究科において、学生の受け入れ方針が博士前期課程と博士後期課程で区別されていないので、改善が望まれる。

④【基準5. 学生の受け入れ】

収容定員に対する在籍学生数比率に関し、保健学部において同健康福祉学科が0.89、総合政策学部において同総合政策学科で0.86、同企業経営学科で0.83、国際協力研究科博士前期課程で0.44と低く、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均に関し、保健学部において同臨床検査技術学科及び同救急救命学科が1.20、1.21と高いので改善が望まれる。

⑤【基準5. 学生の受け入れ】

編入学定員に対する編入学生数の比率に関し、保健学部において同看護学科で0.08、総合政策学部において同総合政策学科で0.20、同企業経営学科で0.40、外国語学部において同英語学科で0.30、同観光交流文化学科で0.33、同中国語学科で0.40と低いので改善が望まれる。

⑥【基準6. 学生支援】

総合政策学部及び外国語学部では、修学意欲の低下を動機とする退学者が低学年次に集中しているため、体制を強化して効果的な支援に取り組むよう、改善が望まれる。

このうち、「改善勧告」及び「努力課題」の①、②、③は改善が認められるものの、「努力課題」の④、⑤、⑥の3件に対して、引き続き改善に努力するように指摘を受けている。

そのため、改善に次のように取り組んだ。

【2019（令和元）年度提出 改善報告書の審議結果と改善状況】

④【審議結果】定員管理の状況は改善傾向にあるものの、収容定員に対する在籍学生比率が国際協力研究科博士前期課程で0.49と依然として低く、更なる改善が望まれる。

（改善状況）大学院の定員充足に向けて、例えば国際協力研究科において従来の4専攻を3専攻に発展的に改組するなど、様々な方策をとって継続的に取り組んできた。しかしながら、2020（令和2）年度の自己点検・評価の結果、いずれの研究科も定員充足を達成できない状況が続いていた。そこで、学長より、大学院教育の充実を図るため、各研究科の収容定員の総数を減少させる方針が示された。各研究科で適正な収容定員数を見直した結果、医学研究科は従来の5専攻を1専攻に統合したうえで136名から100名へ、保健学研究科は博士前期課程で28名から18名へ、博士後期課程で18名から15名へ、国際協力研究科は博士前期課程で80名から40名へ、博士後期課程で30名から15名へ削減することとした（資料2-25）。

⑤【審議結果】編入学定員に対する編入学生数比率が総合政策学部総合政策学科で1.33と高く、また同学部企業経営学科で0.33、外国語学部観光交流文化学科で0.33、同学部中国語学科で0.40と低いため、更なる改善が望まれる。

（改善状況）本学では、編入学定員の適正管理に向けて、総合政策学部及び外国語学部は2

度にわたり定員を削減するなど、多様な取り組みを行ってきた。しかしながら、2020（令和2）年度の自己点検・評価の結果においても、定員の適正管理を達成できない状況が続いていた。そこで学長より、制度導入時と比して編入学に対する社会の需要が減少したことから、編入学定員を見直すよう指示があった。各学部で適正な編入学定員を検討した結果、総合政策学部では、総合政策学科で定員を上回る学生が在籍しているのに比して、企業経営学科への入学希望者が多くない現状を鑑みて、3年次編入学定員を総合政策学科は3名から4名へ、企業経営学科は3名から2名へ変更した。また、外国語学部では、中国語学科及び観光交流文化学科では充足状況が十分でないため、3年次編入学定員を中国語学科は5名から2名へ、観光交流文化学科は3名から2名へ変更したうえ、中国語学科の1年次入学定員2名へ振り替えた（資料2-26）。

- ⑥【審議結果】外国語学部ではフレッシュャーズキャンプやアカデミックアドバイザー制度の導入等の取り組みを実施したものの、退学者数が年度により増減を繰り返しており、改善傾向が継続していないため、引き続き支援体制を強化することが望まれる。

（改善状況）退学者総数は、2018（平成30）年度145名、2019（令和元）年度130名、2020（令和2）年度97名と減少し、退学率も2018（平成30）年2.8%、2019（令和元）年2.5%、2020（令和2）年1.8%と確実に減少している。特に総合政策学部及び外国語学部では、修学意欲の低下を動機とする退学者が低学年次に集中していたが、総合政策学部の退学率は、2018（平成30）年4.0%、2019（令和元）年3.3%、2020（令和2）年2.5%、外国語学部の退学率は、2018（平成30）年4.7%、2019（令和元）年4.3%、2020（令和2）年2.5%とともに減少している（大学基礎データ表6）。これは、学生支援の拡充と各学部での退学者対策に加え、改善に向けて「中退防止検討プロジェクトチーム」（資料2-27）を立ち上げたことにより、関連部署、教務委員会及び学生委員会の横断的連携が促進され、学生相談とも有機的に連携できたことによると考えられる。更なる対策として、学生支援課に「就学継続相談窓口」を設置し、学生ハンドブックに明記することとなった。（資料2-28）

<点検・評価における客観性、妥当性の確保>

教育・研究の更なる向上を目指して、自己点検・評価活動の妥当性と客観性を担保することを目的として外部評価委員会を設置し、学外有識者3～4名による外部評価を毎年行っている。外部評価委員会は、本学の自己点検・評価活動に関する評価を行い、その結果は自己点検・評価委員会に報告され、学内外に大学ウェブサイトを通じて公表されている（資料2-29【ウェブ】）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

<教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表>

学校教育法及び同施行規則に定められた教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等についての情報を漏れなく公表している。ウェブページ上に「杏林大学研究業績」(資料2-30【ウェブ】)、「大学概要・基礎データ(教育情報の公開)」(資料2-31【ウェブ】)、「経営・財務情報」(資料2-32【ウェブ】)及び「自己点検・評価」(資料2-29【ウェブ】)のページを設けて、すべての情報を閲覧できるようにしている。なお、教職課程については、「目指す教員像・到達目標」、「教員就職状況」、「組織及び教員の数等」、「教職課程の質の向上に係る取組」(資料2-33【ウェブ】)のページを設けて公表している。

<公表する情報の正確性、信頼性>

大学ウェブサイト上に公表する情報については、それぞれの情報を管理する部署が責任をもって作成しており、公表する情報の正確性、信頼性を確認することに加えて、ホームページ委員会で事前確認を行っている。自己点検・評価の過程で、自己点検・評価委員会が大学ウェブサイト上に公表している情報を事後的にチェックし、必要があれば情報の更新や修正を行っている。

<公表する情報の適切な更新>

公表する情報については、毎年担当部署において全情報の点検と更新を行うとともに、年度途中で変更が確認された情報については随時更新するよう努めており、常時最新の情報が公表されるようにしている。また、ホームページ委員会及び自己点検・評価委員会に、情報を確認し更新する機能を持たせている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

<全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価>

全学的な内部質保証システム及びPDCAサイクルの適切性及び有効性は、毎年実施される自己点検・評価及び外部評価結果をもとに学部長会議において検証している。本学が現在の内部質保証システム及びPDCAサイクルを始動させたのは2018(平成30)年度からであり、その適切性・有効性については、2019(令和元)年度の自己点検・評価及び外部評価結果をもとに検証を行った。その結果、前述のように、内部質保証推進については学部長会議、そのための自己点検・評価は自己点検・評価委員会が責任を負うとの役割分担を明確にし、併せて、一部学部長会議と重複していた同委員会の構成員を変更することにした(2020(令和2)年度より導入)。また、従来は全学の自己点検・評価委員会の他に、各学部・研究科にも自己点検・評価委員会を設けていたが、必ずしも有効に機能しているとは言えなかった。そこで、各学部・研究科の自己点検・評価委員会を廃止し、学部運営委員会など、各組織の取

り組みをもっとも統括的に把握している既存の委員会が責任を負うことに変更した。

さらに、自己点検・評価報告書の記載方法についても、従来は問題点のみが挙げられ、改善状況が示されない事例がみられたことから、本学独自の項目として「改善状況」欄を設けて、必ず記載するよう各部門に求めた。

このように、内部質保証を推進するための責任主体を学部長会議とし、自己点検・評価委員会及び各組織と連携しながら、問題点を抽出して改善策を策定・実施する体制を整備したことにより、全学的なPDCAサイクルが適切に機能し始めたものと判断している（資料1-8）（資料1-9【ウェブ】）。

<点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用>

各学部及び各研究科、センター等の取り組みを踏まえて、自己点検・評価委員会の委員が各基準の責任者として自己点検・評価報告書を作成する。その報告書は、自己点検・評価委員会が全学的な点検・評価を行う。さらに、最終的な自己点検・評価報告書を取りまとめる際に、適切な根拠（資料、情報）に基づいているか点検を行う。それに加えて、IR推進室による分析も踏まえ、必要に応じて各基準責任者及び関連部署に修正等の対応を指示している。これにより、適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価を行っている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

点検・評価項目③で述べた「(1) アセスメント・ポリシーの策定について」「(2) 卒業後の学習成果の測定について」を始めとした、自己点検・評価で判明した課題は、それぞれ改善・向上が図られている。外部評価での主な指摘と改善状況は以下の通りである（資料2-29【ウェブ】）。

「2017（平成29）年度外部評価報告書」

（指摘）大学の内部質保証に関する方針が策定されたばかりであるが、今後はこの方針並びに新たに見直した評価基準項目に則った自己点検・評価の実施が望まれる。

（改善状況）2019（令和元）年3月に「杏林内部質保証の方針」を策定し、この方針に基づく内部質保証を推進している。

「2018（平成30）年度外部評価報告書」

（指摘）情報公開の適切性を検証する全学的な組織が設けられていないので、早期の対応が望まれる。

（改善状況）情報公開の適切性は、それぞれの情報管理部署での確認に加えて、各学部のホームページ委員会で事前確認を行っている。加えて自己点検・評価の過程で、自己点検・評価委員会が大学ウェブサイト上に公表している情報を事後的にチェックし、必要があれば情報の更新や修正を行っている。

（指摘）内部質保証もしくはPDCAサイクルを検証・評価するための目的及び視点の設定が望まれる。

（改善状況）2019（令和元）年3月に「杏林内部質保証の方針」を策定し、内部質保証を検証・評価するための目的及び視点を設定した。

「2019（令和元）年度外部評価報告書」

（指摘）いずれの学部・研究科においても独立したアセスメント・ポリシーを策定していないため、急ぎ同ポリシーを策定すること。

（改善状況）前述のように、アセスメント・ポリシーの策定について学部長会議で指示が出され、全学・各学部単位でアセスメント・ポリシーが策定された。

これまでの外部評価での指摘事項や、自己点検・評価で明らかになった課題に対する改善の取り組みには必ず学部長会議が介入しており、PDCAサイクルを検証・評価するための体制は確保されていると考える。このように、「長所」に記載した新型コロナウイルス感染症への対応なども含め、PDCAサイクルが機能していることから、点検・評価結果に基づく改善・向上が図られていると判断している。

（2）長所・特色

2020（令和2）年初旬の新型コロナウイルス感染症拡大の兆しを受け、2020（令和2）年度は従来通りの対面授業の実施が困難となったが、遠隔授業においても、Zoomによるオンライン環境の整備や、教員同士の遠隔授業に関するセミナー等を実施することにより教育の質確保に取り組んだ。

春学期授業が終了した時点で、遠隔授業に対する学生評価をアンケート形式で実施した（資料2-34）。アンケート調査結果は本学のIR推進室で分析し、第3者評価会で点検した（資料2-35）。その結果は内部質保証推進の責任主体である学部長会議で報告され、学長より各学部へ改善を指示した（資料2-36）。4学部長はアンケート結果を基に、後期からの授業実施方法を各学部内で協議し、アンケート結果と学部長からのコメントを大学ウェブサイト及び学内ネットに掲載し、学内の教職員及び学生と保護者に周知した（資料2-37【ウェブ】）。これらを踏まえて、秋学期からは感染対策を徹底させることで、対面授業を大幅に拡大させるなどの改善を図った。

また、2020（令和2）年度の自己点検・評価の過程で独自基準として「新型感染症対応」を設け、本学の感染症対応について外部評価委員会で点検を受けた（資料2-38【ウェブ】）。点検で受けた指摘（学生とのコミュニケーション強化等）は学部長会議で報告され、学長から各学部長に改善を指示し、2021（令和3）年度からの対面授業の拡大等の改善に繋がった（資料2-39）。

（3）問題点

大学ウェブサイト上に公表する情報の正確性と信頼性は、それぞれの情報を管理する部署が責任を持って担保しており、ホームページ委員会でも公表前に精査している。また、自己点検・評価委員会による公表後のチェックも行われている。しかしながら、公表した情報をよりスピード感を持って検証するための体制整備は今後の課題と思われる。

（4）全体のまとめ

2018（平成30）年度に「杏林大学内部質保証の方針」を策定し、内部質保証推進の責任主体を学部長会議とした。そのもとにおかれた自己点検・評価委員会が本学の教育・研究にお

ける理念・目的の達成状況について継続的な自己点検・評価を行い、その結果及び外部評価委員会の評価結果をもとに、学部長会議での審議を踏まえ、学長の指示のもと該当部署が改革・改善のための方策を立案・実施することで、本学の教育・研究の質を保証し向上させることとしている。また、学部長会議は、改善策の執行状況を確認したうえで、内部質保証システムが適切に機能しているかについて点検・評価を行っている。学部長会議が関係部局と連携しながら、課題を抽出して改善策を策定・実施する体制を整備したことにより、全学的なPDCAサイクルが適切に機能していると判断している。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性>

理念・目的は、「教育基本法及び学校教育法に則り、かつ建学の精神に基づいて、崇高な人類愛と高度の科学精神を基盤とするすぐれた人材の育成を目的とし、もって広く人類の福祉に貢献することを使命とする。」である（資料1-1【ウェブ】）。

この理念・目的に則り、学士課程は4学部15学科から構成されている。すなわち、医学部（医学科）、保健学部（臨床検査技術学科、健康福祉学科、看護学科、臨床工学科、救急救命学科、理学療法学科、作業療法学科、診療放射線技術学科、臨床心理学科）、総合政策学部（総合政策学科、企業経営学科）、外国語学部（英語学科、中国語学科、観光交流文化学科）である（資料1-3【ウェブ】）。

これらの学部は、大学の理念・目的を踏まえた「教育・研究上の目的」を設定し、それぞれの「教育・研究上の目的」に従って専門領域を教授・研究している。また、これらの学部・学科は、有機的に連携し、人あるいは社会が円滑かつ健全に発展・向上することに尽くす人材を育成している。

大学院の理念・目的は、「大学建学の精神に則り、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、優れた研究者及び高度専門職業人を養成することにより、文化の進展に寄与する」ことである。この理念・目的に則り、大学院課程は医学研究科博士課程（生理系専攻、病理系専攻、内科系専攻、外科系専攻、社会医学系専攻）、保健学研究科博士前期課程（保健学専攻、看護学専攻）、同博士後期課程（保健学専攻、看護学専攻）、国際協力研究科博士前期課程（国際開発専攻、国際医療協力専攻、グローバル・コミュニケーション専攻）、同博士後期課程（開発問題専攻）の3研究科を設置している（資料1-4【ウェブ】）。これらの研究科も、大学の理念・目的を踏まえた「教育・研究上の目的」を設定し、それぞれの専門分野の高度な知識や技能、研究能力を習得することを目指している。

以上のように、各学部・研究科は、大学の理念・目的に適合した目的をもって構成され、人材育成を行っている（基礎データ表1）。

<大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性>

大学の理念・目的を達成するため、教育・研究環境の整備、学生の教育・就職・健康の支援、国際交流の推進、研究の推進の観点から、三鷹・井の頭キャンパスに共通する学務を担当するための10の全学運営組織を設置している（資料3-1）（資料3-2）。すなわち、図書館（資料3-3）、研究推進センター（資料3-4）、入学センター（資料3-5）、キャリアサポートセンター

(資料3-6)、国際交流センター(資料3-7)、学生支援センター(資料3-8)、保健センター(資料3-9)、地域交流推進室(資料3-10)、高大接続推進室(資料3-11)、総合情報センター(資料3-12)である。

附置研究所として、杏林CCRC(Center for Comprehensive Regional Collaboration)研究所(2021(令和3)年7月より地域総合研究所に改称)を設置している(資料3-13)。2013(平成25)年度文部科学省「地(知)の拠点整備事業(COC)」採択を機に、地域交流推進室を基盤として設置されたこの研究所では、本学4学部の教育・研究資源を動員して地域との協働による課題解決を行い、これを通じて地域を志向し問題解決力を持つ学生を育成しながら、新しい都市型高齢社会の姿を模索している。これは、人材育成と福祉に貢献するという杏林大学の目的と合致したものである。

<教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮>

社会的要請、国際環境の変化に対応し、大学の理念・目的に合致した人材育成を行えるように、地域交流推進室、国際交流センターの組織整備を行い、高大接続や総合政策学部ではグローバル・キャリア・プログラム(GCP)(資料3-14【ウェブ】)等の取り組みを推進してきた。

また、「社会の健康を守る大学」を目標として掲げ、下記の取り組みを中心に教育内容の充実を図ってきた。これは、大学を取り巻く環境への配慮であると同時に本学の理念・目的と合致するものである。

社会的要請への対応として、地域社会に貢献できる人材を育成すべく、学部での教養科目として「地域と大学」を設置し(資料3-15【ウェブ】)、地域社会に広く目を向ける学生の育成に力を入れている。この科目をきっかけに地域社会に関心を持った学生が、ゼミナールや研究室、サークルなどの活動を通じて積極的に地域社会の課題に取り組んでいる。また、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」への参画を契機とし、地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムを導入している。

国際環境の変化への対応として、例えば、総合政策学部ではグローバル・キャリア・プログラム(GCP)として、グローバルに活躍するビジネスパーソンを育成するためのキャリア育成プログラムを導入している。また、文部科学省の「グローバル人材育成推進事業」(のちの「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」)に採択されており、外国語学部を中心に中国語圏で活躍できる「卓抜した語学力」と「スマートでタフな交渉能力」を兼ね備えたグローバル人材を養成している。加えて、「日英中トライリンガル育成のための高大接続」で「大学教育再生加速プログラム」(AP)の採択を受け、グローバル人材育成に積極的に取り組む高校との連携を深め、「アドバンストプレイスメント」、「日英中トライリンガルキャンプ」など、高校生に多様な学びの機会を提供している(資料3-16【ウェブ】)。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部・研究科、センター、図書館等の各部局において、各年度の「自己点検・評価報告書」作成を通じて、教育研究組織の適切性を定期的に自己点検・評価している。そして、自己点検・評価報告書は自己点検・評価委員会で確認され、全学内部質保証推進組織である学部長会議が責任主体となって、事業報告書及び外部評価委員の提言なども参考に検証を行っている。組織の変更等の必要がある場合は、運営審議会、大学評議会、大学院委員会、理事会において教育研究組織の適切性について全学的な検証を行い、その結果に基づく改善を実行している（資料2-9）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

上述の体制の下で、2020(令和2)年度は以下の教育組織改編が検討された。

医学研究科では、既存の5専攻（生理系専攻、病理系専攻、内科系専攻、外科系専攻、社会医学系専攻）を新たに設ける医学専攻に発展的に統合する。現在の学問及び大学院教育の動向として、特定の専門分野に偏らず、専門性を核としながら多分野を横断的に理解する能力を身につけた研究者を養成することが求められており、この専門統合は、この動向に合致したものである（資料3-17【ウェブ】）。

複雑化し、ストレスの多い現代社会において、社会の中で心理的な課題を抱える人が増えてきている。このような状態を受けて、心の問題をもつ本人だけでなく、家族や関係者への心理的支援を行うことを目的とした、公認心理師という専門職が誕生した。こういった社会情勢を受け、心と身体を一体化して考えることのできる病院等の診療域における心理職の専門家を養成するため、2018（平成30）年、保健学部に臨床心理学科を設置した。2021（令和3）年度には臨床心理学科が完成年度を迎えるため、保健学研究科の博士前期課程に「臨床心理学専攻」を新たに設置し、2022（令和4）年度から学生の募集を開始する。同専攻の卒業生は公認心理師の国家試験の受験が可能となるため、公認心理師として大いに社会に貢献することが期待される（資料3-18【ウェブ】）。

このように、学生により良い教育機会を提供し社会的な要請に応えるために、継続して教育研究組織の見直しと改編を行っている。

（2）長所・特色

社会情勢、国際環境の変化、社会の要請に対応して、これまで教育研究組織及び学部・学科、研究科の改編が行われてきた。その結果、大学を取り巻く環境の変化や社会からの要請に合わせて、大学の理念・目的に合致した人材を育成するための組織ができています。

新型コロナウイルス感染症の発生に際しては、2020（令和2）年3月初旬から学長、学部役職教員及び教務課等の事務職員で授業体制を協議した。その結果を踏まえて、各学部・研究科及び附置機関は学長からの指示を受けて迅速に対応することで、新型コロナウイルス感染症禍という非常事態においても教育・研究活動の機会を確保した。主な対応を以下に記載する（資料3-19【ウェブ】）。

附置機関を含む全学的な新型コロナウイルス感染拡大防止への対応・対策として、全学的な保健センターが中心となり、学生支援センター及び教務課と連携しながら、感染が疑われる症状をもつ学生や教職員からの相談や対応並びに指示を統一的に行うことで、キャンパス横断的に学生・教職員の健康保持に努めた。入学センターでは、オープンキャンパスのオンライン形式での実施、入学試験を新型コロナウイルス感染症の防止措置を講じたうえで実施

することで学生の受験機会を確保した。学生支援センターでは、全学生への支援金給付や学生相談の窓口増設等、学生の経済的支援やメンタルケアに配慮した支援を展開した。キャリアサポートセンターではキャリア説明会や企業説明会をオンライン形式で複数回実施し、就職相談窓口をオンラインで開設するなど、コロナ禍でもきめ細かい対応を行った。その結果、2020（令和2）年度卒業の学生の就職率は大きく下がることはなかった。総合情報センターでは、通信環境やデバイス等が未整備の学生に通信機器を貸与した。また、遠隔授業の環境整備として、学内に通信サーバを新たに設置し、学生・教職員にZoomアカウントを付与する等の措置を講じることで、円滑な授業の実施に努めた。各附置機関での詳細な対応については、該当する各章を参照されたい。

（3）問題点

特になし

（4）全体のまとめ

大学の理念・目的を実現するにふさわしい学部・研究科の構成となっている。教育・研究組織について、定期的に点検・評価が行われており、その結果、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境などに鑑みた継続的かつ発展的な改編がなされている。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

建学の精神である「眞善美の探究」を通じて、優れた人格を持ち、人のために尽くすことの出来る国際的な人材を育成することを教育理念にしている（資料1-1【ウェブ】）。この教育理念、及び教育研究上の目的、教育目標に基づき、大学（学士課程）、大学院（博士前期課程）、大学院（博士後期課程）で教育課程の編成・実施方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」）（資料2-6【ウェブ】）を策定している。その方針に沿って各学部・各学科及び各研究科・各専攻単位でディプロマ・ポリシー（資料2-7【ウェブ】）を策定しており、修得すべき知識、技能、態度、能力等、当該学位に相応しい学習成果や卒業要件、修了要件を明示している。例えば、外国語学部及び国際協力研究科（博士前期課程）のディプロマ・ポリシーは次のとおりである。

なお、各ディプロマ・ポリシーは、各学部・研究科の「履修案内・授業内容（シラバス）」（資料1-6）や大学ウェブサイトを通じて学内外に公表されている。

【外国語学部】

外国語学部では、教育目標を達成するため、卒業時点までに獲得すべき能力を以下のように定め、卒業の要件を満たし、これらをすべて修得したと認められる学生に、学士の学位を授与する。

- (1) 高度な外国語運用能力
 - ・母語だけではなく少なくとも一つの外国語（英語または中国語）を実践的かつ高度に運用できる。
- (2) コミュニケーション能力
 - ・グローバル社会で良好な対人関係を主体的に築くことを目指し、ホスピタリティに溢れたコミュニケーションができる。
- (3) 問題解決能力
 - ・知識・技能を活用しながら、自ら問題・課題を発見し、情報分析能力・データ分析能力を活用した客観的分析と柔軟な発想によって問題・課題を解決することができる。
- (4) 自己表現力・情報発信力
 - ・他者の意見・主張を尊重し理解したうえで、議論・交渉の場において自らの意見を明確に表現し、新たな情報を創造・発信することで建設的な主張を展開することができる。
- (5) 異文化理解とグローバル人材力
 - ・幅広い教養を身につけ、多様な価値観の認識・尊重と適切な正しい異文化理解に基づいて、グローバル社会で他者と協働し活躍することができる。
- (6) 高い倫理観と社会的責任遂行能力
 - ・グローバル社会・地域社会の持続的発展のために、将来を見据え自律的に行動し、他者と協調・協働しながら、高い倫理観を持ち、社会的責任を積極的に果たすことができる。
- (7) 専門的な知識・技術・技能と活用力

・実社会の中で必要な基礎専門能力を修得し、それを発展的に活用することができる。

【国際協力研究科（博士前期課程）】

国際協力研究科博士前期課程では、教育目標を達成するために、卒業時点までに獲得すべき能力を以下のように定め、修了の要件を満たし、これらをすべて修得したと認められた学生に、修士（開発学/国際医療協力/学術）の学位を授与する。

- (1) 高度な知識・理解・理論の展開能力
 - ・国際性を持って国際協力の実践に必要な論理を展開できる。
- (2) 課題の発見・分析・処理能力
 - ・国際社会で発生する様々な課題を自ら発見し、理論的・実証的・政策的に分析して問題を処理することができる。
- (3) 高度専門職業人としての能力
 - ・国際協力推進に先導的な高度専門職業人として必要な諸技能（他人を納得させることができるコミュニケーション能力や情報発信能力等）を駆使することができる。
- (4) 研究遂行能力
 - ・問題解決に向け高い倫理観を持って自立して研究課題を設定し、研究活動の実践によりその成果を生かすことができる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表>

上記のディプロマ・ポリシーと同じ単位で教育課程の編成・実施方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」）を策定している（資料2-6【ウェブ】）。そして、その方針に沿ってディプロマ・ポリシーに定めた、知識、技能、態度、能力等、当該学位にふさわしい学習成果を学生が達成することを目標とし、カリキュラム・ポリシーを各学部・各学科及び各研究科・各専攻単位で策定している（資料2-7【ウェブ】）。その内容は、教育課程の編成・実施に関する基本的な考え方を示したうえで、①教育内容、②教育方法、③成果の測定について具体的な方針を定めている。例えば、外国語学部及び国際協力研究科（博士前期課程）のカリキュラム・ポリシーは次のとおりである。

さらに、ディプロマ・ポリシーと同様に、「履修案内・授業内容（シラバス）」（資料1-6）や大学ウェブサイトを通して学内外に公表している。

【外国語学部】

外国語学部では、卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力の修得のために、外国語科目、基盤教育科目、教養科目そして専門科目の4つの科目区分から成る授業科目を体系的かつ順次

的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を実施する。カリキュラムの体系を示すために、科目間の関連や科目内容の順次性を番号で表現する科目ナンバリングを行い、カリキュラムマップを作成することで、カリキュラムの構造をわかりやすく明示する。単位制度の実質化を図るため、履修可能上限単位を適切に設定する（CAP制）。また、学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるよう、アカデミックアドバイザー制度を通して学生支援を行う。

教育内容、教育方法、評価については以下のように定める。

(1) 教育内容

(1-1) 高度な外国語運用能力を修得するために

- ・各学科における主要な外国語（英語または中国語）の実践的かつ高度な運用能力の基盤を築くため、それぞれの外国語科目の必修科目と選択科目を設置する。

(1-2) コミュニケーション能力を修得するために

- ・外国語運用能力拡充の基盤形成のために、学科の主要外国語以外の外国語科目として、「中国語Ⅰ～Ⅳ」（中国語学科を除く）「韓国語Ⅰ～Ⅳ」「ドイツ語Ⅰ～Ⅳ」「フランス語Ⅰ～Ⅳ」「スペイン語Ⅰ～Ⅳ」を配置する。
- ・グローバル社会で通用する対人コミュニケーション力を涵養するため、「コミュニケーション概論」「異文化コミュニケーション論」「ホスピタリティ・コミュニケーション」を配置する。

(1-3) 問題解決能力を修得するために

- ・学士課程へのスムーズな移行のための初年次教育として、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的に問題点・課題点を発見する知的習慣の形成を可能にするために、「大学入門」を配置する。
- ・現代社会における現象や問題を量的アプローチにより分析し、解決策を導くことができる能力を陶冶するために、「データサイエンス」「データリテラシー」を配置する。さらにこの能力を強化するために、「統計学」を設置する。
- ・現代社会における現象や問題を量的アプローチにより分析し、解決策を導くことができる能力を陶冶するために、「データサイエンス」「データリテラシー」を配置する。さらにこの能力を強化するために、「統計学」を設置する。
- ・自ら問題・課題を発見し、解決する能力を高めるため、「ゼミナールⅠ～Ⅲ」「卒業論文・課題指導」（または「卒業論文・プロジェクト指導」）を配置する。

(1-4) 自己表現力・情報発信力を修得するために

- ・日本語での自己表現力・情報発信力を高めるため、初年次教育として「アカデミックライティング」を配置する。
- ・日本の伝統・歴史・文化を表現・発信することを目指し、「日本文化演習」を配置する。
- ・各学科の専門教育を通して学修した知識や技能を表現・発信する「卒業論文・課題指導」（または「卒業論文・プロジェクト指導」）を配置する。

(1-5) 異文化理解とグローバル人材力を修得するために

- ・グローバル社会において必要とされる幅広い教養を身につけ、多様な価値観の認識と適切な異文化理解を深めるため、「異文化コミュニケーション」「地域圏研究Ⅰ～Ⅲ」「ダイバーシティ論」を配置する。

(1-6) 社会的責任遂行能力を修得するために

- ・地域社会の持続的な発展のために、他者と協調・協働しながら自分の能力を積極的に役立てる力の修得を目指し、「サービスマーケティングⅠ・Ⅱ」「フィールドスタディⅠ～Ⅴ」などを配置する。
 - ・将来を見据え自律的に行動し、学士課程修了後に社会的責任を遂行するために、「キャリアデザインⅠ～Ⅳ」「インターンシップⅠ～Ⅲ」などのキャリア教育科目を配置する。
- (1-7) 専門的な知識・技術・技能とその活用力を修得するために
- ・各学科に求められる共通の基礎専門能力と、それらをさらに発展させた応用的な専門能力を修得するため、専門分野の体系に基づき、必修科目と選択科目を区別し、学年・学期別の科目配置を行う。
 - ・個別テーマに関する専門的知識・技術・技能を獲得するとともに、それらを課題解決に活用する能力を修得するために、3・4年次に「ゼミナールⅠ～Ⅲ」を必修科目として配置する。
- (2) 教育方法
- (2-1) グローバル社会での適応能力を修得するために
- ・グローバル社会での適応能力を涵養するため、海外留学・研修・実習プログラムを積極的に導入する。
- (2-2) 高い問題解決能力と自己表現力・情報発信力を修得するために
- ・問題解決能力・自己表現力・情報発信力を修得できる能動的学修アクティブラーニング)方法を取り入れた科目を積極的に導入する。
- (2-3) 社会的責任遂行能力の修得のために
- ・グローバル社会と地域の双方を舞台にした活動体験・現場体験を通して適応能力を涵養するため、フィールドワーク、インターンシップ、ボランティアなどのソーシヤルラーニング(社会学修)を積極的に導入する。
- (2-4) 高度な外国語運用能力を修得するために
- ・外国語による専門的な知識・技術・技能の修得を図るために、CLIL(Content and Language Integrated Learning)手法を積極的に導入する。
- (3) 成果の測定
- (3-1) 各学期終了時に国際的な成績評価指標であるGPA(Grade Point Average)で評価する。
- (3-2) 外国語の運用能力を高めるため、学年ごとに目標を設定し、その達成度を検証するための共通テストを実施する。
- (3-3) 大学IRコンソーシアム「学生共通調査」及びループリックを用いて学士課程全体の成果を測定する。

【国際協力研究科(博士前期課程)】

国際協力研究科博士前期課程では、卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力などの修得のために、国際開発、国際医療協力、グローバル・コミュニケーションの3専攻を設け、以下に示した教育課程編成・実施の方針に基づきコースワークとリサーチワークをバランスよく配置する。専門知識や技術、実践能力の効果的な修得できるよう講義・演習・実験・実習などを適切に組み合わせた授業を行う。問題解決には広い視野と学際的識見が求められることから、専攻や専門分野を超えた履修を可能とする。

教育内容、教育方法、評価については以下のように定める。

(1) 教育内容

- (1-1) 国際協力に必要な幅広い知識と深い理解および高度な理論を培い、社会の高度な要請に応えるために研究活動に必要な諸技能を養い、国際協力に必要な世界諸地域の広く、高度な知識を修得し、国際社会の問題について理解を深めるための科目を配置する。
- (1-2) 国際社会で発生する様々な課題を理論的・実証的に分析し問題を処理する能力を培うために開発に関する学生のキャリアを生かして、課題の理論的・実証的分析技能と問題の処理能力を高めるための科目を配置する。また、学生の力量を学問的に発揮させるため、国際開発及び地域協力の施策を究明する。
- (1-3) 国際協力推進に先導的な高度専門職業人に必要な諸技能を培うために世界諸地域の社会の発展に資するため、国際協力の促進に寄与する高度専門職業人に必要な諸技能及び知見を修得するための科目を配置する。
- (1-4) 問題解決に向け自立して研究課題を設定し、研究活動の実践により社会への貢献、知的財産の還元への遂行能力を培うために自立した研究課題の設定能力・研究活動の実践により得られた成果を生かす能力を身につけるために、コースワークを踏まえたリサーチワークの科目を配置する。

(2) 教育方法

- (2-1) 高度専門職業人としての能力を修得するために
- ・ 少人数体制による双方向性の教育を実施する。
 - ・ 課題に対する学生のプレゼンテーションや集団討論を重視した授業を積極的に取り入れる。
- (2-2) 課題の発見・分析・処理能力を修得するために
- ・ 問題発見能力を修得できる能動的学修（アクティブ・ラーニング）を取り入れた科目を積極的に導入する。
 - ・ 外部の識者を招聘し、豊富な経験から得られた優れた知見に触れる特別講義・講演会を実施する。
- (2-3) 研究遂行能力を修得するために
- ・ 指導教員が、きめ細やかな研究指導や論文執筆・発表の指導を行う。
 - ・ 論文公開発表会において多様な専門分野の教員が指導することで、専攻横断的に研究遂行能力を高める。

(3) 成果の測定

以下の方法で、研究遂行能力や論文執筆力、論文発表の際のプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力が、修士の学位に相応しいレベルに達しているかを評価し、課程として目的に沿った成果が上がっているかを測定する。

- (3-1) 履修科目の総合判定は、各学年終了時に国際的成績評価であるGPA（Grade Point Average）で評価する。
- (3-2) 論文公開発表会および修士論文審査において、研究遂行能力や論文執筆力、論文発表の際のプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力が身につけているかを測定する。

<教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性>

学部・研究科いずれにおいても、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの連関性については、それぞれ対応関係となるように示されており、教育内容と教育方法についても具体的な取り組み内容を明記している。教育目標を達成するために多岐にわたる教育内容が設定されており、それらを学部・研究科ごとの特性に応じた多様な教育方法により修得できるよう工夫を凝らしている。

毎年、学長より各学部長・研究科長に対して、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、入学者受け入れの方針（以下、アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーの適切性を一体的に検証するよう指示されており（資料4-1）、各学部・研究科で検証の結果、改正の必要があった場合は、学部長会議で審議（資料4-2）するという全学的な管理プロセスにより、適切性を担保している。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置>

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

ディプロマ・ポリシーにおいて定めた、学生が修得することを求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を獲得するためのカリキュラム・ポリシーが、各学部・各学科及び各研究科・各専攻単位で策定されている。教育課程は全てこのカリキュラム・ポリシーを基盤として作成されており、教育課程に対するポリシーの適切性と整合性を各学部・研究科で定期的に確認し、改善が必要な場合は学部長会議で審議することで、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性を担保している。

この整合性については、例えば、国家試験に関わる医学部及び保健学部においては、法令等に従った教育課程を編成しつつも、本学の建学の精神を反映した一般教養科目、外国語科目、キャリア科目を配置している。また、大学院の各研究科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、専攻や専門分野の教育課程を設けている。さらに教育課程のカリキュラム・ポリ

シーにおいてディプロマ・ポリシーとの関連性が示され、そこでは科目区分や代表的な科目の位置づけが明示されている（資料1-6）。

・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

各学部・研究科において、低学年時に一般教養科目を多く設定し、学習が進むにつれて専門科目にシフトして、最後に学習成果として卒業研究・卒業論文、学位論文を配置するという順次性及び体系性に配慮した教育課程を編成している。そして、科目間の関連や科目内容の順次性を参考で標記する「科目ナンバリング」や、全ての授業科目に対して卒業までに身に付けるべき能力がどの項目と関連するかを示す「カリキュラム・マップ」（資料4-3）によって、教育課程の体系性と順次性を学生に明示している。

・単位制度の趣旨に沿った単位の設定

授業科目の単位計算方法は、大学設置基準及び大学院設置基準を踏まえて、杏林大学学則（資料1-3【ウェブ】）第26条及び杏林大学大学院学則（資料1-4【ウェブ】）第24条において、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものと定められている。

- (1) 講義及び演習については、毎週1時間から2時間15週の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、毎週2時間から3時間15週の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2つ以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、上記の基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

さらに、卒業研究・卒業論文、学位論文等に該当する授業科目については、これらの学習の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができるものと定めている。

・個々の授業科目の内容及び方法

個々の授業科目の内容及び方法について、各学部・研究科において、ディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーを反映した授業科目を設定したうえで、各学部・研究科の教務委員会やFD委員会が中心となりそれぞれの授業科目の内容を比較・吟味（資料4-4）することで、授業内容の適切性と体系性を確保している。

学部の例として、医学部では、カリキュラム・ポリシーに沿い、講義と実習を組み合わせで授業を実施している。基礎医学系科目においては、講義で知識の習得を行い、演習・実習で知識の確認を行うように、講義・演習・実習を配置している。臨床医学系科目は、講義形式を主としているが、一部にチュートリアルの双方向性の授業形式を取り入れ、学生の主体的な参加を促している。臨床実習（4年～5年）では、医学部附属病院のみでの実習を基本とし、参加型臨床実習（6年）は学外あるいは海外施設での実習を念頭に設定されている。それぞれの授業科目の内容及び方法の適切性については、教務委員会、カリキュラム検討委員会で検討を行っている。授業科目の方法などに問題点がある場合は、FDなどで全教員が問題を共有し、解決を検討している。2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延による緊急事態宣言の発出により、前期の講義の多くは、ウェブを利用したオンデマンド型の講義、

後期はZoomを用いた遠隔講義を行った。実習は一部の科目や臨床実習においては、対面型の実習を行ったが、対面での実施が難しい時期には、ウェブを使った演習として行った。通常の講義、実習方式とは異なっていたが、教育課程の編成・実施方針に沿い、授業を実施した。学外あるいは海外の施設での実習を想定している参加型臨床実習は、海外渡航の禁止、派遣先の病院の状況から、全て学内での実施となった。医学部における教育が適正に行われているか評価するため、医学部専任教員、学生代表、学外学識経験者を構成員とした「医学部教育評価委員会」（資料4-5）が設置されている。2020（令和2）年度の教育の内容の評価については、2021年（令和3）度に医学部教育評価委員会により評価を行った（資料4-6）。

・授業科目の位置づけ（必修、選択等）、各学位課程にふさわしい教育内容の設定

各学部・研究科において、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーを反映した授業科目を設定し、その趣旨を踏まえ授業科目の位置づけ、配当年次の指定等が行われている。授業科目の位置づけ（必修・選択の割り振り等）は、各学部の教務委員会を中心に検討され、教授会で承認される。また、前述の教育課程の順次性・体系性を考慮して、配当年次が決定される。

研究科の例として、国際協力研究科では、博士前期・後期課程とも各専攻の目的に沿った人材を養成するための専門分野が設けられている。博士前期課程は、第1・2セメスターにおいては、それぞれの専門分野を中心に基礎的な研究、ツールとしての理論、原理を修得し、それらをもとに第3・4セメスターで修士論文の作成を行うように編成されている。博士後期課程については、各専門分野の専門科目を履修後に博士論文の作成を行うように編成されている。また、博士後期課程の学生は、研究及び論文作成の進捗状況を在籍期間中原則年度ごとに1回、研究科の教員及び学生の前で、学会発表と同様の形式によって発表を行い、指導教員以外からも広く指導や助言を受け得る機会としている（資料1-6）。

・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）、教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）

各学部において、学部教育への円滑な導入を図るための導入教育が行われている。具体的には、多様な入試形態による入学者が自ら学習計画を立て、主体的な学びを实践できるように担任教員が指導する科目を必修科目として用意している。また、入学前教育として例えば総合政策学部と外国語学部では、推薦入試、AO入試・帰国子女入試に合格した高校生を対象に入学前セミナーを実施し、事前学習の課題を与えている（2019（令和元）年度、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延により開催実績なし）。それに加えて、毎年3月下旬頃に「スプリング・セミナー」を開催し、一般入試とセンター試験利用入試合格者に対しても任意参加を呼びかけて、模擬講義の実施や事前学習課題の解説を行っている。

初年次教育の例として、医学部では、「入門生物」「入門物理」「入門化学」の科目を選択必修とし、高等学校で選択しなかった理科の科目を選択させ、スムーズに大学のカリキュラムに進めるように配慮している。また、知識としての教養だけでなく、特に医師として必要な教養として、「生命倫理と医療安全」、「人文生命科学特論」、「早期体験学習」、医のプロフェッショナルリズム、医師のキャリア形成、心理学などの内容を取り入れた「行動科学」を医学専門教育が始まる前の低学年の間に配置し、医師としての高い倫理観や豊かな人間性を培うことに力を入れている。高学年においては、Computer Based Testing（CBT）やObjective Structured Clinical Examination（OSCE）により4年次から開始する臨床実習に十分な知識・

態度が形成されていることを確認した後、臨床実習に臨む。約1年半の臨床実習で医師としての実務に対応可能な臨床的知識・技能・態度を修得する。6年次では、これらの知識・技能を総括する授業を実施し、その修得について卒業試験で判定する構成となっている(資料1-6)。

・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等(【修士】【博士】)

いずれの研究科においても、カリキュラム・ポリシーに基づきコースワークとリサーチワークを配置している。そして、片方のワークに偏重しないように、各研究科において授業単位数や学習時間に配慮したカリキュラムが組まれている。例えば医学研究科では、コースワークは計18単位であり、リサーチワークは計12単位である。これを授業時間数に換算すると、ほぼ同時間数であることから、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮したカリキュラムとなっている(資料1-6)。

また、保健学研究科では、保健学研究科博士前期課程は、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力の修得のために保健、医療、看護、福祉領域に専攻と専門分野を設け、カリキュラム・ポリシーに基づきコースワークとリサーチワークをバランスよく配置している。コースワークは、講義、演習、実験、実習などを組み合わせ、専門知識や技術、実践能力の修得につながる授業を行っている。科目は、体系的に理解できるようカリキュラム・マップにより可視化している(資料4-3)。

・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

教育課程の編成に当たっては、本学の内部質保証推進組織である学部長会議が中心となり、学内組織と連携しながら、全学的に改善を図っている。教育課程の根幹となるカリキュラム・ポリシー、及びディプロマ・ポリシーは、学長より各学部・研究科長に毎年見直しの指示が出され(資料4-1)、ポリシーが変更される場合は必ず全学内部質保証推進組織である学部長会議で審議、承認される(資料4-2)。

<学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施>

各学部・研究科において、社会的、職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を実施している。

学部の例として、総合政策学部では、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するために、キャリア関連科目が1年次から3年次に至るまでの必修科目となっており、就職活動に向けて順次的、段階的指導を行うことになっている。「インターンシップ」などのキャリア教育(資料4-7【ウェブ】)では、学生の就業意識を高め、大学での学習と就業を結びつける内容となっている。さらには、英語力を鍛え、ビジネススキルや専門分野を英語で学べるグローバル・キャリア・プログラム(GCP)を導入しており、所属学生は留学も経験し、成果を上げている。「地域と大学」及び「プロジェクト演習」は、地域を取り巻く諸課題に対する問題解決能力や、学際的視座などを養う科目であり、特色ある教育として認められ、文部科学省の「地(知)の拠点整備事業(COC)」に採択された。さらに、他学部履修制度や大学コンソーシアム八王子単位互換制度の活用、海外留学・海外研修等による単位認定制度の活用などにより、総合政策学部の枠組みを超えて、多様な教育内容を提供している。

研究科の例として、国際協力研究科では、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するために、教育内容、教育方法、評価方法を適切に定め実施している(資料1-6)。

博士前期課程においては、論文指導Ⅲ-1・Ⅲ-2を履修し、海外での調査研究や企業等実習を行った場合に、その内容や時間に応じて、最大4単位まで単位を付与できるようになっている。在籍者数が多い留学生に対しては、キャリアサポートセンターが、留学生への就職支援という枠組みで個別に対応をしている。新カリキュラムになり、学部教育とのつながりを持たせるといふ、新カリキュラム移行の目的の1つが達成され、学部卒業生が本研究科を志望、進学するケースが出てきた。まだ人数的にはわずかであるが、それぞれの指導教員が、学生が研究職を希望するか、一般企業への就職を希望するかなど、折りに触れ話し合い、将来のキャリア形成を支援している。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ・適切な履修指導の実施 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】） ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】） ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

<各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置>

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

各学部・研究科において、単位の実質化を担保するため、1単位45時間の学習時間が確実に維持できるよう配慮しており、学年暦の編成にあたっては、すべての授業において適切な授業回数を確保し、補講日を設けることで休講等による授業時間の不足を補填できるようにしている（資料1-3【ウェブ】）。補講日は、学生支援システム（以下、ユニバーサル・サポート）を通じて学生に速やかに連絡することになっている。また、シラバス（資料4-8【ウェブ】）の授業計画には毎回の授業について予習・復習の内容及び必要時間を記載しており、これに基づいて授業担当者が適宜課題等を課すなどの工夫を行うことで、授業外での学習時間を確保できるよう配慮している。以上のように授業時間を確保したうえで、シラバスの授業計画に従って授業を実施し、シラバスに明示した適切な方法によって評価と単位認定を行うことで、単位制度の趣旨に基づく単位認定を行っている。

さらに、履修する科目を集中して学べるよう、履修登録単位数の上限として保健学部では1年間に49単位、総合政策学部では各学期に24単位、外国語学部では各学期に22単位と設定している(資料4-9【ウェブ】)。なお、上限単位数の設定から自由科目は除かれている。また、前学期のGPAが一定の数値以下の場合の履修登録数の上限引き下げ、一定の数値以上の場合の上限緩和の制度がある。

医学部においては国家試験の受験資格認定上の要請から、自由選択の外国語を除く全ての授業科目が必修であることから、実質的な上限設定となっている(資料4-10)。

保健学部においては、自己点検・評価の一環として、2020(令和2)年度に履修登録状況を調査し、上限を超えて履修登録する学生数の実態を把握した(資料4-11)。その結果、保健学部1年生の30.8%が49単位を超えて履修していることがわかった。同様に2年生では32.1%、3年生では1.5%、4年生では0.9%であった。これらの上限を超えた履修の多くが、資格取得に必要な自由科目の履修であった。調査結果は、2021(令和3)年2月の学部長会議(資料2-18)でも審査され、学長より該当学部に改善に向けた取り組みを求めた。これを受けて、履修登録時に教務課より個別指導を行い、上限を超えて履修登録することがないように指導し、また、資格取得科目の履修を強く希望する学生に対しては、担任による毎月の面接を行い、学習状況の把握・個別指導を行った。その結果、2021(令和3)年度に保健学部で49単位を超えて履修している学生の割合は、1年生30.8%⇒21.2%、2年生32.1%⇒19.0%、3年生1.5%⇒1.2%、4年生0.9%⇒0.8%と減少し、取り組みによる改善がみられた。なお、49単位を超えて履修した学生の多くが50単位～55単位内の履修に収まっており、一部の編・転入学生等の例外を除き、履修登録上限を大きく超過する学生は殆どいなかった。そして、2020(令和2)年度と同様、上限を超えた履修科目の殆どが資格取得に必要な自由科目や教職課程の専門科目であった。一方、教職課程の専門科目については杏林大学学則(資料1-3【ウェブ】)の別表5-1に、これらの科目については「自由科目」とし卒業の単位数に算入しないことが述べられている。したがって、現状では年間履修登録数の上限を超えて履修することが認められていることになるために、教職課程の教員がきめ細やかな履修指導や学習指導を行うなど単位の実質化を図っている。学長の指示により、単位実質化を図るためのさらなる改善に向けて、今後は教職課程を含めて履修単位上限内に収めるよう検討している。

総合政策学部においては、教職科目を履修している学生の一部が50単位を超えた履修登録をしている。この課題に対して、上述のとおり対応を検討している(資料4-12)。

外国語学部においては、2020(令和2)年度以前までは50単位を超えて履修している学生が学部全体で10名程度いたが、アカデミックアドバイザーによる履修指導の徹底により、2021(令和3)年度は50単位を超えて履修している学生はいなかった(資料4-13)。

研究科においては、所属している学生が履修登録を行う際は指導教員が必ず確認しており、履修科目・履修方法並びに時間割は、専攻分野や研究テーマに即して、必要とする知識・技術を効率的に修得できるよう、指導教員と相談のうえ決定している。

- ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)

各学部・研究科のシラバスの内容については、「授業概要」「学位授与と科目との関連及び到達目標」「授業形態、計画・内容及び課題に対するフィードバックの方法」「授業外学習(予

習・復習等)の具体的内容と必要な標準的な時間」「テキスト・参考書」「成績評価の方法・基準」「科目ナンバリング」等の項目からなるシラバス共通フォームを作成し、いずれも大学ウェブサイトや冊子、ユニバーサル・パスポートで公表している。シラバスの作成にあたっては、「シラバス作成の手引き」をもとに作成のための研修会(以下、FD)を実施し、授業担当者がシラバス登録システムに入力した後に、シラバス確認担当者(学部より委嘱された委員)が確認事項をチェックする体制を整えている(資料4-4)。このシラバス第三者チェック体制を導入したことにより、ほぼすべてのシラバスで記載事項が網羅されるようになり、学生の計画的で実質的な学習に資するシラバスとなっている。

また、各学期末に実施される学生による授業評価アンケート(資料4-14)にシラバス通りに授業が行われたかをたずねる質問を設け、授業内容とシラバスとの整合性の確保について教務委員会で検証している。アンケートの活用方法は各学部により異なり、例えば医学部や外国語学部では、アンケート結果が良好だった教員が「Teacher of the Year」(資料4-15)として表彰され、学部の他教員に自身の授業内容や授業実施に当たっての工夫を講義するなど、FDとしても役立っている。総合政策学部では、毎学期行う科目別の授業評価アンケートの結果を教員個人に伝達し、FD委員会のイニシアティブのもと、「ピア・オブザーブ制度」を導入しており、学生からの授業評価が著しく低い教員が複数セメスターにわたりその状況を継続した場合、担当教員とピア・オブザーバー(学部内の他の教員複数名)とが協力して授業方法を改善する体制がとられている(資料4-16)。なお、学生評価の結果は大学ウェブサイトにて公表している(資料4-17【ウェブ】)。

・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

アクティブ・ラーニングなど、学生の主体的な参加を促すための授業内容・方法を全学的に導入している。

例えば、外国語学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力などの修得のために、外国語科目、基盤教育科目、教養科目そして専門科目の4つの科目区分から成る授業科目を体系的かつ順次的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を実施している。その中で、学生の主体的参加を促すための授業内容・方法を積極的に導入している。ただし、新型コロナウイルス感染症蔓延下においては、以下一部のプログラムの実施方法を変更した。

- (1) グローバル社会での適応能力を涵養するための海外留学・研修・実習プログラム(2020(令和2)年度は海外留学・研修・実習プログラムをオンラインで実施した)
- (2) 演習科目に限らず講義科目においても、高い問題解決能力と自己表現力・情報発信力を修得するため、能動的学習(アクティブ・ラーニング)方法を取り入れた科目
- (3) 活動体験・現場体験を通して、社会的責任遂行能力及び適応能力を涵養するため、グローバル社会と地域の双方を舞台にしたフィールドワーク、インターンシップ、ボランティアなどのソーシャルラーニング(2020(令和2)年度は、一部のフィールドスタディとインターンシップをオンラインで実施した)
- (4) 英語もしくは中国語による専門的な知識・技術・技能の修得を図り、それらの言語の高度な運用能力を修得するためのCLIL(Content and Language Integrated Learning)手法

また、国際協力研究科においては、全体的に少人数のクラスで編成されている授業が多いことから、発表・報告の機会が多く設けられ、そのための調査課題や、講義中に学生が作成

するノート、発表報告時のレジュメ、掲示物等に関わる指導を含むアクティブ・ラーニングが中心に行われている（資料1-6）。

・適切な履修指導の実施

各学部ともに、各学年、各学期開始時期にオリエンテーション期間を設定し、教務担当の教職員が中心となって履修指導を行っている。特に新入生に対しては、他の教員も協力し、単位制という制度、必修科目・選択必修科目・選択科目の違い、シラバスの見方などを、「履修案内」「シラバス」「時間割表」を参照しながら説明し、時間割作成に際して助言を与えている。また、学生には履修モデルを提示し、履修相談を行うことで、それぞれの履修登録を適切に行えるようサポートしている。

例えば、外国語学部の全教員は「アカデミックアドバイザー」として（資料4-18）、学生が割り振られる。アカデミックアドバイザーは、学生個々人の状況に応じたきめ細やかな学習指導を徹底するために、学期ごとに個別面談を行っている。特に2セメスター以降は、単位の取得状況及びGPAが一定の基準を満たさない学生に対する、早期の学習の立て直しを主眼に、アカデミックアドバイスをを行っている。

なお、教職課程履修者は自由科目を履修することになっており、各学期履修上限である22単位を超えることがあるため、教職課程委員とアカデミックアドバイザーが個別に履修指導するとともに、GPAを含めた学習状況を踏まえた面談を実施している。

研究科においては、所属している学生が履修登録を行う際は指導教員が必ず確認しており、専攻分野や研究テーマに即して、必要とする知識・技術を効率的に修得できるよう、指導教員と相談のうえ決定している。

・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）

各学部ともに、授業内容及び授業形態に配慮した学生数となるよう配慮している。例えば、外国語学部では、必修外国語科目で習熟度別の少人数編成で授業を行っている。その他の演習科目・講義科目については、教育効果と授業運営に配慮したクラスサイズとなるよう工夫している。

しかし、一部の選択科目において、想定していた以上の履修希望者となった場合、可能な限りクラスの増設で対応しているが、やむを得ず履修制限等の対応を取らざるを得なかった科目もあった。このことは、2019（令和元）年度に開催した自己点検・評価に対する外部評価委員会において、100名を超える大人数講義が多いため改善するよう指摘されている。

これを受けて、学長より2020（令和2）年3月開催の学部長会議（資料4-19）にて、履修者数上限設定を2020（令和2）年度は150名未満、2021（令和3）年度は100名未満にするように医学部を除く各学部で指示し、各学部で検討のうえ、改善に向けて取り組んだ。その結果、井の頭キャンパスでの合同科目（3学部又は2学部合同）を中心とした講義科目の1授業あたりの学生数の改善に向け、例年履修者が多くなる科目に関しては、複数クラスを開講するか、当該科目と同じ時間帯に他の科目を入れることで、学生の履修が分散するような対策を行った。

取り組みの成果を確認するために2021（令和3）年度に調査を実施したところ、大人数講義の数はむしろ増加していることが判明した（資料4-20）。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いオンラインという授業形態での授業が増加したことにより、教室の制約がなくなり、ま

たオンデマンド授業が増えたことで学生が時間に縛られず講義を受けることができるようになったため、履修制限をせずに、学生が希望する授業を履修できるようになったことがその一因にあると考えられる。

遠隔授業という新しい授業形態においても授業の質を確保するために、2020（令和2）年度初頭には各学部を中心に、Zoomの使い方や効果的なオンライン講義の提供方法等に関する研修を実施している（資料4-21）。また、通信環境を整備し、通信機器を有しない学生に対する機器貸し出しなどを早急に実施した。こういったオンラインという新しい授業形態に配慮した取り組みにより、学生の学習環境、及び教員の授業環境の整備に尽力した。

・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）

大学院においては、各研究科ともに学位課程ごとに研究指導の内容と方法、さらに研究指導計画（資料4-22）に予め研究指導のスケジュールを策定し、学生に明示している。また、研究指導計画及び学位論文審査基準（資料4-23【ウェブ】）に基づいて研究、学位論文指導を実施している。なお、研究科では論文提出の中間目標地点として「中間発表」が設定されており、学位取得に向けた道筋を整備している。

・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

各学部・研究科における教育の実施にあたり、本学の内部質保証推進組織である学部長会議が中心となり、学内組織と連携しながら、全学的に改善を図っている。毎期の授業評価アンケートや、大学IRコンソーシアムの大学間共通アンケート、さらには卒業生及び就職先への調査の分析結果は、学部長会議で報告され、課題がある場合には学長より該当部署へ改善の指示が出される。例えば、2020（令和2）年度の大学間共通アンケート（2019（令和元）年度対象）で、外国語学部の教育内容に不満をもつ学生が特に1年次・2年時において多く、退学者の増加につながっていることが判明した。そのため、学部長会議（資料4-24）で学長より外国語学部長にカリキュラム見直しを指示し、外国語学部長は教務委員会と協働し、低学年時より専門科目を深く学べるようにカリキュラムを抜本的に再編成した。このように、教育成果の調査結果は、学部長会議に必ず報告され、学長より改善の指示を出し、該当部署は教育内容の見直しを行うというPDCAサイクルが適切に機能している。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

<成績評価及び単位認定を適切に行うための措置>

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定

杏林大学学則（資料1-3【ウェブ】）第26条第1項、杏林大学大学院学則（資料1-4【ウェブ】）第24条第2項に規定されるように、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、単位の計算がなされている。単位の実質化を担保するために、1単位45時間の学習時間が確実に維持できるよう配慮するとともに、学年暦の編成にあたっては、すべての授業において授業回数15回を確保し、休講等が生じた場合には補講によって填補することとしている。

- ・既修得単位等の適切な認定

杏林大学学則第27条の2、第27条の3、第27条の4において、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に修得した単位及び学生が本学以外の教育機関等において取得した単位を60単位を超えない範囲で認定している。また、大学院については、杏林大学大学院学則第22条において20単位を超えない範囲で認定している。単位の認定は、単位制度の趣旨を踏まえ、教務委員会において審議した後、教授会に諮っている。

- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価については、杏林大学学則第27条、杏林大学大学院学則第23条に基づき、評価指針を「履修案内・授業内容（シラバス）」（資料1-6）に明記している。

すなわち、杏林大学学則第27条第3項に「試験の成績は、S（90点以上～100点）、A（80点以上～90点未満）、B（70点以上～80点未満）、C（60点以上～70点未満）、D（60点未満）の5種とし、S A B Cを合格、Dを不合格とする。合格した授業科目については所定の単位を与える」と規定し、第27条の5第2項では「学生に対して、学習の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準を予め明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする」と規定している。

研究科においては杏林大学大学院学則第23条に、「学科目の履修の認定は、学期末又は学年末に試験又は研究報告によって行い、その方法は学科目担当教授が定める」旨が明記されている。また、第23条2において、「試験又は研究報告の成績は、S（90点以上～100点）、A（80点以上～90点未満）、B（70点以上～80点未満）、C（60点以上～70点未満）、D（60点未満）の5種とS A B Cを合格、Dを不合格とする」ことを定めている。

また、評価方法についてはシラバスの「評価方法」欄で学生に明示しており、それに基づいて評価結果を上記のS～Dの判定基準にあてはめている。また、学生の成績を総合的に判断

する指標として、各学期終了時に国際的な評価指標であるGrade Point Average(GPA)による評価法を取り入れている。成績評価基準については大学学則で規定している。

そのうえで、成績評価の客観性、厳格性を担保するために、例えば医学部では、知識、技能及び態度に対して適切な評価を行うべく、評価方法等を表等で示しながら提示している。また、総合政策学部では、成績の評価結果に疑問を抱いた学生が、各セメスター終了後に設けられた「問い合わせ受付期間」内に所定の用紙を提出することで、成績評価の根拠を確認することができる。

・卒業・修了要件の明示

各学部の卒業の要件は、杏林大学学則第39条に明示され、「履修案内・授業内容(シラバス)」で明示するとともに、学期始めのオリエンテーションを通して学生に周知している。各研究科の修了の要件は、前期課程については杏林大学大学院学則第26条、博士後期課程については杏林大学大学院学則第26条の2に明示され、「履修案内・授業内容(シラバス)」等で明示するとともに、学期始めのオリエンテーションを通して学生に周知している。

・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

各学部・研究科における教育の実施に当たっては、本学の内部質保証推進組織である学部長会議が中心となり、学内組織と連携しながら、全学的に改善を図っている。成績評価及び単位認定に係る「杏林大学学則」及び「杏林大学大学院学則」は必要に応じて随時改正しており、改正内容は学部長会議で必ず審議される。

例えば、大学院におけるリカレント教育の推進を目的として大学院設置基準が変更された際には、杏林大学院学則を改正し、他大学院等の授業科目の単位認定や、単位取得に要した期間の在学期間へ算入すること等を学部長会議で審議している(資料4-25)。

<学位授与を適切に行うための措置>

・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

学部においては、前述の通り、所定の単位を修得することを卒業要件にしており、これを満たしたものに学位を授与することを杏林大学学則第39条に定めている。

また、大学院はいずれの研究科においても、大学院学則27条及び27条の2に基づき、学位論文審査基準が明定され、「履修案内・授業内容(シラバス)」等で明示されている。例えば、医学研究科では「研究課題の背景の明確性・課題設定の妥当性」等をはじめとした9つの審査基準を設定しており、それらの審査基準についてそれぞれ5段階評価にて評価を行い、全て3以上となった論文に対して合格判定を行っている(資料4-23【ウェブ】)。

- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

各学部・研究科において、ディプロマ・ポリシーを定め、大学ウェブサイトや「履修案内・授業内容(シラバス)」を通じて公表している。この学位授与方針のもと、大学学則39条に各学部の卒業要件を、大学院学則26条及び26条の2に博士前期課程及び博士後期課程の修了要

件を定め、さらに学習規程・履修規程（資料4-9【ウェブ】）がその細目を定めている。これらの事項は、履修案内やシラバス等を通じ学生に周知している。学位の授与に関しては、上記の要件を満たした者に対し、教務委員会、教授会・研究科委員会の議を経て、学長が卒業・修了を認定している。当該手続についても、学習規程・履修規程に明示されている。

例えば保健学部では、学位授与の判定基準(卒業要件)は、「4年以上在籍し、必修科目及び各系に定められた必要単位数をすべて取得し、それらの単位を含め、それぞれの学科における必要単位数以上の単位を取得していることが必要である。」と履修規程に明示している。単位取得における成績評価基準についても、「履修案内・授業内容（シラバス）」に明示しており、年度初めのガイダンスにて配布し周知を図っている。また、学位授与に係る責任体制及び手続きは、卒業に必要な単位取得を確認した上で教務委員会が卒業判定の原案を作成し、教授会でこの原案を審議（資料4-26）、承認のうえ、最終的に学長が卒業を承認している。加えて卒業が承認された学生を教務関係掲示板及びユニバーサル・パスポートにて掲示している。

研究科の例として、医学研究科における学位授与に係る責任体及び手続は次の通りであり、これは大学院要綱に明示されている（資料1-6）。学位審査体制は、まず審査委員のみの書面審査が行われ、必要に応じて論文の修正等を求め、修正論文をもって改めて書面審査を行うこととしている。書面審査終了後、公開審査会として公開論文発表会を行う。公開論文発表会では、プレゼンテーション、質疑応答、試問を行うこととし、学生は学位論文の内容として、当該研究を行うに至った背景・考察等のプレゼンテーションを行った後、学位論文の内容や周辺領域の学識について質疑応答・試問を受ける。公開審査会終了後、主査は学位論文審査結果要旨を作成し、医学研究科委員会に報告する。報告を受けた医学研究科委員会は審議のうえ、学位を授与すべきか否かを議決する（最終審議）（資料4-27）。審議には医学研究科委員会委員の3分の2以上の出席を必要とし、議決には出席者の3分の2以上の同意を必要とする。研究科長は医学研究科委員会の審議結果を学長に報告し、学長が学位の授与を承認する。さらに、医学研究科では学位論文審査の透明性及び厳格性を担保するための取り組みとして、学生の研究指導等を行った可能性のある教員は主査・副査を含めて審査委員に登用しないこととしている。また、公開論文発表会による公開審査の他に、医学研究科委員会全委員に対し、公開論文発表会開催前に学位論文要旨を、医学研究科委員会（審議）前に学位論文審査結果要旨を配信し、内容に疑義がないか確認を行っている。

・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

卒業時点までに獲得すべき能力を定めたディプロマ・ポリシーが、大学全体、大学院（博士前期課程、博士後期課程）、各学部、各学科、各研究科、各専攻に設定されており、ディプロマ・ポリシーの適切性を確認するよう、学部長会議で学長が毎年指示を出している（資料4-1）。これを受けて、ディプロマ・ポリシーを改正する際には、各学部・研究科の教務委員会や教授会で承認された後に学部長会議で審議（資料4-2）している。

また、研究科においてはディプロマ・ポリシーに加えて「学位論文審査基準」を設定し、学位論文審査を行うことで修了認定の客観性及び厳密性を確保しているが、その審議も学部長会議で行っている。例えば、国際協力研究科の現行の評価基準を学部長会議において審議し、2点の改正を行った。1点目の改正として、論文審査基準の客観性と厳格性を確保するため、2021（令和3）年度提出論文からは指導教授が主査、副査から外れることを学部長会議で

審議・決定し（資料4-28）、履修要項に明記された。2点目の改正として、博士前期課程では、以前までリサーチペーパーと学位論文という二つの成果形態が存在していたが、ディプロマ・ポリシーで定めた学習成果を測るには修士論文が必要不可欠であるという判断に至り、リサーチペーパーによる審査を取りやめることを決定した（資料4-29）。この2点の改正により、国際協力研究科の学位審査基準の厳格性が向上した。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の習得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

≪ 学習成果の測定方法例 ≫

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証組織等の関わり

<各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定>

学習成果を適切に把握・評価するため、大学全体、大学院（博士前期課程・博士後期課程）、各学部、各学科、各研究科、各専攻は、各学位課程の分野の特性に応じて学習成果を測定するための指標を定め、カリキュラム・ポリシー（資料2-6【ウェブ】）（資料2-7【ウェブ】）に明示している。主な指標は、間接評価として各学部・研究科において卒業成績（GPA）、卒業率、就職率、学生による授業評価アンケートを実施している。また、直接評価として学部特性に合わせて、卒業論文・卒業研究に加えて、医学部・保健学部は外部模試の成績や国家試験の合格率、外国語学部はTOEIC等の外部語学検定試験の成績、総合政策学部は外部の標準化された教育効果測定ツール（ベネッセ社のGPS）を導入している。加えて、大学IRコンソーシアムに加盟し、学生共通調査を全学部・全学年の学生を対象に毎年実施している。

また、2019（令和元）年度開催の自己点検・評価に対する外部評価委員会で、学習成果の測定結果をどのように活用し、教育活動の改善に繋げていくのかをより明確にするためには、カリキュラム・ポリシーを補完するものとしてアセスメント・ポリシーを策定することが望ましいとの助言を受けた。この助言を基に、学部長会議（資料4-30）で学長より全学部で成果指標を明文化するよう各学部長に指示しており、アセスメント・ポリシーが2021（令和3）年度に策定された。そして、このアセスメント・ポリシーを用いた、外国語学部での学習成果測定の結果が2021（令和3）年度に報告された。

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発>

前述の指標に加えて、新しい学習成果の測定方法として、「大学IRコンソーシアムの大学間調査」、「授業評価アンケート」、「卒業後調査及び就職先への調査」の3点を実施し、多面的に学習成果の測定を実施している。この調査結果の集計・分析は、IR推進室により行われている。

一点目として、杏林大学におけるIR推進の一環として、2014（平成26）年度より大学IRコンソーシアムに加入し、大学間調査（資料4-31）を実施して、他大学と情報の相互比較を行っている。以前までは、大学間調査のデータが教育改善に直接結びつかないという課題があった。そこで、2018（平成30）年にIR推進室（資料2-10）を新設し、統計処理に詳しい専任教員をもって充てることで、より精度の高い分析が可能となった（資料4-32）。大学間調査の集計結果は、IR推進室により「満足度」の観点から分析され、学部長会議に報告される。満足度と学習成果には一定の関連性があることから、大学IRコンソーシアム学生共通調査を学習成果の把握・評価するデータ資料として有機的に活用しており、満足度が低かった項目に対しては、学長より学部長への改善指示が出され、学部長はカリキュラムの改正等の授業改善に繋げている（資料4-33）。

二点目として、日頃の授業内容を学生がどのように評価しているかを明らかにし、授業内容の改善に努めるために、毎年2回「授業評価アンケート」を行っている。以前までのアンケートは、純粋に授業内容のみを問うものであった。しかし、2019（令和元）年2月27日に開催された自己点検・評価に対する外部評価委員会において、3つのポリシーで定めた学生が身に付けるべき資質・能力をより厳格に測定することが求められることから、授業評価制度を改善するよう助言があった。これを踏まえて、授業評価アンケートの項目を見直し、学習成果を問う項目を追加した（資料4-34）。授業評価アンケートの集計結果はIR推進室により分析され（資料4-35）、学部長会議で報告して、学生からの満足度が低い授業・教員に対しては学長から改善を指示することで授業改善に繋げている（資料4-36）。また、アンケート結果を大学ウェブサイト公表することで、より質の高い授業を実施するよう教員に促している。なお、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、対面での授業実施が困難になったことから従来の授業評価アンケートは実施せず、遠隔授業の内容に特化した「遠隔授業に関する授業評価アンケート」を実施した。アンケート結果は第三者評価を受けており（資料2-35）、「学生とのコミュニケーションを増やす必要がある」といった指摘に対して、感染対策を取りながら対面授業を拡大する等、授業改善に繋げている。

三点目として、学生の自己評価に主眼に置いた上記の授業評価アンケート及び大学IRコンソーシアムの学生調査に加え、2020（令和2）年度からは学外の評価者による学習成果の測定を目的として、卒業後調査（資料4-37）と就職先への調査（資料4-38）を活用した。卒業後調査は卒業後3年の卒業生に対して、就職後に大学での学習が役立ったか、ディプロマ・ポリシーに掲げられている能力は身に付いたかを確認しており、就職先への調査は採用した学生の評価や、学生に何を期待するかを質問している。調査結果はIR推進室により集計・分析され（資料4-39）、2021（令和3）年10月11日の学部長会議（資料4-40）で報告された。

このように、学内・大学間・学外の多角的な面から学習成果を測定する方法を開発しており、測定結果はカリキュラム改正やディプロマ・ポリシーの改訂等に反映している。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

内部質保証体制において、教育課程及びその内容、方法の適切性に関する点検・評価を全学的・体系的に推進している。教育課程及びその内容、方法の適切性については、まず教育の実施主体である各学部・研究科での自己点検・評価により定期的に点検・評価を行っている。この結果は、自己点検・評価委員会が全学的に統括して自己点検・評価報告書（資料2-29【ウェブ】）を作成し、学長に報告している。そして、学長は必要に応じて、学部長会議で見直しを指示している。

学部・研究科単位では、学部運営委員会・教授会などの会議体で自己点検・評価を行っている。例えば総合政策学部においては、点検・評価項目⑥で指摘した学生の学習成果の測定と併せて、FD委員会を設置し、学部全体のFDを随時開催し、学部全体で課題を検討している。とりわけ2020（令和2）年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、これまで経験したことのない遠隔授業の実施を強いられたことから、対面授業と同等もしくはそれ以上の教育・学習効果を高めるためのFDを開催した（資料4-41）。春学期終了後には、秋学期の講義実施を視野に入れて、春学期の遠隔講義を総括するとともに、学生からの聞き取りにより遠隔授業に定評のある教員から、講義の手法や知見について情報共有が行われた。同時に新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、前例のない遠隔授業を組織的に実施したことから、学生に対して遠隔授業に関するアンケートを行うとともに、学部長、教務部長、学生部長と（複数のプレゼミナールごとに）第1学年の学生との間で3回に分けて懇談会を行い、学生と意見交換をした（資料4-42）。また、秋学期終了後には、演習形式の講義科目における遠隔授業の手法に関して、情報共有が行われるとともに、外部の専門家を招いて、効果的なオンライン講義の実施方法に関する講演会（資料4-43）を開催した。

また、2016（平成28）年に施行されたカリキュラムについて、学部教員の情報共有を図ることを目的に、事前に行われたアンケート調査の結果が報告され、これに基づく議論が行われた。主に、演習（ゼミナール）の開始年限や運用方法、必修科目や初年次教育のあり方についてなどが論点とされた（資料4-44）。

さらに、総合政策学部では、年度初めに各教員が「課題・目標」シート（資料2-17）に、当年度の教育・研究・校務等の課題・目標、及び前年度の到達度の検証を記載し、学部長に提出することとしている。これをもとに、学部長との個別面談を行い、各項目に関する改善等を検討し、次年度以降の課題・目標の立案に繋げている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

上記の内部質保証体制における全学の自己点検・評価結果に基づく近年の改善事例として、医学研究科の専攻統合、外国語学部のカリキュラム改正、保健学部の健康福祉学科の定員増が挙げられる。

医学研究科の教育のあり方を自己点検・評価した結果、研究の進捗状況に合わせて大学院生が専門分野以外の教員の指導を受けるためには、基礎医学、臨床医学の垣根を超えた学際的な教育を行えるよう、専攻の改組が必要であるとの結論に至った。そこで、既存の5専攻を廃止し、新たに医学専攻を開設するとともに、大学院教育の充実を図っていくため、収容定員の削減を行った（資料4-45）。

2020（令和2）年度の大学間共通アンケート（2019（令和元）年度対象）で、外国語学部の教育内容に不満をもつ学生が多く、退学者の増加につながっていることが判明した。そのため、学長より外国語学部長にカリキュラム見直しを指示し、外国語学部長主導で教務委員会と協働し、低学年時より専門科目を深く学べるようにカリキュラムを抜本的に再編成した（資料4-46）。

社会における保健学部の役割を見直した結果、精神保健福祉士の養成が急務であるとの結論に至った。そこで、精神保健福祉士の養成を目的として、保健学部健康福祉学科の収容定員を増員した（資料4-47）。

学部・研究科レベルでの自己点検・評価に基づく改善として、例えば外国語学部では、各学科、教務委員会さらにFD委員会等において自主的な取り組みを実施し、その結果をニュースレター（資料4-15）にまとめて報告している。個別の取り組みとしては、「Teacher of the Year」が挙げられる。前述の授業評価アンケートの結果を基に外国語学部では「Teacher of the Year」を毎年度選定しており、選定された教員による授業方法や工夫点の紹介を行い、授業の質の全体的な改善・向上に繋げている。また、総合政策学部では教務委員会とFD委員会と協働し、学生のためにより効果的な教育方法を模索するため、定期的にFDを行っている（資料4-48）。またFDの一環として、「学際演習」において、教員同士が教育方法について互いに学び合い、刺激を与え合うために複数教員によるチーム・ティーチング制を導入し、そこで学んだ技術やノウハウを各人が担当する別の科目でも活用している。

（2）長所・特色

本学の長所・特色として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3ポリシーがきめ細やかに設定されていることが挙げられる。大学全体ならびに学部、大学院（博士前期課程、博士後期課程）、学科、研究科、専攻ごとに3ポリシーを策定しており、学生にとってより理解しやすい形で周知している。また、社会に対しては大学ウェブサイトを通して公表している。

加えて、近年における本学独自の取り組みとその成果として、「社会の健康を守る大学」としての取り組み、また「新型コロナウイルス感染症対応」の2つが挙げられる。

【社会の健康を守る大学としての取り組み】

総合大学として4学部共通の目標に「社会の健康を守る大学」を掲げている。この目標のもと、学生の学びのフィールドがキャンパスに限定されずに、キャンパスで学んだことを広く地域社会・国際社会に還元している。

地域社会への貢献として、「地（知）の拠点整備事業（COC）」並びに「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択されており、地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムを導入している。

国際社会の視点では、「グローバル人材育成推進事業」（のちの「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」）に採択されており、外国語学部を中心に中国語圏で活躍できる「卓抜した語学力」と「スマートでタフな交渉能力」を兼ね備えたグローバル人材を養成している。加えて、「日英中トライリンガル育成のための高大接続」で「大学教育再生加速プログラム」(AP)の採択を受け、グローバル人材育成に積極的に取り組む高校との連携を深め、「アドバンストプレイスメント」、「日英中トライリンガルキャンプ」など、高校生に多様な学びの機会を提供している。

上記の取り組みは「社会の健康を守る大学」という本学の目標に合致するものであり、本学独自の教育の取り組みとして評価できる。

【新型コロナウイルス感染症対応】

新型コロナウイルス感染症の流行というかつてない事態の中で、迅速に体制を整えて各学部に応じた授業を実施して対応した。また、遠隔授業の検証を行い、外部評価を経て学長指示のもと授業改善を行ったこと、本学医学部附属病院の協力を得て学生及び教職員の心理的なケアに努めたことは長所として挙げられる。

（3）問題点

2019（令和元）年度開催の自己点検・評価に対する外部評価委員会でも指摘として挙げられているように、学生の学習成果の測定として、アセスメント・ポリシーをどのように実質化し、活用していくかが課題であるが、改善に向けて2021（令和3）年度内にまずは各学部・研究科でアセスメント・ポリシーを策定した。外国語学部ではすでに試験的な運用を行っている。

また、IR推進室を中心とした種々の学習成果の測定は軌道に乗っているが、学生の意見をさらに授業改善に取り入れていくことが求められる。そのため、2021（令和3）年度には新たに卒業後調査を実施するなど、学生の意見を吸い上げて授業改善に活かす取り組みが強化されてきている。

（4）全体のまとめ

大学全体や大学院全体さらには学部、学科、研究科、専攻ごとに「理念・目的」及び「教育目標」を定め、それに基づきディプロマ・ポリシーを策定している。そして、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識や技能などを修得させるために、ディプロマ・ポリシーに関連した各学部各学科、各研究科各専攻のカリキュラム・ポリシーが定められ、各学部各学科、各研究科各専攻のカリキュラムが策定されている。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは大学ウェブサイトや履修案内、シラバス等を通じて公表されている。また、その適切性については、各々の教務委員会にて定期的に検証され、各教授会での審議後に、学部長会議で承認されるという階層別の点検・評価プロセスが構築されている。カリキュラム・ポリシーに基づいた授業の体系性及び順次性を可視化するために、科目には科目ナンバリングが行われ、履修ガイダンス等で学生へ周知され、学生が主体的、計画的に学習できるよう配慮している。

また、単位制度の趣旨に沿った単位の設定を行うとともに、単位制度の実質化を図るため、履修可能上限単位を適切に設定している（CAP制）。

学士課程においては、学士課程へのスムーズな移行のための初年次教育がなされ、各学部各学科において授業科目の設定と教育方法の整備がなされている。また、授業科目の設定にあたっては、専門教育に偏することなく教養教育とのバランスのとれた設定がなされている。さらに、早い段階からの職業的自立を意識させるべく、初年次からキャリア関連科目が設定されている。

博士前期課程及び博士後期課程においては、いずれの研究科でも、カリキュラム・ポリシーに基づきコースワークとリサーチワークをバランスよく配置している。また、学位授与に関しては、各研究科において、審査基準及び手続き等が明確かつ厳格に定められ、特に博士論文審査においては独立した第三者等を加え客観性・厳格性が確保されている。

シラバスには、授業概要、ディプロマ・ポリシーの関連・到達目標、授業計画、授業外学習（予習・復習等）の具体的内容と必要な標準的な時間、成績評価の方法・基準等が記載され、その内容が学生に周知され、その適正性を確保するため、シラバス作成のためのFD等が実施されるとともに、各学部・研究科独自の第三者チェック等も行われている。成績評価は、学則及び学修規程・履修規程に基づき、シラバスに明記した評価項目・基準で厳格に行われている。

いずれの学部・研究科においても、教育課程及びその内容、方法の適切性について、教務委員会やFD委員会が中心となり定期的に点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書で報告している。これに基づき、自己点検・評価委員会や学部長会議、また外部評価委員会で検証がなされている。

学習成果の測定に関しては、学習成果の測定方法を随時更新し、必要に応じて新しく開発しており、測定結果を学部長会議で確認し、学長指示のもとでカリキュラム改正等に繋げている。さらに、学期ごとに学生による授業評価アンケートを行っており、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検評価している。

上記の取り組みは全て、杏林大学自己点検・評価規程に基づき行われている。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表>

建学の精神である「真善美の探究」を通じて、優れた人格を持ち、人のために尽くすことの出来る国際的な人材を育成することを教育理念にしている。この教育理念、及び教育研究上の目的、教育目標に基づき、大学（学士課程）、大学院（博士前期課程、博士後期課程）で学生の受け入れ方針（以下、アドミッション・ポリシー）を策定している。その方針に沿って各学部・学科及び各研究科の専攻ごとに、修得しておくべき知識の内容・水準を明示したアドミッション・ポリシーを定め、大学ウェブサイト（資料5-1【ウェブ】）や「学生募集要項」（資料5-2【ウェブ】）（資料5-3【ウェブ】）及び「入試 Information」（資料5-4【ウェブ】）などに掲載して受験生に広く公表している。

なお、このアドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーと密接に関連するように、整合性に十分な配慮を払って策定されている。当然ながら、入学者選抜試験の方式が近年多様化しており、入学希望者に求める学力の3要素も変化することから、学長の指示によりディプロマ・ポリシー、及びカリキュラム・ポリシーと一体的なアドミッション・ポリシーの見直しを毎年行っている（資料2-13）。

また、各学部のアドミッション・ポリシーに基づく学生募集の情報提供及び広報活動に関しては、入学センター、広報・企画調査室及び各学部の入試委員会が主体となり、大学ウェブサイトにアドミッション・ポリシーを掲載し、オープンキャンパス（2020（令和2）年度はオンラインで開催）などの進学イベントで広報活動を実施している（資料5-5【ウェブ】）。加えて、大学案内や学部リーフレットの配布、ダイレクトメール送付や受験情報媒体への情報提供などを通じて、学生の受け入れ方針が社会に広く知られるよう努めている。また、年間を通じて関東近県の高校教員を対象とした大学説明会（2021（令和2）年度はオンラインで開催）において、各学部の特徴と教育方針、並びに入学者選抜試験方法の説明を実施している。さらに、外部委託の協力会社による高等学校への訪問の際にも、各学部の情報提供を進学担当教員に対して行っている。

一方、各研究科のアドミッション・ポリシーに基づく学生募集のための情報提供及び広報活動については、学内におけるガイダンス等で入学者選抜試験の説明会を開催するとともに、学外からの入学希望者に対しては、主に大学ウェブサイト上で求める学生像や入学者選抜試験に関する情報提供を行っている。具体的には、医学研究科では教室主任宛に当該年度の学生募集要項を配布し、各教室に所属する若手の教員にも研究科への進学を呼びかけている。加えて保健学研究科では、保健学部のオープンキャンパスにおいて、大学院進学希望者に対

する個別相談会を従来実施していた（2020（令和2）年はオンラインオープンキャンパス実施のため中止）。国際協力研究科においても、本学学部生に対して学内で入試説明会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、個別相談とした。

また、学部・研究科を問わず入学希望者に対しては、本学の求める学生像が確実に伝わるように「学生募集要項」を大学ウェブサイトにおいてダウンロードできるようにしている。

＜求める学生像、求める水準等の判定方法を踏まえた学生の受け入れ方針の設定＞

・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

各学部・各研究科のアドミッション・ポリシーには、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を含めた方針を定めることにより、入学に際して求める学生像と、学力・資質・態度等の求める水準が記載されている。入学希望者に求める学力水準及び能力等の判定については、アドミッション・ポリシー内に入学者選抜に関する基本方針を明示している。具体的には、入学者選抜試験における試験科目及びその出題範囲を「学生募集要項」に具体的に明示することによって、入学者選抜試験の出願資格として受験生が満たすべき要件を確認してもらうことにしている。

・入学希望者に求める水準等の判定方法

各学部・研究科ではアドミッション・ポリシーに、「求める学生像」と学力・資質・態度等の「求める水準」が設定されており、これらに基づき、「入学者選抜に関する基本方針」がアドミッション・ポリシー内に明示されている。

また、入学者選抜試験における試験科目及びその出題範囲を「学生募集要項」に具体的に明示することによって、入学者選抜試験の出願資格として受験生が満たすべき要件を確認してもらうことにしている。さらに、出題資格を満たした入学希望者に対しては、入学者選抜試験ごとに求める学力水準及び能力等の判定方法を学生募集要項に設定している。

点検・評価②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切

な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

＜学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定＞

各学部・研究科のアドミッション・ポリシーに沿うように、それぞれの入試区分において求める学生を受け入れるための入学者選抜試験の制度を整えている。

具体的には、各学部において修学に必要な学力と資質を有する学生を獲得するために、独自の入試問題による一般選抜試験を実施している。

加えて、一般選抜試験及び後述の大学入学共通テスト利用選抜では、複数日程又は科目組み合わせ可能な入学者選抜試験を実施することにより、多様な学生を受け入れている。なお、一般選抜試験では、複数回の受験を容易にするため、受験料割引制度（医学部を除く）を設けるなど、受験生の経済的な負担軽減も考慮している（資料5-2【ウェブ】）（資料5-4【ウェブ】）。

一般選抜試験以外の多様な入学選抜形式を挙げると、学力試験のみでは測れない優れた能力を有する学生を獲得するための総合型選抜（AO入試）や、高等学校が推薦する人材を獲得するための学校推薦型選抜（保健学部、総合政策学部、外国語学部）をそれぞれ実施している。他にも社会人特別選抜（保健学部、総合政策学部、外国語学部）、編転入学者選抜（総合政策学部、外国語学部）、大学入学共通テスト利用入試などの入試区分を設定している。また、国際化に伴い、日本以外の国籍を有する者を対象に外国人留学生選抜（医学部では留学生入試）を実施している。さらに、総合政策学部・外国語学部と各研究科においては、各学年をそれぞれ春学期（前期）・秋学期（後期）に分割するセメスター制度を導入しており、講義科目は原則としてセメスターごとに開講され、履修登録や成績評価、単位の付与もセメスターごとになされる。そのため、秋入学者に対する入学者選抜の制度があり、学生は各々の事情に合わせて、春学期・秋学期いずれの学期からでも入学可能である。

大学院では、一般選抜、社会人選抜、留学生選抜などの入試区分を設けており、いずれの入試区分においても、アドミッション・ポリシーと各受験生の特性に沿った入試が展開されている（資料5-3【ウェブ】）。

<授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供>

各学部・各学科（資料5-6【ウェブ】）及び各研究科・各専攻（資料5-7【ウェブ】）の入学検定料及び学納金を大学ウェブサイトに掲載し、学生や受験生、保護者が確認できるようにしている。また、経済的支援に関する情報提供として、入学後に利用できる奨学金（杏林大学奨学金（給付型）や熊谷奨学金、日本学生支援機構の奨学金など）も掲載している。加えて、大学ウェブサイトに「新型コロナウイルス感染拡大に伴う在学生への経済的支援について」のページ（資料5-8【ウェブ】）を特設し、コロナにより困窮した学生・保護者に対して、利用可能な経済的支援を通知している。また、入学時のガイダンスや留学前セミナー、奨学金の説明会等で学生に対して能動的に情報提供をしている。

<入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備>

入学者選抜試験実施にあたっては、学長を本部長、学部長を入試実施本部長とした組織を組むことにより適切に実施され、かつ責任体制も明確化している（資料5-9）。さらに、入学者選抜試験の実施方針・方法についても、学長を中心に各学部教授会・研究科委員会での検討結果を基に、各学部の入試委員会及び運営審議会において審議・決定する体制を整えている（資料5-10）。

入学者選抜試験の合否判定は、各学部の入学試験審議委員会、並びに各学部の入試委員会において作成した正規合格者案を各学部教授会で審議を経た後に学長が決定している。

さらに、各年度の入学者選抜試験終了後には入学センター（資料5-11）が入学試験委員会（資料5-12）を開催して、当該年度の入試結果の総括を行い、学生募集及び入学者選抜試験の適切性を検証することで、次年度に向けての改善についての検討も行っている（資料5-13）。

一方、各研究科における入学者選抜試験のための整備体制については、研究科長を中心とした大学院運営委員会で、入学者選抜試験の実施方針や実施方法が審議され、その結果を学長に報告し、学長よりの確かな指示を得ながら調整し、決定している。

<公正な入学者選抜の実施>

各学部では、公正かつ適切な入学者選抜試験を実施するために、入学者選抜試験方式、募集人数及び出願資格等を「学生募集要項」や「入試 Information」を紙媒体並びに大学ウェブサイトで公表し受験生に広く告知しており、さらに「入試 Information」では過年度の志願者数、合格者数、合格最低点及び実倍率を公表し透明性を高めている。

当然、合格判定に供される試験結果等の資料に関しては、特に志願者個人に関する情報はすべて匿名化されている。したがって、性別、国、地域及び現役浪人に関する情報は判定の場に供されることはなく、判定にも全く影響を与えない。加えて、これらの入学者選抜試験を公正かつ厳密に実施するために、試験監督は専任教員のみで構成され、各学部で「実施要領」「監督要領」「面接要領」を作成して実施方法を周知徹底させることにより、適切な管理体制のもと管理・運営している。

合格者の公表は、大学ウェブサイト及び掲示で行っている。なお、合格者の公表時に補欠順位も公表しており、定員の欠員が生じた場合、補欠順位に則り繰り上げ合格とするという措置により、透明性を確保している。また、入学者選抜試験問題の作成・採点に関しても、担当者を非公表として機密性の高い環境下で実施している。

なお、2021（令和3）年度入学者選抜試験の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、受験生・スタッフの手指消毒の実施、マスク・手袋着用、及び試験会場における密を避ける目的で別会場を追加し、さらには試験会場の換気を徹底したうえで実施した。また、試験当日に咳等の症状がある受験生の別室受験の許可、当日受験できなかった学生のために追試験及び振替試験も実施した。

各研究科での入学者選抜試験の実施については、筆記試験と面接試験の評価をもとに各研究科の大学院運営委員会で審議後、研究科委員会で審議・合否判定を行い、透明性と公平性を確保している。その後、合否判定結果案を速やかに学長に報告し、学長承認後に合格者の発表を行っている。また、入学者選抜試験問題の作成・採点に関しては、学部同様、担当者を非公表として機密性の高い環境下で実施している。

<入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施>

入学希望者への合理的な配慮については、「学生募集要項」に受験又は就学上の配慮に関する受験生からの相談への対応を明示している。具体的には、本人の申請に基づき公平性を担保したうえで、別室受験や試験問題・解答用紙の拡大等の受験上の配慮を行い、障がいや疾病のある受験生に対しても公平に入学者選抜試験を実施している。当然ながら、入学後における修学上の配慮についての情報も提供できるよう準備している。

さらに、本学の研究科は全て Semester 制を取り入れており、入学時期も受験時に春学期（4月入学）・秋学期（9月入学）のいずれかを選択できるようにして、多様な学生の受け入れに努めている。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率【学士】
- ・編入学定員に対する編入学生数比率【学士】
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理>

専任教員に対する学生比率や、医学部・保健学部の学内外施設での実習可能な学生数等を総合的に勘案し、入学定員及び収容定員の設定を行っている。また、入学者数や在籍学生数が入学定員や収容定員と大幅に乖離することがないように、各学部の入学試験審議委員会及び教授会において合否判定を厳密に行っている。そして、毎年度の収容定員及び在籍学生数は、大学ウェブサイト（資料5-14【ウェブ】）でその都度掲載することにより社会に広く公表している（大学基礎データ表2、3）。

・入学定員に対する入学者数比率【学士】

過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、全学部で1.05となっている。学部別では、医学部1.00、保健学部1.03、総合政策学部1.09、外国語学部1.06である（大学基礎データ表2）。

・編入学定員に対する編入学生数比率【学士】

2021（令和3）年5月1日現在の編入学定員に対する編入学生数比率は、総合政策学部が総合政策学科2.33、企業経営学科0.33、外国語学部が英語学科1.50、観光交流文化学科0.83、中国語学科0.70である（大学基礎データ表2）。

・収容定員に対する在籍学生数比率

2021（令和3）年5月1日現在の収容定員に対する全学部の在籍学生数比率は1.03である。学部別では、医学部1.03、保健学部1.02、総合政策学部1.07、外国語学部1.02である。

一方、各研究科における2021（令和3）年5月1日現在の収容定員充足率は、医学研究科0.51、保健学研究科博士前期課程0.96、保健学研究科博士後期課程0.94、国際協力研究科博士前期課程0.39、国際協力研究科博士後期課程0.40である（大学基礎データ表2）。

・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

医学部で収容定員に対する在籍者数比率が1.03と超過しているが、心身不良等の原因で、休学・留年する学生がいるという課題を認識している。成績不良者や健康問題による留年者に対しては、専任教員による担任制度に基づき学生及び父母との面談を行い、これ以上の留

年とならないように支援して、収容定員に対する在籍学生数を超過しないように対策をとっている。引き続き、医学部付属病院の精神神経科や学生相談室の協力も得ながら、支援を続けていく。

また、編入学定員の充足率が、総合政策学科2.33、企業経営学科0.33、外国語学部が英語学科1.50と適正な値ではないため、管理が課題として挙げられる。改善に向けて、総合政策学部・外国語学部における編入学定員の削減や学科毎の定員数の変更などの措置をとっている（資料5-15）。

研究科においては、国際協力研究科博士前期課程の収容定員充足率が0.39と未充足であることから、内部進学者に対する説明会や、入学定員の見直しなどの措置を取り在籍学生の未充足に対応すべく対策を講じている（資料5-16）。

他研究科において、大学評価基準は超えているものの低迷が続いていたことから、社会人入学生に対して夜間や土曜日開講といった特別措置を施すと同時に、本学学部生が大学院に入学する（内部進学）場合の入学金の免除などの対策を実施（資料5-17）し、研究科全体の入学者数の増加と収容定員の未充足の解消に努めている。

研究科個別の問題としては、医学研究科では専攻毎の志願者・入学者に格差がある。この格差を解消すべく、初期研修2年目の研修医にも門戸を開き積極的に学生の受け入れを行っている。また、2022（令和4）年度より、既存の5専攻を廃止し1専攻にして発展的に統合する（資料5-18）。

なお、近年の入学試験において、論文指導を行う指導教員不足を理由に、従来よりも合格者数を制限せざるを得ず、充足率を達成できない事態に直面していた。こうした状況を踏まえ、より充実した教育・研究の提供に努めるべく、2022（令和4）年度より各研究科で収容定員の削減を行った。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜適切な根拠（資料・情報）に基づく点検・評価＞

内部質保証体制において、学生の受け入れの適切性に関する点検・評価を全学的・体系的に実施している。学生の受け入れに関する各学部の自己点検・評価については、各年度の入学者選抜試験がすべて終了した時点で、各学部の入学試験審議委員会において当該年度の入学者選抜試験結果に基づく点検・評価を行い、入学者選抜試験方法の妥当性について検討を行っている。この点検・評価結果をもとに、学力・能力の高い受験生を受け入れることができるよう翌年度の入試計画の策定を行っている。

入学者選抜試験ごとの志願者数、合格者数、入学手続き率等の入試結果データに加えて、オープンキャンパスへの参加者数、同アンケート結果などの調査結果を基に、入学センターが全学的に統括して自己点検・評価報告書を作成する。自己点検・評価報告書は自己点検・評価委員会で確認し、審議後に学長に報告され、学長は必要に応じて、学部長会議で入学者受け入れに関する改善を指示している。

さらに、入学者選抜の結果は、教授会等と学園の最高意思決定機関である理事会との調整にあたり、教学事項等の審議を行う「運営審議会」でも報告され、改善の指示が出される。

<点検・評価結果に基づく改善・向上について>

上記の内部質保証体制における全学の自己点検・評価結果に基づく近年の改善事例として、大学院への内部進学促進、大学院各研究科における収容定員の見直し、各学部における編入学定員の見直しが挙げられる（資料5-19）。

大学院における自己点検・評価の結果、本学は他大学と比較して、学部から大学院へ内部進学する学生が少ないことが課題となっていた。そこで、学長の指示により大学院の定員充足率改善に向けた対応策の一環として内部進学者を経済的に支援すべく、入学金を免除する制度を導入した（資料5-17）。また、内部進学者向けの入試説明会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、個別相談とした。

大学院の定員充足に向けて、例えば国際協力研究科において従来の4専攻を3専攻に発展的に改組するなど、様々な方策に継続的に取り組んできた。しかしながら、研究科内で2020（令和2）年度に自己点検・評価を行った結果、いずれの研究科も定員充足を達成できない状況が続いていた。そこで、各研究科の研究科委員会で検討し、改善案として大学院教育の充実を図るため、収容定員の総数を減少させる提案がなされ、学部長会議で学長より承認された。各研究科で適正な収容定員数を見直した結果、医学研究科は従来の5専攻を1専攻に統合したうえで136名から100名へ、保健学研究科は博士前期課程で28名から18名へ、博士後期課程で18名から15名へ、国際協力研究科は博士前期課程で80名から40名へ、博士後期課程で30名から15名へ削減することとした（資料5-16）。

本学では、編入学定員の適正管理に向けて、例えば保健学部は編入学制度を廃止、総合政策学部及び外国語学部は2度にわたり定員を削減するなど、多様な取り組みを行ってきた。しかしながら、各学部内で行った2020（令和2）年度の自己点検・評価の結果においても、定員の適正管理を達成できない状況が続いていた。そこで対応策を各学部の入試委員会で検討し、制度導入時と比して編入学に対する社会の需要が減少したことから、編入学定員を見直すこととした。これは、学部長会議の審議において、学長より改善するよう指示があったためである。その結果、総合政策学部では、総合政策学科で定員を上回る学生が在籍しているのに比して、企業経営学科への入学希望者が多くない現状を鑑みて、3年次編入学定員を総合政策学科は3名から4名へ、企業経営学科は3名から2名へ変更した。また、外国語学部では、中国語学科及び観光交流文化学科では充足状況が十分でないため、3年次編入学定員を中国語学科は5名から2名へ、観光交流文化学科は3名から2名へ変更したうえで、中国語学科の1年次入学定員2名へ振り替えた（資料5-15）。

また、学部・研究科レベルでの自己点検・評価に基づく改善として、入学直後に入学生に対してアンケートを実施し、これらの結果と前述した各種調査結果に基づき、翌年度以降の入学者選抜試験方法の見直しを行っている。具体的には、2018（平成30）年度より医学部と保健学部では、これまでの試験区分で選抜される学生とは異なった性質・能力を有する学生を選抜するために、総合型選抜（AO入試）を導入した。また医学部では、2019（令和元）年度から後期試験として、1次試験に大学入学共通テスト（大学入学センター試験）、2次試験に英語の記述式試験を導入した。これは、学生の受け入れ方針の中に述べられている英語及び日本語運用能力について、より高いレベルで判定を行うためである（資料5-2【ウェブ】）。

一方、点検・評価結果に基づく各研究科の改善・向上については、入学生・在学生にアンケート調査を行い、学生のニーズや満足度を定期的にモニタリングすることで、受け入れた学生の学習成果について、縦断的に検証を行っている。また、修了時にカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに掲げる教育内容が培われたか、学習成果があったかどうかをアンケート調査している。これらの結果は、大学院運営委員会や研究科委員会で報告、審議され、その結果をもとに入学試験の内容や形式の変更を行うことで、学生の受け入れ体制の改善に資するものとなっている。

(2) 長所・特色

学部においては、志願者数を高い水準で確保しつつ、概ね適正な定員管理を実施している(大学基礎データ表2)。また、合格者の公表時に補欠順位も公表しており、定員の欠員が生じた場合、補欠順位に則り繰り上げ合格とするという措置をとり、透明性を確保している。

2021(令和3)年度入学者選抜試験実施にあたっては、文部科学省より示された「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に基づき、志願者が可能な限り安全・安心に受験できるように、医学部付属病院の協力も得て試験環境を整備し実施した。加えて、受験機会の確保を図ることを最優先とし、大学ウェブサイトにも志願者への本学の新型コロナウイルス感染対応について事前に告知した。

(3) 問題点

学部における問題点としては、医学部では収容定員に対する在籍学生数の比率が1.03と適正と言えない値になっている(大学基礎データ表2)。保健学部では臨床心理学科開設当初は入学定員未充足の状態であったが、2020(令和2)年度より定員を充足する入学者を受け入れている(大学基礎データ表2)。また、総合政策学部と外国語学部の編入学においては、収容定員充足率が、総合政策学部総合政策学科が2.33、外国語学部英語学科が1.50と高く、一方で、総合政策学部企業経営学科の収容定員充足率は0.33と低いことから、今後改善に向け努力が必要である(大学基礎データ表2)。具体的には、求める学生像及び資質を持つ学生を的確に選別するにあたり、現状の入学者選抜試験及びその評価方法の適切性について、各学部の入試審議委員会や教授会で今後も引き続き検証・検討を重ねていくことにしている。また、この状況を改善するために、進路相談会、高校訪問及び大学ウェブサイト等において、受験生への入学者選抜試験に関する情報等の周知も今まで以上に行う予定である。

他方、各研究科では、各研究科の大学院運営委員会などを中心に学生受け入れの計画や方針を立て、入学試験を実施したが、自己点検・評価の一環として入学試験の結果を検討したところ、入学定員及び収容定員とも未充足であるということが判明した。このことに対して、保健学研究科では専攻により志願者の数に差があり、特に志願者が少ない看護学専攻については、学部生の内部進学を促す対策を検討している。国際協力研究科博士前期課程、国際協力研究科博士後期課程は入学者を増やすために本学学部生が大学院に入学する(内部進学)場合の入学金の免除などの対策がとられているものの、入学定員に対する充足率が低い状態が続いている。国際協力研究科は、学部が大学院と直接結びついていないことが課題であるが、様々な学部、専門分野から進学する事ができ、グローバル志向という特徴がある。これらの特徴は認識、共有されているが、より分かりやすい専門分野を提示するなどの工夫が必要である。大学院進学率を向上させるために、具体的には学部3・4年生に対しては学位取得

後のメリットを説明すると同時に、社会人特別選抜者に対しては就業と勉学の両立を図れるようにTeamsやZoom等を使用した遠隔授業の運用を行うなど努力していく。他方、国際協力研究科の方針では、決して留学生の入学を排除するものではないが、本学の学部からの大学院進学を促すなど、日本国内の入学生の受け入れを進める。

(4) 全体のまとめ

全ての学部・研究科において、入学者の受け入れ方針としてアドミッション・ポリシーと、それに基づく各入学者選抜試験における評価方法を学生募集要項及び大学ウェブサイトで広く公表している。多様な入学者選抜試験方法を設定することで、アドミッション・ポリシーに従って学部・学科の専門性に適合した入学者を受け入れ、多様な観点から選抜が行えるよう適切な入学者選抜試験制度を設けている。一方、障害等のある受験生に対しては、一般の受験生と公平に受験できるような環境を整えられるように配慮している。

また、各学部の入試審議委員会において当該年度の入試結果に基づく自己点検・評価を行い、入試制度全般の改善について検討したうえで、翌年度の入試方針・概要を作成している。これらは、入学センターが学部・研究科の状況として取りまとめ、自己点検・評価報告書の形で報告している。杏林大学自己点検・評価委員会及び外部評価委員会で精査されたのち、学部長会議で審議され、必要に応じて学長より改善の指示が出される。このような複層的な審議過程を経て、質の保証を担保している。

一方、特に研究科で充足率が低いという問題はありますが、鋭意改善に向けて取り組んでいる。研究科での学生の受け入れの適切性に関しては、各研究科の大学院教務委員会及び研究科委員会において学生の受け入れ状況を点検・評価している。

最後に、2021年度入試実施にあたっては、文部科学省の「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」をはじめとした通達等に準拠し、さらに本学独自の対策を加えて、より万全を期す感染防止対策を行った。その結果、すべての入学者選抜試験は滞りなく実施され、それに伴うクラスターの発生等の事案もなく無事終了した。

以上のことから、本学の学生受け入れに関しては、継続的な努力が求められる点はあるものの、概ね適正になされていると評価できる。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

<大学として求める教員像の設定>

建学の精神に基づいて教育・研究を行うことを旨としており、杏林大学学則（資料1-3【ウェブ】）の第1条に明示している。そのため、大学として求める教員像は、大学設置基準に定める教員の資格要件を満たすのみならず、「本学の建学の精神を理解し、その実現に熱意を有するもの」であることを求め、杏林大学教育職員資格審査基準（資料6-1）第1条第2項に及び杏林大学大学院教育職員資格審査基準（資料6-2）に明文化し、本学が教員に求める資質等を示している。この「杏林大学教育職員資格審査基準」は学内専用ネット(以下、あんずネット)に掲載して周知・共有を図っている。

さらに、各学部においては、それぞれに「求める教員像」を明確に設定し、教員に求める能力・資質を明示している（資料6-3）。「求める教員像」は、大学・学部の理念・目的、教育目標を十分理解したうえで、学部・学科における教育を担当するに相応しい教育上の能力を有すると認められ、かつ各学部で設定した目標（専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められることなど）を満たす者としている。この「求める教員像」は、各学部の教授会・専任者会議において教職員間で共有されている。

<各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示>

教員組織の編制は、「教員組織の編制方針」（資料6-3）を定め、理念・目的、教育目標を達成するために各部門に必要な教員数を配置すること、教育・研究水準の維持向上及び活性化のために、教員の構成についても配慮する等の方針が明示されている。教育研究にかかる責任の所在、教育・研究のために様々な常置委員会を設置し学部内の組織的連携を確保することも明示している。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比

- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

教員組織の編制の単位は学部・研究科であり、各学部・研究科は「教員組織の編制方針」に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準が学部・大学院の種類及び規模に応じて定める専任教員基準数及び教授数を満たす人数を有している。

専任教員数は医学部が416名（うち教授：88名）、保健学部は232名（うち教授：67名）、総合政策学部は32名（うち教授：18名）、外国語学部は35名（うち教授：18名）であり、これら4学部の総専任教員は715名（うち教授：191名）となっている（大学基礎データ表1）。

大学院医学研究科の研究指導教員数は110名（うち教授：78名）、研究指導補助教員数が232名である。保健学研究科は、研究指導教員数が150名（うち教授：102名）、研究指導補助教員数が36名である。国際協力研究科については、研究指導教員数が37名（うち教授：25名）、研究指導補助教員数は12名である（大学基礎データ表1）。

<適切な教員組織編制のための措置>

適切な教員組織を編成するために、各学部・研究科において、その目的に即した教員組織の編制方針に沿って、特定の年齢層や性別に偏らないバランスのとれた編制措置が取られている。

例えば外国語学部では、主要な授業科目には、基本的に専任教員を配置することになっている。具体的には、英語、中国語の外国語科目、大学入門、キャリアデザインなどの基盤教育科目、さらにゼミナールなどの専門教育科目の必修科目は専任教員が担当している。科目担当者の職位（教授、准教授、講師、助教）については、各学科において科目の内容に応じて適切に配置している。

また、専任教員は、学科会議、教務委員会における調整に基づき、それぞれの専門領域に適合した科目を担当している。専任教員がカバーしきれない分野については、学外の人材を兼任教員として任用している。兼任教員の任用にあたっては、研究・教育業績などを当該学科で点検し、学部の委員会で検討した後、教授会において審議する。このように、授業科目と担当教員の適合性については、各学科会議での審議結果をもとに教務委員会で検討し、教授会で審議している。各学科において、それぞれの教育課程の目的を達成するために必要な教員を適切に配置している。

学部における教員採用においては、専門分野への適合性及び教育研究能力だけでなく、学部の年齢構成、男女比のバランスが適切なものになるよう考慮している。例えば、外国語学部の教員組織の編成実態を見てみると、教員の年齢構成は50～59歳台と40～49歳台が他に比べ多くなっており、30～39歳台が少なくなっているが、2021（令和3）年度より複数の30歳代教員が着任することになっており、この偏りは改善される。男女構成比は18：17となっている。一時的な年齢層の偏りはあるものの、編制方針と整合性のある教員組織が維持されていると判断できる（大学基礎データ表5）。また、学部の性格上、アメリカ、イギリス、中国、

韓国等出身の専任教員を配置している。なお、専任教員と兼任教員の比率において、兼任教員の比率が高くなっているが、これは外国語教育の充実のため少人数クラスを多く開講しており、また他学部の外国語科目担当兼任教員も外国語学部所属となっているためである（大学基礎データ表4）。

上記の編制措置に加えて、各学期に担当する授業時間数を制限することで、教員に過度な負担がかからないように配慮している。また、1週のうち1日を研究日とすることで、研究時間の確保にも配慮している。

<学士課程における教養教育の運営体制>

授業科目の設定にあたっては、専門教育に偏することなく教養教育も設定がなされている。医学・自然科学・人文科学・社会科学の専門的な学部・研究科を有する総合大学であるという特色を活かして、例えば全学部合同科目である「地域と大学」（資料3-15【ウェブ】）では、地域が抱える様々な課題を各学部の教員がそれぞれの視点で取り扱うなど、多分野に亘る教養教育を全学的に設定している。

豊かな人間性を養うための一般教養科目は、例えば保健学部では、人文・社会科学系、自然科学系、言語学系で構成され、主に1～2年次に履修できるように科目配当している。また、初年次教育としての基礎生物学、基礎化学、基礎物理学を1年生に配置し、専門科目に入る前の教育を充実させている。さらに、高い倫理観を持った人材を育成することを目標に生命倫理学を設定している。言語学系については国際的視野を持ち活動できる人材の育成を目指し、英語教育に力を入れている。英語の文献を読みこなす学力も必要となるため「医学英語」を設置している。語学については、外部の語学検定試験であるTOEIC、TOEFL、実用英語技能検定試験を受験した学生に対して、スコアに応じて外国語科目の単位認定を行っている。

各学部での教養教育の例としては、例えば保健学部では、教務委員会を中心に運営しており、4年間の学習分野を「一般教養系」「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」に分け、それぞれを構成する科目を学年進行とともに理解が深まるよう体系的かつ順次的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を実施している。また、医学部では専門科目への動機づけとしてのアーリーエクスポージャーとして、患者と接する機会を入学初年度から導入している（資料1-6）。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

<教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備>

前述の「杏林大学教育職員資格審査基準」（資料6-1）を大学全体に適用する教員採用及び昇任の基準として制定しており、この基準に則って教員の採用と昇任の手続きがなされる。また、教授の採用に関しては、「杏林大学教授選考委員会規程」（資料6-4）及び「杏林大学教授選考委員会規程実施細則」（資料6-5）に規定されており、採用手続きはこの規程・細則に

沿って行われる。併せて、各学部・研究科単位で教員の募集、採用、昇任の基準である「求める教員像」（資料6-3）が整備されている。

このように、本学では教員の募集、採用、昇任のための基準及び規程が整備されている。

<規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施>

上記の「杏林大学教育職員資格審査基準」に則り、教員の募集、採用、昇任が適切に実施されている。専任教員の採用に関しては、各学部・研究科の「求める教員像」に合致し、各専門分野において、広い視野と豊かな学識をもつ教育・研究者としての能力を重視した人材の採用を行っている。選考に際しての手続きは、「杏林大学教育職員資格審査基準」に則り、候補者の研究指導能力や資質、人物などを検討したうえで、各学部の教授会、各研究科の研究科委員会において審議し、更に全学組織である運営審議会での審議を経て決定している。また、採用にあたってはJREC-IN等の外部のキャリア支援サイトを活用し、広く社会から人材を募集している。

また、准教授、講師への昇任は、各学部の「教育職員昇任・採用選考基準」（資料6-6）に則り候補者を選出し、運営委員会（人事委員会）、教授会、運営審議会の承認を経て適切に決定している。

教授の任用に関しては、「杏林大学教育職員資格審査基準」に加えて、「杏林大学教授選考委員会規程」及び「杏林大学教授選考委員会規程実施細則」に従って選考手続きが行われる。教授選考に当たっては、まず運営委員会で教授選考委員会設置が審議された後に、教授選考委員が教授会で選出され、教授選考委員会が開かれる。教授選考委員会が選んだ候補者は、教授会、運営審議会、理事会の承認を経て、理事長が任命している。

このように、本学では規程に沿って教員の募集を行い、採用後の昇任は学内会議体の承認のもと基準に則って適切に行われる。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施>

本学におけるファカルティ・ディベロップメント（以下、FD）活動は基本的に、各学部・研究科にFD委員会等を設置し、学部・研究科の特性に応じて教育内容・教育方法等の改善、教員の資質の維持向上及び大学・学部運営に必要な資質の向上を図るための組織的な研修等を実施している（資料4-48）。加えて、全学的な課題については、学部・研究科や教職員の枠を超えて、全教職員を対象とした「LGBTQsセミナー」（資料6-7【ウェブ】）や「配慮が必要な学生に対するセミナー」（資料6-8【ウェブ】）を実施するなど全学的なFDの実施にも取り組んでいる。

2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で急遽遠隔授業を余儀なくされ、FD研修も実施方法・回数が大きく制限されたが、それでも遠隔授業の質を高めなければならないという教員間の共通認識のもと、それに対応する活動・研修を実施した。

まず、全学的なFD/SDとして、全教職員を対象に、医学部総合医療学教室の教員による「面接授業時における新型コロナウイルス感染症対策について」の研修を行い(資料6-9【ウェブ】)、学生が適切な感染防止対策を行ったうえで学習できる環境づくりについて学んだ。

また、各学部の取り組みの例としては、以下のようなものが挙げられる。保健学部では、学部内にオンライン講義に関する小委員会(ワーキンググループ)を立ち上げ、学部の専任教員と非常勤講師を対象に、Zoomの使い方、効果的なオンライン講義の提供方法等に関する研修を実施した。総合政策学部では、外部の専門家を招いて効果的なオンライン講義の実施方法に関する講演会及び著作権法について教員による講義が実施された(資料6-10)。外国語学部では、教育内容・教育方法等の改善のためのFD活動として、遠隔授業・実践レポートの提出を教員に求め、FD委員会が一歩化したうえで学部の教員で共有した。また、遠隔授業の学生アンケート及び秋学期ハイブリッド型授業についての教員アンケートに基づいて、授業に関する課題の分析と解決策の共有を行った。加えて、教員相互に授業見学を行い、報告書を提出する「授業見学」を実施した。なお、毎年実施された研修等の取り組みをFD委員会が「杏林大学外国語学部FD Newsletter」(資料4-15)として取りまとめ、刊行している。

各研究科の取り組みの例としては、医学研究科では、2019(令和元)年度を対象とした自己点検・評価の結果、教員の研究指導計画の策定がなされていないことが判明したため、研究指導計画の運用についてのFD(資料6-11)を実施し、大学院生の指導体制の改善に繋がった。保健学研究科では、保健学部と合同で教員表彰制度である「Teacher of the Year」を実施するとともに、独自のFDとして「地域包括ケアの入退院支援に係る研究プロセス」(資料6-12)等を実施し、教員の研究成果を研究科全体に還元する取り組みを実施した。また、国際協力研究科では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実施した遠隔授業を振り返るFD(資料6-13)として、論文指導の課題と問題点の改善について意見交換を行った。

<教員の教育活動、研究活動、社会的活動等の評価とその結果の活用>

各学部において教員の教育活動、研究活動、社会活動等状況を評価し、その結果を教員にフィードバックするとともに社会に公表している。

教員の教育活動の評価指標として、学生による授業評価制度と教員表彰制度(Teacher of the Year)を設けている。例えば、総合政策学部では、例年、学生による授業評価を、「ゼミナール」を除く全ての授業科目において春学期末・秋学期末に実施し、その結果を教員にフィードバックして授業改善の参考とするように要請するとともに、全授業の評価結果をウェブサイト上で公開(学外からも閲覧可能)するという対応をとっている(資料4-17【ウェブ】)。また、外国語学部では、学生による授業評価が高い教員を、専任教員と非常勤教員のそれぞれについて、「講義部門」と「語学・演習部門」の2カテゴリーから選出し(合計4名)、「Teacher of the Year」として表彰している。「Teacher of the Year」に選定された教員は授業方法や工夫点の紹介を行い、学部全体の教育力の改善・向上に繋がっている。

2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症の影響で授業形態が大きく変わったことから、学生による授業評価は、春学期は遠隔授業全体についてのアンケートをウェブ上でとるという形式に変更した(秋学期は科目ごとのアンケートを実施)。アンケートの結果はIR推進室により分析され、第三者の評価・点検(資料2-35)を受けたうえで、学長より各学部長に改善の指示があり、2020(令和2)年度秋学期から対面授業の再開などの授業改善に繋がっている。

教員の研究活動全体は「杏林大学研究業績集」(資料2-30【ウェブ】)として冊子、大学ウェブサイトで公表している。また、外国語学部では「学部紀要」に教員の研究及び社会活動を掲載している。

社会活動については、研究室やゼミナール等における地域活動を支援し、大学全体の地域交流活動の活性化を目的として、地域交流推進室が本学独自の地域交流活動支援事業を行っている。その成果は、「杏林大学地域交流活動報告書」(資料6-14)にまとめられ検証されており、この報告書は大学ウェブサイトにも掲載されている。

これら教員の教育活動、研究活動、社会活動の結果を基にFD研修会を実施し、「Teacher of the Year」等の活動を通じて、教員の資質向上と教員組織の改善につなげている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価>

内部質保証体制において、教員組織に関する点検・評価を全学的・体系的に実施している。

教員組織の適切性は、まず各学部・研究科やセンター等における自己点検・評価により定期的に点検・評価を行っている。この結果は、自己点検・評価委員会が全学的観点から総括して自己点検・評価報告書を作成し、学長に報告している(資料1-8)。そして、必要に応じて、教員組織の新設・改組等を行うことを学部長会議で学長が判断した場合は、本学の意思決定プロセスに基づき、教授会・研究科委員会、学部長会議を経て、法人経営に直接的に関わることから、理事会において慎重に審議を行い決定している。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

自己点検・評価結果に基づく改善・向上に関する、学部・研究科の近年の例としては、国際協力研究科博士後期課程の教員の資格基準の厳格化が挙げられる。国際協力研究科博士後期課程は2022(令和4)年度に入学定員を削減することから、新たな学生数に適合し、よりきめ細やかに教育・研究指導が行えるようカリキュラムと教員の資格基準を見直した。具体的には、従来博士の学位を有していない教員も、特に優れた知識及び経験を有する者として博士後期課程の研究指導にあたっていたが、指導体制を強化すべく研究指導科目を担当できる教員の資格基準を厳格化し、博士号取得者に限定することとした(資料6-15)。

また、「グローバル人材育成推進事業」(のちの「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」)(資料6-16【ウェブ】)、「地(知)の拠点整備事業」(資料6-17【ウェブ】)、「大学教育再生加速プログラム」(資料6-18【ウェブ】)及び「女性研究者研究活動支援事業」(資料6-19【ウェブ】)の4つの文部科学省補助事業に採択されたことで、教育・研究活動が活性化し、教員の質向上に寄与した。これら事業に伴う教員の新規採用もあり、教員組織の拡充につながった。

(2) 長所・特色

各学部・研究科では、それぞれが組織的にFD活動を推進したが、2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症の流行があり、教務上の対応が求められた。そこで、医学部総合医

療学教室の教員による「面接授業時における新型コロナウイルス感染症対策について」を実施した。その結果、感染予防対策をとりながら、教員が適切な講義や実習を行うための対応策を習得できたことは、コロナ禍で行われたFDとして有効なものであった。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

大学の理念・目的に基づき大学として求める教員像や各学部・研究科の「教員組織の編制方針」を定め、明示している。

各学部・研究科は、この「教員組織の編制方針」に基づき、大学設置基準が学部・大学院の種類及び規模に応じて定める専任教員基準数、及び教授数を十分に配置している。また、各学部は「求める教員像」を明示しているほか、各学部・研究科の教員組織編制は、特定の年齢層や性別に偏らないバランスのとれた配置となっている。

教員の採用に関しては、各学部・研究科ともに「杏林大学教育職員資格審査基準」に基づいて行っている。教授の採用に関しては、全学共通の「杏林大学教授選考委員会規程」及び「杏林大学教授選考委員会規程実施細則」に基づいて実施している。

また、各学部・研究科では、組織的にFD活動を実施している。2020（令和2）年度の特長的なFD活動として、学生が適切な感染防止対策を行ったうえで学習できる環境づくりについて研修を行った。

各学部・研究科は教員組織の適切性については、資料（データ）に基づいた点検・評価を実施している。また、点検・評価の結果に基づく改善・向上については、自己点検・評価報告書で報告し、杏林大学自己点検・評価委員会及び外部評価委員会での検討結果を受けて、学部長会議の指示の下で改善・向上に取り組み、質の保証につなげている。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

2008（平成20）年4月に学生支援事業を全学的・組織的に実施するため、「学生支援センター」を設置した。杏林大学学生支援センター規程（資料7-1）に定められた「学生生活の向上を図るとともに、学生の人間性・社会性を育成する」という基本方針のもと、本学の学生支援事業が進められている。

この学生支援の方針は毎年のオリエンテーションで、学生支援センターより学生に説明している。教職員に対しては、後述の学生委員会及び教務委員会を通じて方針の周知が図られている。

また、学生・教職員に配布する「学生ハンドブック」（資料7-2）には学生支援の方針を掲載していなかったが、2022（令和4）年度から学生支援の方針を掲載するように改訂することとなった。併せて、学生支援の方針は大学ウェブサイト（資料7-3【ウェブ】）に掲載し、教職員及び一般社会へ公表している。

このように、学生支援に関する方針は適切に学内外に公表されている。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

<学生支援体制の適切な整備>

学生支援業務の核として、学生支援機能を集約し学生生活の向上を図るとともに、学生の人間性・社会性を育成することを目的として「学生支援センター」を設置している。学長より任命される学生支援センター長が同センターの業務を統括し、センターでは総合相談窓口の設置や、課外活動・学生生活・経済面等への多角的な面からの学生支援業務を行っている。さらに、綿密な学生支援を可能にするために、各学部には学生委員会と教務委員会を設置し、それぞれ学生部長、教務部長をトップにしている。そして、各学部の学生委員会や各研究科の指導教員を通じて把握される学生生活の現状や支援状況は、会議体である「学生支援センター会議」の議題として挙げられ（資料7-4）、後述の各部署と連携しながら逐次、改善策の検討に努めている。

学生支援業務に関連する部署としてキャリアサポートセンター（資料3-6）、地域交流推進室（資料3-10）、学生相談室（資料3-2）、各学部教務課（資料3-2）、図書館（資料3-3）、保健センター（資料3-9）、国際交流センター（資料3-7）などがある。これらの部署は、有機的に連携しながら学生支援にあたっている。例えば、学生からのキャリア相談は、学生支援課が窓口となってキャリアサポートセンターに繋ぐなど、各部署と連携して学生の支援を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応として、学生が直接窓口に来なくても相談を受けられるようにZoomを使った相談窓口を設置し、学生にその旨を案内している（資料7-5）。また、ユニバーサル・パスポートに学生支援に関するQ&A集を掲載し、よくある問い合わせをまとめて、学生が確認できるようにしている。

各学部レベルでの学生支援体制としては、医学部と保健学部ではクラス担任、総合政策学部ではゼミナール（プレゼミナール）担当教員、外国語学部ではアカデミックアドバイザー担当教員が、学生と定期的に面談を行い、必要に応じて父母との面談やメンタル面でカウンセラーへのアプローチ、医学部付属病院への依頼など関連部署に繋ぐ役割を果たしている。また、大学院では学生毎に指導教員が配属され、履修相談や研究指導を行い、その他の学生相談にも応じている。

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

入学した学生がスムーズに大学での学習に適応できるよう、各学部・研究科の特性に応じて、入学前教育・補習教育を行っている。

学部の例としては、総合政策学部と外国語学部では、推薦入試、AO入試・帰国子女入試に合格した高校生を対象に入学前セミナーを実施し、事前学習の課題を与えている。それに加えて、総合政策学部では、毎年3月下旬頃に「スプリング・セミナー」を開催し、一般入試とセンター試験利用入試合格者に対しても任意参加を呼びかけて、模擬講義の実施や事前学習

課題の解説を行っている（2019（令和元）年度、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延により開催実績なし）。医学部では、初年次において、「入門生物」「入門物理」「入門化学」の科目を選択必修とし、高等学校で選択しなかった理科の科目を選択させ、スムーズに大学のカリキュラムに進めるように配慮している。6年次に成績不良の学生に対して、選択科目として、「臨床総合演習II」を設定し、卒業試験及び国家試験に向けた学力向上を図っている。なお、例年実施している医学教育センター学生支援室の企画による夏休み期間中の集中講義は新型コロナウイルス感染の拡大を受けて中止とした。代わりにオンデマンド配信型の内科中心の講義を行った。また、英語の授業は能力別のクラス編成を行い、英語学習到達度に沿った授業を行っている（資料7-6）。

研究科の例としては、国際協力研究科では外国人留学生が多いため、日本語能力が大学院で研究を行う水準に必ずしも達していない場合が見受けられる。そのため、研究の基盤となるアカデミック・スキルを身につけるための橋渡し教育として、全専攻共通の基礎科目に「アカデミック・ライティング」と「アカデミック・ジャパニーズ」を設置している（資料1-6）。

・正課外教育

正課外教育としては、全学的にボランティア活動を推奨し、大学ウェブサイトにて特設ページを作り、学内外にボランティアを公募している（資料7-7）。地域で行われるボランティアの事例として、地域交流推進室が紹介・斡旋し、都内でも屈指の国際交流イベントである三鷹国際交流フェスティバルへの参加や、一部の教職課程の学生が三鷹市内の小中学生・中学生に学習指導を行っている。また、包括的な連携協定を結んでいる羽村市におけるボランティアとして、日本語非母語話者への通訳支援業務等に学生が派遣されている。なお、2020（令和2）年度は、学生・教職員が地域で行うボランティア活動についても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から自粛措置を講じた。そのうえで秋学期以降は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ手指消毒・検温等の感染拡大防止の対策措置を取りながら、連携自治体内の教育機関でのボランティア活動や、各学部ゼミナール・研究室単位における地域での教育活動等を一部再開させた（資料7-8）。

また、学内での良好な人間関係の構築や大学への帰属意識の醸成が学習意欲にも大きく影響すると考え、各学部においてピアサポートの導入を実施している。例えば保健学部では、毎年、新入生を対象にピアサポート交流会を行っており、教室や実験室、事務室や図書館などの各施設を上級生の案内で見学するほか、勉強方法や学生生活、クラブ活動などについての情報交換を実施している。また、総合政策学部では、上級生による学習・キャンパスライフ相談会を実施している。外国語学部では2020（令和2）年度の夏期休暇前に、対面での「新入生歓迎イベント」を実施した（資料7-9）。

・留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生に対する学習支援の取り組みとして、日本語非母語話者に対しては、正課授業内で適宜日本語の教育も行っている。さらに、日本人学生が英語や中国語の母語話者といつでも気軽に会話を楽しめるコミュニケーションスペースとして英語サロン、中国語サロンを常設している（資料7-10）。国際交流センターが管轄する両サロンの運営には、教員だけでなく英語圏や中国語圏からの留学生をピアチューターとして任用しており、同年代の日本人学生と交流することにより、文化や習慣・思想の違い、コミュニケーション上のふるまい等を自然

に身につけられるよう機会の提供を行っている。両サロンは、日本人学生にとっても、留学生との交流を通じて語学力の向上や異文化・国際理解を深められることから、留学生・日本人学生相互の学習に利する場となっている。

このような取り組みにより、本学の留学生は、日本国内の企業等へ正規職員として就職できているほか、日本国内の大学院への進学も果たしている。

・障害のある学生に対する修学支援

障害のある学生に対する修学支援として、物理的な側面からは、建物等の入り口付近の車椅子用スロープの設置、車椅子で利用可能な多目的トイレの設置、大型エレベーターの設置、エレベーター内奥にある車椅子等衝突防止鏡の設置、エレベーター内手すりの設置などを講じている。心理的な支援としては、担任教員、学生相談室の専門相談員、保健センター職員などが個別相談に対応する体制が整っている。配慮が必要な学生に対する学生支援は教職員で重ねて検討されており、今後、ハンドブックのような形で学生への対応を全学的に周知する予定である。なお、配慮が必要な学生に対するFD（資料6-8【ウェブ】）を外国語学部主催で実施している。

・成績不振の学生の状況把握と指導

成績及びGPAの数値を基に学習成果を測定し、成績不振の学生に対しては担任教員やアカデミックアドバイザーによる面談が随時行われている。学生の成績状況は保護者にも連絡し、保護者と連携して相互に対応にあたっている。なお、成績不振の一因として心身不良が示唆される学生に対しては、保健学部臨床心理学科の教員（臨床心理士）がカウンセラーを務める学生相談室への誘導や、本学付属病院の精神神経科の受診を促している。このように、医学部付属病院を含めて学園全体で学生のメンタルケアを行う体制が整備されている（資料7-5）。

加えて、各学部での取組として、医学部では各学年の担任が学生10名未満に教員1名体制で配置され、期末試験や学年末試験、確認テストなどに基づいて、随時受け持ち学生の成績をモニターし、適切な学習上の相談の機会を提供している。成績不良者に対しては、担任だけでなく、医学教育センター学生支援室の教員も協力して対応している。保健学部では、各学期の成績においてGPAの数値が1.5を下回る学生については、次学期の履修登録前に担任教員と面談を行い、前学期の成績不振の原因の改善について話し合い新しい学期の履修計画を作成している。この時点で退学や休学を考えている場合には、状況に応じた個別の指導を行っている。総合政策学部では、1年生については、プレゼミナールの担当教員を3人体制とし、よりきめ細かい指導を行っている。また、2年生以降はゼミナールの担当教員が個々の学生の担任として、ゼミナールに所属しない学生については、別途指導教員を割り当てて卒業時まで指導を行っている。外国語学部では学生全員にアカデミックアドバイザーを配置（資料4-18）し、履修状況について適宜面談指導を実施している。

また、研究科では全ての学生に1名以上の指導教員が配置されており、指導教員が学生の成績や学習状況を把握し、問題が生じた場合は適切に指導を行っている。必要に応じて、指導教員のみならず、大学院教務委員会も介入し、学生に対して必要な支援の検討、実施を行っている。

・留年者及び休学者の状況把握と対応

留年及び休学する可能性のある学生に対しては担任教員・アカデミックアドバイザーが随時面談し、修学状況の把握と支援に努めている。また、留年及び休学の状況は教授会で審議され、個々の修学状況や留年及び休学理由を確認して、各学部全体で留年及び休学者への復学支援と留年及び休学の予防に努めている。留年及び休学はメンタルヘルスに事由することも多く、そのため学生相談室開室時間中の対応も含め、全学部・研究科の学生を対象に24時間の電話相談を行っている（資料7-11）。相談件数は、2018（平成30）年23件、2019（令和元）年81件、2020（令和2）年129件と増加し、有効に活用されている。

・退学希望者の状況把握と対応

退学希望者は、上記の留年・休学者と同様に、教務課と教務委員会で出席調査、担当教員面談、保護者との情報共有や教授会での審議等の対応を行っている。健康上の問題については学生相談室、保健センターと連携して対応している。

退学希望者に対する学生支援は、2015（平成27）年度に受審した第2期認証評価において、総合政策学部・外国語学部で、修学意欲の低下を動機とする退学者が低学年に集中しているため改善が望まれるとの指摘を受けており、重要な問題として認識している。そこで、改善に向けて「中退防止検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、重点的に中退防止に取り組んだ（資料2-27）。また、学部長会議において改善状況を把握し、さらなる対策を講じるために、毎年各学部へ退学者数及び退学者対策案の提出を求め、学長が改善指示を出している。以下に、2019（令和元）年度と2020（令和2）年度の取り組みを説明する。

2019（令和元）年度の全学部の合計退学者数は130人（退学率2.5%）であった。退学率は、医学部0.7%、保健学部1.9%、総合政策学部3.3%、外国語学部4.3%であり（大学基礎データ表6）、特に外国語学部の1・2年生の退学率が全国平均と比して高かった。この退学者数の状況は学部長会議で審議され（資料7-12）、学習意欲の湧くカリキュラム編成の検討や教員と学生が交流する機会の確保など、各学部の状況に応じた退学者対策を実施するよう学長より各学部長に指示した。

上記の取り組みに加え、2020（令和2）年度は退学者対策及び新型コロナウイルス感染症への対応として、全学的に以下4つの取り組みを実施した。

①オンライン授業環境の整備

オンライン授業の開始に伴って学生のオンライン環境の調査を行い、必要な学生にパソコンやWi-Fi機器を随時貸与した。

②全学生を対象とした支援金の給付

全学生を対象に一律1万円のクオカードを支給した。

③困窮学生への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が困窮している学生を対象に、学納金延納の延長や授業料減免等、杏会（本学の保護者会）による支援金給付を実施した。

④学生相談の体制強化

大学内に臨床心理士を配置し、対面に加えてメールやZoomでの相談を含めて学生相談に対応している。また、外部の委託業者による電話相談を始めとした学生相談体制の強化も行った。

こうした取り組みの結果、2020（令和2）年度の学部全体の退学者数は97人（退学率1.8%）と2019（令和元）年度と比して33人の減少となった。退学率は、学部全体で1.8%であり、それぞれ医学部0.5%、保健学部1.6%、総合政策学部2.5%、外国語学部2.5%であり退学者は減少傾向である（大学基礎データ表6）。この結果は2021（令和3）年4月の学部長会議で審議され（資料7-13）、学長より各学部長に2020（令和2）年度の退学者対策の振り返りと、退学者対策の継続を求めている。

・奨学金その他の経済的支援の整備

経済的支援を行う奨学金としては、2020（令和2）年度には学部生1686人、大学院生4人が受給した「日本学生支援機構」の奨学金を基本とし、それを補完する制度として、「杏林大学奨学金」「杏林大学成績優秀学生表彰金」「杏林大学海外研修・留学奨学金」といった大学独自の奨学金制度を設けている（大学基礎データ表7）。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染拡大に伴う家計急変学生への支援（授業料減免）、学びの継続のための「学生支援緊急給付金」、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生・家計に対する学納金の延納期限の延長、新型コロナウイルス感染症の影響により休学を余儀なくされた学生の学納金の減免等を行った。

・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

各学部・学科、研究科とその専攻ごとの学納金を、学生ハンドブックや大学ウェブサイトに掲載し、学生や受験生、保護者が確認できるようにしている。

経済的支援に関する情報提供として、ポータルサイトに随時案内を通知しているのに加えて、大学ウェブサイトに「新型コロナウイルス感染拡大に伴う在学生への経済的支援について」のページを特設し（資料5-8【ウェブ】）、コロナにより困窮した学生・保護者に対して、利用可能な経済的支援を通知している。また、入学時のガイダンスや留学前セミナー、奨学金の説明会等で学生に対して能動的に情報提供をしている。なお、奨学金ガイドブックは、毎年更新し学生に配布しているがコロナ禍により対面で配布することが困難であったため2020（令和2）年度は作成せず、2019（令和元）年度の冊子を代用し、最新情報はオンラインで学生に配信した（資料7-14【ウェブ】）。

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

・学生の相談に応じる体制の整備

前述の通り、各学部において、医学部と保健学部ではクラス担任、総合政策学部ではゼミナール(プレゼミナール)担当教員、外国語学部ではアカデミックアドバイザー担当教員が学生と定期的に面談を行うこととしている。また、大学院では学生ごとに指導教員が配属され、履修相談や研究指導を行い、その他の学生相談にも応じている。

また、全ての学生の心理的、身体的健康相談のため、学生相談室と保健センターを設置している。学生の心理的な相談は学生相談室が対応している。月曜日から木曜日、9:00～17:00の間、専任の臨床心理士が配置され、学生の心の健康に関する相談に対応している。従来の三鷹保健センターと井の頭保健センターを統合した保健センターの新体制と、学生相談室の案内については、教授会などで教職員に周知徹底されている。閉室時間中の対応についても、24時間電話対応サービスを外部機関に委託し、常時学生の相談に応じられる体制を整えてい

る。この電話対応サービスは保護者の利用も可能で、遠隔地の学生保護者の悩みや相談にも対応している。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により通常授業ができない期間が長期化したことに伴い、心理的・精神的不調を抱えたり、一人暮らしで孤独を強いられ社会状況からくるストレス反応や家族問題にさらされたりと、学生の心理的サポートがより求められる状況になった。そのため、遠隔授業で登校できず対面相談ができない期間は、Zoomを活用し専任の臨床心理士によるオンライン相談を行った。加えて、新型コロナウイルス感染症下で様々な問題が顕在化したことを受けて、臨床心理士による講演会も実施した。学生が利用できるオンライン相談があることは、教職員に教授会などの会議で周知徹底している。

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメント防止のための措置として、「杏林学園ハラスメント防止等に関する規程」（資料7-15）に基づき、2000（平成12）年4月から、杏林学園におけるハラスメントの防止・排除及びハラスメントが生じた場合に対処できるよう、ハラスメント防止対策委員会及び相談窓口等が設置されている。具体的な活動内容は、ハラスメントの防止対策のための広報や啓発活動、研修会の企画と実施などである。また、被害が生じた場合には、苦情処理専門委員会による苦情等への対処及び被害者の救済を行う体制が整っている。学生からの相談窓口としては、学生支援課が対応し委員会へ繋ぐ役割を果たしている。学生にはハラスメント防止のリーフレットを配布することで相談窓口を周知しており、ハラスメント防止等の体制は整備されている。

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の身体的な健康相談は保健センターが対応している。保健センターは杏林大学の学生及び教職員の健康の保持・増進を目的として開設され、平日9:00～17:00、土曜日の9:00～13:00に開室している。その人員構成はセンター長1名（兼任）、校医8名（兼任）、保健師1名（専任）、看護師1名（専任）、事務員1名（専任）で、校医のうち6名は保健学部井の頭キャンパス常勤の教員、2名は保健学部三鷹キャンパス常勤の教員である。健康診断、抗体検査・予防接種、外傷・疾病の初期対応、健康相談、保健指導などを行っている。

井の頭キャンパスの保健センターは診療室、休養室3室を有し、使用可能ベッド数は3台である。主な設備は、軽度の外傷及び疾病に対する一般市販薬を中心とした薬剤と医療器具、酸素吸入・挿管セット・アドレナリンなどの救急用の医療器具及び医薬品、定期健診用機材などである。その他に移動用として車椅子3台、担架1台がある。重症者は700mの距離にある付属病院を受診させている。また、井の頭キャンパス内に設置している5台のAEDを管理している。

三鷹キャンパスの保健センターは、井の頭キャンパスと同様に必要な人員・設備を配置している。学生は自身の所属する学部があるキャンパスに関わらず、両キャンパスの保健センターを受診することが可能であり、センター間相互の学生受け入れも実施している。これらの支援は、学内においては、学生支援センター、保健センター、学生相談室、各学部教務課との緊密な連携のもとに行っている。また、学内外の医療機関や就労移行支援機関と連携することもある。

学内対応に加えて、大学ウェブサイト「本学の新型コロナウイルス感染症対応について」のページを作成し、最新の本学の対応方針やキャンパスでの学生・教職員の活動基準、感染対策上の注意点等を掲載し、学生・教職員に対して情報提供をしている。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応として、医学部では「新型コロナウイルス感染症が心配な時の対応フロー」(資料7-16)を作成し学生に周知し、新型コロナウイルスに感染した可能性ある場合の行動指針を示した。保健学部、総合政策学部、外国語学部では「井の頭キャンパス感染予防ガイドライン」(資料7-17)を作成し学生に周知し、キャンパス内で感染予防行動を取り安心して過ごすための行動指針を示した。また、全教職員・学生向けに医学部総合医療学教室の教員による「新型コロナウイルス感染症対策セミナー」(資料6-9【ウェブ】)を実施し、感染症対策や日常生活での注意点などを講義することで、教職員のみならず学生の不安軽減に努めた。

<学生の進路に関する適切な支援の実施>

・キャリア教育の実施

総合政策学部(資料7-18)と外国語学部(資料7-19)では、社会人としての基礎力を修得するために、正課科目としてキャリア教育科目を1年次から3年次まで開講しており、学内の教員だけでなく、学外から実務経験豊富な企業担当者を招き、より実践的な講義を行っている。さらに、3年次には仮想企業を設定し、エントリーシートの提出からグループ面接やグループディスカッションを行う就職活動のシミュレーションを総合政策学部では年2回、外国語学部では年1回実施している。このシミュレーションは企業の人事担当者を招き、本番さながらの雰囲気ですべての選考試験を模擬体験させることで、学生の就職活動の準備状況や対策を意識させるとともに、就職率の向上を図ることを目的としている。2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、総合政策学部の1回目と外国語学部は、これまでの対面での実施をエントリーシートや自己PR動画の提出に替え、担当教員から学生に対しフィードバックを行った。総合政策学部の2回目は企業の人事担当者を面接官とする実施方式に戻し、オンラインにて開催し支援を継続した。

保健学部(資料1-6)でのキャリア教育としては、特に看護学科(看護学専攻)で、医学部附属病院や、地域の社会福祉施設、訪問看護ステーションなどで多様な実習を通じたキャリア教育を行っている。医学部も同様に、附属病院や提携先の病院での実習を通して、自身のキャリアについて考えさせる機会を与えている。また、初年次に開講する「行動科学I」の中で、医のプロフェッショナリズム、キャリア形成について講義を行っている。これらの実習や講義により、医療者としての人間性の陶冶、医療安全を念頭において行動する能力・態度の修得を目指した教育を行っている。

・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備

体系的に本学の学生及び卒業生の就職支援を行うために、従来の就職室を拡充して、2000(平成12)年4月にキャリアサポートセンターが設置され(資料3-6)、学生の卒業後の就業に結びつけるため、就職に関する支援体制を整えている(資料7-20)。2016(平成28)年の八王子キャンパスから井の頭キャンパスへの移転に伴い、キャリアサポートセンター事務室は、井の頭事務部の所属となった。構成員はキャリアサポートセンター長に加えて保健学部、総合政策学部、外国語学部の就職委員長を副センター長とし、センターを運営する事務職員は、

保健学部、総合政策学部、外国語学部それぞれの担当を定めている。さらに2014（平成26）年から専門知識を有したキャリアカウンセラーを置くことで、支援に対してより高度な対応をすることができるようになった。

保健学部、総合政策学部、外国語学部には、教員と事務職員で構成する就職委員会を設けている。この就職委員会を定期的に開催することで、教職協働による支援方法や諸問題の対応を検討するとともに学生の進路動向などの情報共有を行い、その結果をキャリアサポートセンターと各学部でフィードバックをしている。このように学生の個々への対応、学生全体に対する支援策を行える体制を構築している。

なお、医学部では卒業生の殆どが医師になるという進路の特性がある。そのため、医学部学生は独自にジョブマッチングを行うが、本学の病院で研修医として受け入れる学生に対しては、病院の附置機関である「総合研修センター」（資料3-2）が中心となって進路の支援を行っている。

また、本学の付属病院でも看護師の採用情報・募集情報を学生向けに周知している。

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

卒業後の進路が多岐にわたる保健学部、総合政策学部、外国語学部の3学部では、キャリア形成に向けた大学生活の充実と就職意識の醸成を促すために低学年（1、2年生）から就職支援活動を行い、教員とキャリアサポートセンター職員が連携して、一体的なキャリア教育と就職支援を行っている。入学直後の新入生からキャリアガイダンスを行うなど、4年間を通して様々なガイダンスを実施している。ガイダンスでは、進路選択の重要性、将来のキャリア形成について意識涵養を図るとともに、有意義な学生生活を過ごすための支援プログラムを紹介している。2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、相次ぐ企業説明会の中止にオンライン面接など、就職活動は例年と全く異なる様相を呈し、学生たちは手探りの状態で就職活動を進めなくてはならなくなった。キャリアサポートセンターでは、このようなオンライン化が進む就職活動にいち早く対応すべく、面接練習をオンラインでできる体制を整備するだけでなく、相談、履歴書添削、就職支援イベント等もオンラインで実施することで、オンライン化する就職活動に後れを取らないよう支援を行った（資料7-21【ウェブ】）。また、「学内資格講座」を開講し、各種資格の試験対策講座を実施することで、学生の資格取得を支援している。

例えば、保健学部では、例年3年次の6月と9月、4年次の6月に就職ガイダンスを行い、学科ごとに社会で活躍する先輩による就活体験談、病院や企業の人事採用担当による業務内容や求める人材像に関する講演を聴くことで、専門職としての多様な働き方を学び就業観を醸成している（資料7-22）。2020（令和2）年6月は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため3、4年次対象の就職ガイダンスを対面実施せず、面接対策講座の動画や卒業生の就職活動に関するアンケートを取りまとめた情報を学生に配信した。9月の3年次を対象とした就職ガイダンスは、オンラインにて実施し、卒業生や人事採用担当者の講演を聴く機会を設け就職意欲の醸成を促した。また、学生一人ひとりに学科の教員が就職アドバイザーとして割り当てられ、個別の相談が出来る体制を整えている（資料7-23）。

大学院での進路選択に関しては、例えば国際協力研究科では、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するために、教育内容、教育方法、評価方法を定め支援を実施している。博士前期課程においては、論文指導Ⅲ-1・Ⅲ-2を履修し、海外での調査研究や企業

等実習を行った場合に、その内容や時間に応じて、最大4単位まで単位を付与できるようになっている（資料1-6）。国際協力研究科の在籍学生の多くを占める留学生に対しては、本学のキャリアサポートセンターが、留学生への就職支援という枠組みで個別に対応をしている。新カリキュラムになってから、学部教育とのつながりという新カリキュラムの狙いの1つがかない、本学学部の卒業生が本研究科を志望、進学するケースが出てきた。まだ人数的にはわずかであるが、それぞれの指導教員が、研究職かあるいは一般企業への就職を希望するかなど、折りに触れ、話し合っただけで将来のキャリア形成を支援している。

・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

学部長会議で学長より、研究科に所属する大学院生に対して、本学のFDを案内するように指示しており（資料7-24）、研究科主催のFDには教職員だけでなく大学院生も参加している。FDは、研究課題の設定や研究の方法論、論文指導の課題と問題点の改善など学識を教授する能力の育成に資するものとなっている。FDの実施は、ポスターなどで広く学内に周知している。

<学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施>

クラブ・サークルについては、学生の積極的な参加を促し、安全かつ適切に活動ができるよう支援体制を整えている。

例えば、①活動助成金の配賦、②活動施設の予約・保守対応、③幹部向け研修会の実施、④紹介冊子「PALETTE'20」（資料7-25）やYouTube等の広報媒体の作成、⑤その他補助的支援（備品貸出等）の5点が挙げられる。①は学外施設利用費を含めた経費への金銭的支援である。②は活動施設として、部室・サークル室がキャンパス内に整備され、体育館やグラウンドなどの利用予約を随時受付けている。③はアルコールハラスメントや危機管理体制、学内ルール等を学ぶ機会である。④はオープンキャンパスや新入生ガイダンスで使用し、高校生や新入生に各団体の実態を知ってもらうツールとなっている。⑤は、部活動・サークル活動に必要な備品の貸し出しなどを学生支援課で行っている。

各学部・各部署でのピアサポート、地域周辺を中心としたボランティア活動については、キャンパス移転後に利便性が向上したこともあいまって近年増加傾向であったが、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動は制限され活動申請件数は減少した（資料7-8）。

平常時のボランティア支援は、学外からのボランティア協力依頼に対し学生をマッチングするため、大学ウェブサイトや掲示板等で依頼内容を利便的に公示している。また、クラブ・サークルへの公演依頼など、地域のイベントに対する協力の仲介も行っている。さらに大学主催による「キャンパス周辺清掃ボランティア」を実施し、三鷹市と連携しながら地域貢献やマナー意識向上の機会を設けている。しかしながら、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、クラブ・サークル活動及びボランティア活動は原則禁止となった。そのため2020（令和2）年度に限り紹介冊子やYouTube等の広報媒体の作成は行えなかった。なお、感染の状況により活動制限が緩和された際には、感染防止対策の指導などを徹底したうえで学生支援センター長が活動申請を許可し、安全に正課外活動が実施できるよう支援した。

<その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施>

学生の要望を収集するため、学生支援課のカウンター前面に「学生ご意見箱」を設置している。内容は施設設備に関すること、食堂・売店に関すること、通学に関することのみならず授業に関することなど多岐に亘る。授業に関しては、学期末には授業評価アンケートを実施しているものの、そこでは対応しきれない要望を吸い上げて、解決に至るきっかけになっている。提出された学生からの意見は、学生支援課から担当部署に回答を依頼し、改善できるものは改善内容を学生に示している。学生の意見とその返答については、月一回の学生支援センター会議で報告され、情報共有されている。

他にも、学生の意見を直接収集する取り組みの例として、医学部では、各学年2名の学生代表が教務委員会のメンバーとなっている（資料7-26）。これにより、学生からの要望を直接的に収集することが可能となっている。また、総合政策学部ではコロナ禍における新入生の不安や不満を聴取し対応すべく、2020（令和2）年度春学期末（7月末）に学部長・教務部長・学生部長と新入学生代表とのオンライン上での対話イベントを三回に亘り実施した（資料7-27）。加えて、学生と学長が面談を行い、学生の意見を学長が直接聞く機会を設けた。

また、多様性という観点でLGBTQsへの対応が求められている。本学の付属病院がLGBTQsの治療について国内で有数の実績を有するという特長を活かして、医学部主催のFDとしてLGBTQsセミナー（資料6-7【ウェブ】）を全教職員と大学院生を対象に、毎年開催している。さらに、事務職員向けにも不定期でLGBTQsの勉強会を開催する等、より一層の理解促進を図っている。加えて、学生に対しては、「ダイバーシティ入門」等の講義を通じて、多様性に対する教育を一貫して実施している。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価>

学生支援の適切性については、月例の学生支援センター会議において点検・評価を行い、それをもとに改善・向上に向けた取り組みに繋げている（資料7-4）。会議体には、各学部の学生部長、学生支援課職員に加えて、医学部学生係、三鷹看護学部事務室、広報・企画調査室、井の頭事務部の委員が加わり、各部署の連携を取りながら学生支援の諸課題に取り組んでいる。

自己点検・評価で明らかになった課題点や外部評価委員会で指摘された課題に対しては、学部長会議で審議され、学長より各学部長に改善の指示が出される（資料1-8）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

学生支援センターでは、奨学金の給付などの業務を適正かつ厳格・効率的に行っているか点検・評価を行っている。その例として、2020（令和2）年度の学生支援センター会議での点検・評価結果に基づき、コロナ禍という緊急時において、限られた期間で、適切に給付金の配布を行うことができた。具体的には、2020（令和2）年度の学生支援センター会議での点検・

評価結果に基づく改善・向上の一例として、2020（令和2）年6月3日の第3回学生支援センター会議（資料7-28）において、学びの継続のための「学生支援緊急給付金」について申請方法や推薦順位などが検討された。結果、学部生・大学院生合わせて303名の申請者のうち285名が採用となり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う在校生への経済的支援がなされた。

「学生支援緊急給付金」は新型コロナウイルスの感染症拡大の影響によるアルバイト収入の激減・途絶などにより、経済的影響から学生生活の継続に支障を来す学生を対象に国が緊急で現金を給付するものであり、限られた期間で大学による独自の審査を行う必要があった。

また、全学的な点検・評価結果に基づく改善事例として、前述の2020（令和2）年度退学者の減少が挙げられる。2019（令和元）年度の退学者数の状況を学部長会議で審議し、学長より各学部長に退学者対策を指示して各学部で取り組んだ結果、2020（令和2）年度の退学者数は大きく減少した。その結果は2021（令和3）年4月の学部長会議で審議され、学長より各学部長に2020（令和2）年度の退学者対策の振り返りと、退学者対策の継続を求めている（資料7-13）。

（2）長所・特色

2008年に設置されて以来、学生支援センターは学生の学習環境の整備、改善を継続的に実施するとともに、教務課、キャリアサポートセンターや保健センター、図書館との密接な連携関係のもと学生支援を行ってきた。

学生の心理的支援に関しては、学生相談室を設け、学部や所属キャンパスに拠らず三鷹・井の頭の両キャンパスの学生相談を利用できる体制を整えている。併せて、学生相談室閉室時間中の対応も含め24時間の電話相談を実施し、相談件数も2018（平成30）年23件、2019年（令和元）81件、2020（令和2）年129件と増加し有効に活用されている（資料7-29）。

キャリア形成に向けた支援については、進路が多岐にわたる保健学部・総合政策学部・外国語学部については、大学生活の充実と就職意識の醸成を促すために低学年（1、2年生）から就職支援活動を行い、教員とキャリアサポートセンター職員が連携してキャリア教育と就職支援を一体的に行っている。就職支援としては、入学直後の新入生からキャリアガイダンスを行い、進路選択の重要性、将来のキャリア形成について意識涵養を図るとともに、有意義な学生生活を過ごせるために様々な支援プログラムを紹介している。

退学者数は、2018（平成30）年度145名、2019（令和元）年度130名、2020（令和2）年度97名と減少し、退学率も2018（平成30）年2.8%、2019（令和元）年2.5%、2020（令和2）年1.8%と確実に減少している。特に総合政策学部及び外国語学部では、修学意欲の低下を動機とする退学者が低学年次に集中していたが、総合政策学部の退学率は、2018（平成30）年4.0%、2019（令和元）年3.3%、2020（令和2）年2.5%、外国語学部の退学率は、2018（平成30）年4.7%、2019（令和元）年4.3%、2020（令和2）年2.5%とともに減少している（大学基礎データ表6）。これは、学生支援の拡充と各学部での退学者対策に加え、関連部署・教務委員会及び学生委員会の横断的連携が促進され、学生相談とも有機的に連携した結果であり、評価できる。

また、オンラインでの就職面談やオンラインインターンシップを始めとしたきめ細かい就職支援を実施したことで、新型コロナウイルス感染症下においても高い就職率を維持していることも長所として挙げられる。

さらに、教職員向けのLGBTQsセミナーや、学生への「ダイバーシティ入門」等の講義を通じて、多様性のある社会に向けて全学的に取り組んでいることは本学の特筆すべき取り組みである。

(3) 問題点

留年者、休学者及び退学者への対応については、原因となる事由が、学業成績、大学生活状況、学内での人間関係、あるいはメンタルな事由など、多様かつ複合的に作用しているケースが多い。そこで各部署・各種委員会縦割りの対応ではなく、関連部署・教務委員会及び学生委員会の横断的連携による組織的、かつ学生の現状に即した対応が今後さらに必要となる。退学者数は減少傾向にあるが、今後さらに退学者数を減らすべく、学習面・心理面・経済面の多面的に学生支援に取り組んでいく必要がある。

また、研究科での学生支援とキャリア支援は、指導教員が中心となって実施されているが、今後は大学院生に対しても、全学的な体制のもとで支援に取り組んでいく必要があると考えられる。

(4) 全体のまとめ

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針が学生ハンドブックや大学ウェブサイトを通じて学内外に明示されている。また、学生支援センターを中核とした学生支援体制が整備されており、各学部や関連部署と協力して学生に寄り添った学生支援を実施している。学生の相談に応じる体制整備や、担任制によるきめ細やかなケアにより、退学者数は減少傾向にあり、学生支援の効果が発揮されているといえる。新型コロナウイルス感染症拡大への対策として、遠隔による心身のケアやキャリアサポート、安全に学生生活を行ううえでの行動指針や感染予防ガイドラインの提示、授業料減免などの経済的支援などを行い、学生生活の安全確保に努めている。

学生支援の適切性については、学生支援センター会議において点検・評価を行い、それをもとに改善・向上に向けた取り組みに繋げている。加えて、自己点検・評価で明らかになった課題点や外部評価委員会で指摘された課題に対しては、学部長会議で審議され、学長より各学部長に改善の指示が出される。

このように、学生支援は概ね適切に実施されているが、研究科における学生支援の体制作りと退学者数・休学者数の更なる減少は継続課題である。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

大学の理念・目的、及び各学部・研究科の目的を踏まえた中・長期的なグランドデザイン(将来構想)を策定することで、計画的なキャンパス整備を行っている(資料8-1)。

これまでに、創立50周年を契機として、2016(平成28)年に八王子キャンパスの保健学部(看護学科を除く)、総合政策学部、外国語学部、保健学研究科、国際協力研究科を現在の井の頭キャンパスへ移転した。一方で、医学部、医学研究科及び保健学部の一部学科が利用する三鷹キャンパスの老朽化が課題となっている。そこで、医学部と保健学部の教職員によるワーキンググループで検討会を開催し、今後10年をかけた三鷹キャンパス再編成のグランドデザインを策定した。このグランドデザインを広く学内に周知するため、全教職員を対象にSDを開催した(資料8-2)。学外には「杏林大学新聞」(資料8-3【ウェブ】)や大学ウェブサイトを通じて、情報発信をしている。また、「あんずネット」に、理事長・副理事長・学長・病院長より「年頭の挨拶」を毎年掲載しており(資料8-4)、そこでキャンパスの整備状況など、大学の理念・目的を踏まえた研究環境整備の方針が全教職員に示されている。

このグランドデザイン通りに、三鷹キャンパスに新体育館が2021(令和3)年3月に竣工し、医学部新講義棟は2022(令和4)年3月に竣工である。今後、新研究棟の建設や医学部付属病院の再編成により、三鷹キャンパスを臨床に直結する医療系教育・研究の場であるメディカルキャンパスとして整備していく計画である。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

<施設、設備等の整備及び管理>

校地は、三鷹キャンパスに医学部、保健学部看護学科(看護学専攻)、保健学部臨床心理学科及び医学研究科、井の頭キャンパスに保健学部(看護学専攻及び臨床心理学科を除く)、総合政策学部、外国語学部、保健学研究科、国際協力研究科を擁し、そのほかに、一部運動施設と校舎を利用する八王子キャンパス、及び医学部付属病院を設置している。それぞれの目的に応じた校舎・施設を整備するとともに、体育館やグラウンド・テニスコート・柔道場・剣

道場・トレーニングルームなどの運動施設、図書館、保健室、カウンセリングルーム、食堂、売店、書店、防音音楽室、クラブ部室などを整備している。

なお、キャンパスの校地・校舎面積及び医学部付属病院の面積は、いずれも、大学設置基準上必要な面積を大きく上回っている（基礎データ表1）。

・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

情報化を総合的に推進して、教育研究、学生サービスの向上及び事務の効率化を図ることを目的に「総合情報センター」を設置している（資料3-12）。ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備については、各学部における情報機器の整備・利用に関する意見を集約し、年度ごとに総合情報センター運営委員会で取り扱いを定め、各キャンパスのICT環境の維持・改善・発展、セキュリティ環境の整備に努めている。

各キャンパスの情報教育設備としては、井の頭キャンパスにはPC室が4室、CALL教室が2室、PBL教室が4室、ノートPC100台を常備したフレキシブルに使用できる多目的教室が1室ある。また、各講義室・実習室には、教卓PC、プロジェクター、スクリーンを整備し、ほぼすべての授業でICTを活用した授業が展開できる。三鷹キャンパスには、PC室が2室、PBL教室が16室ある。各講義室にはスクリーンとプロジェクター、オーディオ機器を整備している。各実習室には、モニターとオーディオ機器を配置している。また、2020（令和2）年度にはオンライン実習を可能にするため、実習室に無線LANを整備した。また、八王子キャンパスでは2019（令和元）年度より遠隔授業の体制を整備し、八王子キャンパスにおける対面授業だけでなく、井の頭キャンパスから配信される遠隔授業の受講も可能となっている。これら全ての教育用PCはドメインで管理しており、不具合発生時には迅速に対応している。また、アンチウイルスソフトやセキュリティパッチの更新も定期的を実施し、安全対策を行っている。例えば、2020（令和2）年度には、井の頭キャンパス講義室の教卓PC及びPC室PCをWindows 10へ更新した。また、主に保健学部の授業や自習で利用するノートPCを新しいPCに入れ替えた。

ネットワーク環境については、キャンパス内の利用環境改善のために、速度帯域は今までより100倍速い「10Gbps」を中心としたネットワーク網を構築済みであり、棟間及びフロア間の基本速度帯域も「10Gbps」としている。また、インターネット回線は、国立情報学研究所（学術情報センター：NII）によるSINET5（サイネットファイブ）を利用中で、2015（平成27）年度より速度帯域を「100Mbps」から「1Gbps」に増強し、高速通信が可能である。2016（平成28）年度には、帯域の異なる三鷹キャンパス・井の頭キャンパス間の「学内LAN」、「業務LAN」及び「電話網」を、1つの装置で通信可能としている（資料8-5【ウェブ】）。

・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

施設・設備の維持・管理は、経理部施設課が主として担当している。施設課には、施設・設備等の維持・管理に必要な有資格者が配属されており、専門会社と打ち合わせをしながら、日常及び定期的維持・管理、保全等を行っている（資料8-6）。

キャンパスの施設・設備の安全・安心対策として、第一に挙げるのが耐震化である。井の頭キャンパスは、6棟全てが免震構造となっている。三鷹キャンパスは、1980（昭和55）年施工の建築基準法（耐震関係規程）の施工前に建設された建物は耐震補強工事を行った。

安全、衛生を確保するために「杏林学園安全衛生管理規程」(資料8-7)が定められ、規程に基づいて設置された安全衛生委員会が、安全衛生の確保・推進のための検証を行っている。2020(令和2)年度の安全衛生委員会は12回開催した。安全衛生委員会の委員が毎月、職場巡視を行い、職場の安全・衛生状況を点検しており、不具合などがある場合は関係部署に連絡し、改善を求めている。また、三鷹・井の頭キャンパスには各監視装置を設置し、施設・設備の衛生・安全に関わる運転・管理及び異常について集中管理し、防災センターとしての機能を24時間態勢で行っている。さらに、各施設・設備については、定期的に保守点検・清掃を行い、衛生・安全確保に努めている。一方、学生生活ではキャンパス内の不審者等の対策として監視カメラの設置や教職員と警備員の連携を図り巡回を強化している。

そのほか、学習環境の妨げとならないよう、物品納入会社や建築会社、警備会社等を交えた月例の安全連絡会議を開催して安全管理を徹底している。施工会社からは工事の進捗状況報告の場とした工事工程会議を毎週開催している。災害等に対しては、「杏林学園地震防災計画」(資料8-8)、「杏林学園における危機管理規則」(資料8-9)により体制を整備するとともに、防災訓練を実施している。

・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

井の頭キャンパスは、すべての建物に段差がなく、各建物に1か所は多目的トイレを設けている。また、すべての教室に車椅子が置けるスペースを設置している。図書館の井の頭分館にはグループ学習室5室、個人学習室、AVブース、車椅子用閲覧席、閲覧席へのコンセント設備、軽い飲食が可能なリフレッシュルームなどを整備し、多様なニーズに応える設備を備えている。

三鷹キャンパスは、新講義棟竣工により解消されるものの、古い建物のため段差がありスロープを設置し、車椅子でも移動できるようにしている。なお、医学部講義棟の隣にある病院内の多目的トイレが利用可能である。

八王子キャンパスでは設備の老朽化が進んでいたが、保健学部の健康福祉学科の一部が八王子キャンパスを2022(令和4)年度から利用することに伴い、設備調査を実施して部分的に補修を行っている。

・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、図書館には自習席やグループ学習室などの設備を設けており、三鷹キャンパスの講義棟には医学部学生用の自習室を設置している。さらに、国際交流センターでは、国際交流プラザや英語サロン・中国語サロン、ライティングセンターを設けて、ネイティブによる会話や文章の書き方を学び、学生による学会発表や、海外留学のための自主学習を促進させている。また、留学生との交流を通して、語学のみならず海外の歴史・文化や物事の考え方を学ぶことができる。

井の頭キャンパスのPC室3室は、授業で使用していない時間帯は開放し、学生が自由にPCを利用できるよう整備している。また、学生証のタッチにより貸出できるPCロッカーを図書館内とB棟2階に整備し、早朝や夜間も貸出・返却を可能としており、時間に縛られることなく自主的な学習ができる機会を提供している。2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、PCロッカーは一時的に停止せざるを得なかったが、総合情報センターで貸出・返却の都度、PCを清拭することで運用を継続した。三鷹キャンパスは、PC室を2室有し、

そのうち1室を開放して、学生が自主学習できるよう整備している。無線LANは、医学部講義棟の学生ホール、看護・医学教育研究棟の学生ホールと図書館にアクセスポイントを設置し、学生が接続できるよう整備している。また、実習と学生の自主学習用に、医学部実習室と旧体育館に無線LANを整備している。

<教職員・学生の情報倫理の確立、セキュリティに関する取り組み>

学内における情報システムを適切かつ効率的に管理・運営するために、杏林大学総合情報センター規程及び杏林大学学内LAN管理・運営規程（資料8-10）を定めている。また、情報倫理・セキュリティ意識の向上を図るために、学内のネットワークの利用について、新入生に対してはガイダンス時に学内LAN利用講習会（資料8-11）を実施し、学内LAN利用同意書を提出した学生にのみ許可をしている。併せて、大学ハンドブック（資料7-2）にも情報システムの利用の際の注意を記載している。

近年、大学への不正アクセスや情報漏洩が増加していることから、2020（令和2）年度に学内の情報セキュリティポリシーとして「杏林学園情報セキュリティ基本規程」（資料8-12）を制定し、情報漏洩などが発生した場合の対応を定めた。また、それに基づく実施規程として「杏林学園CSIRT設置規程」（資料8-13）、「杏林学園情報格付基準」（資料8-14）を制定した。加えて、最新の法令及び学内のセキュリティ方針に即した形で「杏林学園個人情報保護規程」（資料8-15）、「杏林学園電子メールシステム利用内規」（資料8-16）を改定する等、セキュリティ向上のための規程・ルール等の整備を進めている。

さらに、他大学・企業等で情報漏洩事案が昨今頻発している標的型メール対策としてセキュリティ対策を行い、本学関係者が標的型メールの被害にあった場合でも、出口で情報流出を防げるよう対策した。

学生への教育として、情報セキュリティの動画を作成してオリエンテーションで注意喚起するほか、正課内で情報セキュリティに関する授業を実施するなど、情報セキュリティ教育を行っている。また、教職員の情報管理の一指針として、「杏林学園学内ウェブサイト運用内規」（資料8-17）、「杏林学園公式ウェブサイトの管理運用に関する内規」（資料8-18）を整備し、「あんずネット」と大学ウェブサイトに関する管理・運用の取り決めを全学的に設定している。

学内メールアドレスの利用者の見直しを行い、退職した教職員、卒業生等、既に在籍しない利用者のメールアドレスを削除する対応を実施し、学事及びその周辺業務に必要な範囲に学内メールアドレスの利用者を限定することで、学内システムへの意図しないアクセスを回避するとともに、メールアドレス管理の効率化を実現した。

上述の通り、教育研究活動に関する整備方針に沿って、必要な校地・校舎を有している。また、設備についても、十分なネットワーク環境やICT機器を備えており、教職員が快適に利用できる環境が整っている。加えて、語学サロンや自習室等を設けることで、学生の自主的な学習を後押ししている。さらに、情報セキュリティ関連の規程を制定し、啓発活動を行っている。以上のことから、学生の学習や教員の研究を行うための環境整備は適切である。

**点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。**

<p>評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 <p>評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置</p>

<図書資料の整備と図書利用環境の整備>

・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
 教育、研究に必要な図書及びその他の情報資料を収集管理し、教職員、学生等の利用の便を図ることを目的として図書館を設置しており、図書館は、本部、医学分館、及び井の頭分館で構成されている（資料8-19【ウェブ】）。図書館長をトップとして各分館に分館長を任命し、本部には図書館運営委員会、分館に分館運営委員会が設置され、図書の管理・購入等を審議している。

蔵書及び電子資料は、図書421,400冊、定期刊行物25,446種、視聴覚資料10,852点、電子ブック404,847種、電子ジャーナル73,767種（オープンアクセス誌を含む）、データベース31種を提供しており、各学部で必要とする資料、電子リソースを十分備えている。年間資料費は2億417万4,000円である（表2）。学部と研究科に在籍する学生・大学院生の合計は約5,600人（基礎データ表1）で、学生1人当たりの資料費は3万6,460円である。全国大学図書館の一人当たりの資料費は1万1,407円となり、全国の平均値を上回っている。

表2. 図書、学術雑誌、電子資料の整備状況、年間資料費

分館	図書冊数	定期刊行物種類	視聴覚資料	電子ブック	電子ジャーナル	データベース	年間資料費(千円)
医学	206,372	15,563	2,993	(全館共通)	(全館共通)	10	(全館共通)
井の頭	215,028	9,883	7,859			21	
合計	421,400	25,446	10,852	404,847	73,767	31	204,174

・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
 図書館業務システムを1994(平成6)年に導入し、国立情報学研究所の総合目録システムNACSIS-CAT、相互貸借システムNACSIS-ILLに加入して国内外の教育研究機関と目録情報を共用し、情報の相互提供体制を整備している。それらを通じて行った相互協力は複写の受付が4,890件、依頼が1,205件、貸借の貸出が50件、借受が18件であった（表3）。その他に、私立大学図書館協会、東京西地区大学図書館協議会、日本医学図書館協会に加盟し、協力活動を行っている。

また、三鷹市立図書館、日本赤十字看護大学図書館とそれぞれ連携し、三鷹市立図書館利用者への資料貸出、日本赤十字看護大学と当大学の図書館相互利用を行っている（資料8-20）。

表3. 利用者人数、貸出冊数、レファレンス受付数、相互協力件数

分館	利用者人数	貸出冊数	レファレンス	相互協力				電子リソース利用	リモートアクセス利用
				複写		貸借			
医学	22,761	12,698	858	受	4,662	貸	7	312,356	(全館共通)
				依	886	借	8		
井の頭	30,876	7,856	534	受	228	貸	43	329,967	
				依	319	借	10		
合計	53,637	20,554	1,392	受	4,890	貸	50	642,323	
				依	1,205	借	18		71,864

・学術情報へのアクセスに関する対応

情報検索及び学習用のパソコンを医学分館では24台設置している。貸出用のノートパソコンは医学分館では5台、井の頭分館で60台用意している。また二分館で無線LANを敷設し、インターネットへのアクセス環境を確保している。電子ジャーナルとデータベース（表4）は学内ネットワーク上のPCであればどこからでも利用可能であり、その殆どはEzProxyによる認証システムを通すことで自宅など学外からの利用も可能となっている。また、リンクリゾルバ（SFX）を導入し、電子リソースへの適切なナビゲーションを実現している。

利用者への対応として、各学部学生、大学院生に向けた授業・講習会を行い、図書館資料、電子ジャーナル・電子ブック、データベース、リモートアクセス、相互貸借、などの利用方法を指導している。

表4. データベース一覧

Asia one	PsychoInfo	今日の診療Web
Cochrane Library	SCOPUS	最新看護索引Web
Early English Books Online	TKCローライブラリー	小学館コーパスネットワーク
EBSCOhost Business Source Complete	UpToDate	全宋詩分析系統
EBSCOhost CINAHL	VISUALEARN CLOUD	通産政策史資料オンライン版
EBSCOhost MEDLINE	ジャパンナレッジ	東洋経済デジタルコンテンツ・ライブラリー
eol	ブリタニカオンライン	日経BP記事検索サービス
ijamp	メディカルオンライン	日経テレコン21
JCR	ヨミダス歴史館Web	聞蔵II
Library PressReader	医中誌Web	毎索
Oxford English Dictionary Online	国際問題Web	

・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

利用環境としては閲覧席が808席あり、井の頭キャンパスへの移転時(2016(平成28)年4月)に108席増設する事が出来た。館内設備にはグループ学習室5室、個人学習室、AVブース、車椅子用閲覧席、閲覧席へのコンセント設備、軽い飲食が可能なリフレッシュルームなどを整備し、多様なニーズに応える設備を備えている。

館内の新型コロナウイルス感染症対策としては、エントランスでの手指消毒液と非接触検温器の設置、利用者対応カウンターへのパーティション設置、窓開け換気と座席の間引きによる3密防止を実施した。また、これまでの開館時間は原則として、平日：8時30分～22時30分、土日祝：9時00分～22時30分としており、学生の利便性を考慮した開館時間を設定していたが、新型コロナウイルス感染症に伴い開館時間の短縮などの対応を実施した(表5)。

表5. 閲覧席、職員の配置、職員当たりの学生人数、開館日数と時間

分館	閲覧席数	職員 (司書資格)	職員一人 当たりの 学生人数	開館 日数	開館時間			
					日時	平日	土	日祝
医学	280	14(8)	197.6	234	日時	平日	土	日祝
					2020/4/1-4/10	9:00-19:00	休館	休館
					4/11-5/26	休館	休館	休館
					5/27-7/19	10:00-16:00	休館	休館
					7/20-11/6	10:00-18:00	休館	休館
					11/7-2021/3/31	10:00-18:00	10:00-13:00	休館
井の頭	528	15(7)	197.6	230	日時	平日	土	日祝
					2020/4/1-4/10	9:00-17:00 利用制限あり	休館	休館
					4/11-5/26	休館	休館	休館
					5/27-10/4	10:00-16:00	休館	休館
					10/5-2021/3/31	10:00-17:00	10:00-13:00	休館
					長期休暇中	10:00-17:00	10:00-13:00	休館
合計	808	29(15)			※休日授業日(9/21, 9/22)も10:00-16:00で開館			

図書館の利用促進のための取組として、以下のような形で環境を整備している。

医学分館において、専属図書館員によるサポート・ライブラリアンを学生・教職員へ実施し、レポートや論文の作成、研究のサポートを行った。2020(令和2)年度の登録者は個人28人(学生14人、職員14人)、グループ3組(職員)で、それぞれ担当する図書館員が合計107件(学生4件、職員103件)の支援を行った。

また、各館で企画展示を行った。医学分館では「一歩先に学習したい人のための入門書」の展示企画を実施した。「医学部生向け読みやすく学習意欲を刺激するような入門書」をテーマに各教室の教授から推薦を募り、推薦文を掲載した冊子とともに目に付きやすいカウンター傍の特設コーナーに展示した。学生の手に取りやすい展示で興味を引き出し、自宅待機中の課題図書にもなるなど有効に活用された。これらの企画展示は、利用者の興味を惹き関連資料の貸し出しにもつながった。井の頭分館では館内展示として「新型コロナウイルスの感染について考えるー感染症と社会生活ー」、「めずらしい本いろいろII 『不思議な国のアリ

ス』を紹介した。展示パネルでは観光交流文化学科の授業であるフィールドスタディでの学習成果発表ポスターの展示や、写真部の作品展を行った。リフレッシュルームでは、華道部がクリスマスや新年を祝う作品など季節折々の生け花を展示し、図書館の蔵書展示だけでなく学生の成果発表としての場所も提供している。

上記の対応に加えて、両分館では学部や学科の依頼に応じて合計73件の講習会やガイダンスを実施した。図書館の利用案内、文献検索などの内容で独自に作成したテキストやスライドを用い、図書館職員が対応している。

<図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

図書館職員一人当たりの学生数は197.6人で、全国平均の433.3人より対応力を備えた人数となっている。また、私立大学図書館協会、東京西地区大学図書館協議会、日本医学図書館協会に加盟し、情報交換・研修会への参加・講師派遣（オンライン参加を含む）を通じて職員の能力開発を図り、利用者へのサービス向上に努めている。

上述の通り、図書館内に十分な数の蔵書を備えているのみならず、複数の他図書館との連携により相互貸借が可能である。さらに、電子資料へは学外からもアクセスし、必要な資料をいつでも利用できる環境が整っている。図書館の席数は教職員数に対して充分設けられており、教職員の利用を支援する職員も配置されている。

以上のことから、図書資料と図書利用環境は整備され、利用者の要望に沿ったサービスが展開されているといえる。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

<研究活動を促進させるための条件の整備>

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示

教員の研究活動を支えることは大学における重要な使命であり、全学的な取り組みとして研究者を支援するため研究推進センターを設置し、支援体制を整備している（資料8-21）。研究推進センターの業務として、(1) 女性研究者研究活動支援事業の推進、(2) 研究力の強化、

(3) 研究環境の改善、(4) 競争的資金の獲得強化、(5) 産学連携事業の推進などがあり、これは「杏林大学研究推進センター規程」（資料3-4）において定められているとともに、大学ウェブサイト（資料8-22【ウェブ】）で公表している。

また、研究活動を推進させるための条件の整備として、「女性研究者研究活動支援事業」(資料8-23)、「杏林CCRC (Center for Comprehensive Regional Collaboration) 研究所」(資料3-13)、「コラボたまごセミナー」(資料8-24)といった取り組みを実施し、学内外に公表している。

文部科学省の科学技術人材育成費補助事業である「女性研究者研究活動支援事業(一般型)」に採択されたことを受けて、男女共同参画推進室を設置した。女性研究者等が出産、育児又は介護に携わる期間に研究活動の継続のために必要な支援を行うことで、研究者の研究力の向上とキャリア形成を推進している。

さらに、三鷹市・八王子市・羽村市と連携し、本学4学部の教育・研究資源を動員し、包括的な地域連携を推進する「杏林CCRC」を構築し、この拠点として「杏林CCRC研究所」を2013(平成25)年度に設置している。この杏林CCRC研究所を中心とした地域志向研究においては、主に地域社会の健康寿命延伸・災害に備えるまちづくりにフォーカスを当てて推進している。

加えて、本学の機能強化の一環として、研究活動の活性化に取り組み、研究の異分野融合、共同研究を推進している。この代表的な取り組みとして、「コラボたまごセミナー」と称し、学内の講師による研究方法や研究テーマごとのセミナーを実施、学部の垣根を超えた共同研究の機会を広げる取り組みを毎年行っている。今後さらに、こうした研究環境の整備・研究力の向上により、広く社会に向けて研究成果を発信し、市民社会を構成する一員としての役割を果たしていく。

・研究費の適切な支給

研究活動の推進のため、大学から研究費を支給している(基礎データ表8)。支給は、医学部については教室単位、その他の3学部については研究者ごとに行っている。併せて、学部独自の取り組みとして、例えば医学部では「共同研究プロジェクト」、「若手支援研究」、「ユニーク研究助成」、「研究奨励賞」など学内グラントを設けている(資料8-25)。

また、若手研究者の海外留学を促すため、杏林大学海外特別研究制度(資料8-26)を設けている。特別研究員は、2年以内の期間中の授業、校務及び診療を免除される。

・外部資金獲得のための支援

外部資金の代表的なものである文部科学省科学研究費補助金の獲得状況(資料8-27【ウェブ】)では、2018(平成30)年度獲得件数131件、2020(令和2)年度には148件と113%と増加している。文部科学省科学研究費補助金、厚生労働省科学研究費補助金を併せた研究費の受入れ金額も2018(平成30)年度は224,951千円から2020(令和2)年度は271,209千円と増加している。本学は2013(平成25)年に研究推進センターを設立し、学際研究や研究活動の推進、公的研究費の情報収集と情報提供及び応募支援に関する活動等を行っており、外部資金を更に獲得するための方策として、外部講師を招聘しての「科研費ワークショップ(2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施せず、2021(令和3)年度にオンラインで実施)」(資料8-28)や、学内の科学研究費採択の実績のある研究者が講師を務める「科研費セミナー」(資料8-29)を開催する等の支援を実施している。2020(令和2)年度からは希望者に対し、研究推進委員会委員による科学研究費獲得に向けたチュートリアルを企画し、計画調書の添削指導や研究計画の立案指導等を行った(資料8-30)。

・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室については、医学部215室、保健学部134室、総合政策学部63室、外国語学部39室（基礎データ表1）と、教員に対して十分な研究室数を確保している。なお、教員は週一日研究日を設定して研究に当たっている。

研究推進の一環として共同研究施設の利用を促進するため、文部科学省科学研究費、厚生労働省科学研究費、日本医療研究開発機構研究費からの間接経費を活用して、「共同利用機器室」や「共同利用培養室」等、各所に機器・備品の導入を進め、研究環境の整備を進めている。研究成果の発信も「杏林大学研究業績集」（資料2-30【ウェブ】）を毎年度発行し、本学の研究者が行った研究成果を広く社会に公表するとともに、学内外において共同研究の活発化や産学連携のシーズ発掘に資している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い様々な制限を受け、教員の研究環境も様変わりする中で研究の歩みを滞ることなく進めるため、Zoomライセンスを学園負担で購入するなどリモートで研究を継続できる環境に努めるなど環境整備を行った。

さらに、「研究支援員制度」（資料8-31）を設け、女性研究者等が出産、育児又は介護に携わる期間、研究活動の継続のために必要な支援を行っている。この取り組みは2014（平成26）年度の文部科学省の科学技術人材育成補助事業である「女性研究活動支援事業（一般型）」に採択されたことを受けて、男女共同参画推進室を開設したことに始まる。それ以来女性研究者が男性とともに能力を十分に発揮して生き生きと研究活動を行えるよう、きめ細やかな支援体制の確立と環境整備を行っており、本学の特色のひとつである。研究支援員制度は、条件付きではあるものの男性研究者にも適用範囲を広げ女性研究者の活躍の環境整備に貢献し、研究者を目指す学生の動機付けにもなっている（資料8-32）（資料8-33）。

・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）、ポスト・ドクター（PD）の制度は、「杏林大学ティーチング・アシスタントに関する規程」（資料8-34）、「杏林大学リサーチ・アシスタントに関する規程」（資料8-35）及び「杏林大学ポスト・ドクターに関する規程」（資料8-36）に基づき運用されている。ティーチング・アシスタントは、本学大学院に在学する優秀な学生のうちから必要に応じて任用され、学部学生及び博士前期課程の学生に対する実験、実習、演習などの教育的補助業務を行っている。リサーチ・アシスタントは大学院博士課程に在学する者で学識に優れ、将来研究者となり得る人物を任用し、学部、大学院研究科及び研究施設が実施する共同研究等の活動に必要な研究補助業務を行う。2020（令和2）年度のティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの雇用は計17人であった。

ポスト・ドクターは、学位取得者ないしは博士後期課程修了者で優れた研究能力を有する者のうちから研究補助者として研究活動の一部を分担している。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

<研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み>

・ 規程の整備

研究倫理を醸成するために「杏林大学研究者行動指針」（資料8-37）、「杏林大学事務職員行動規範」（資料8-38）を示し、全ての研究者が有すべき責任、持つべき認識を明確にして、行動指針・規範としている。

また研究活動の不正防止のための取り組みとしては、「杏林大学における公的研究費の不正に係る調査の手続きに関する取扱要綱」（資料8-39）、「杏林大学の公的研究費に係る物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱」（資料8-40）、「杏林大学における公的研究費の適正な運営、管理に関する規程」（資料8-41）、「杏林大学における公的研究費の不正防止計画」（資料8-42）、「杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（資料8-43）を定め、研究活動に携わる者すべてに周知徹底し不正防止に努めている。不正行為の通報・告発の窓口を研究推進センターに設置しており、通報、告発を受け付けた場合、速やかに最高管理責任者である学長へ報告される。

さらに、海外への物品持ち出しや外国人への技術・情報の提供を適切に管理することを目的として、「杏林大学安全保障貿易管理規程」（資料8-44）を定め、2022（令和4）年度より運用開始することとしている。

・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）

研究者を始め研究に携わる全ての者に求められる倫理規範を修得させるための教育として、APRINが提供するeラーニング教育を定期的実施し、受講を必須としている。また、eラーニングに加えて、新しく科学研究費を取得した研修者を対象に説明会を実施し、研究不正の防止に努めている。

さらに、学生を対象にした倫理教育も実施している。例えば外国語学部ではオリエンテーションや「大学入門」で広く研究における不正行為等を防ぐための研究倫理教育をしている。大学院生の倫理教育に関しては、大学院の講義科目（選択科目）やセミナー・ワークショップを通じて、倫理教育を施している。また、保健学研究科では「研究倫理」の科目があり、大学院生を対象に研究倫理を教えている。

・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関する学内審査機関として、「杏林大学医学部倫理委員会」（資料8-45）、「杏林大学保健学部研究倫理委員会」（資料8-46）、「杏林大学大学院国際協力研究科研究倫理審査委員会」（資料8-47）、「杏林大学利益相反委員会」（資料8-48）を各々設けている。また、「杏林

大学遺伝子組換え実験安全管理規程」(資料8-49)、「杏林大学における動物実験等の実施に関する規程」(資料8-50)を定めている。これらの規程により、人を対象とした研究が適切に行われているか、また対象者が人としての尊厳を確保されて研究が実施されているか、動物実験については科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点、実験に携わる教職員及び学生等の安全の確保の観点から適切に研究が実施されているか等、研究遂行のうえで倫理上問題なく実施されているかを審査するようにしている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

内部質保証体制において、教育研究等環境の適切性に関する点検・評価を全学的・体系的に推進している。教育研究等環境の適切性については、各部署からの報告をもとに、統括部署である総合情報センター、図書館、研究推進センターで自己点検・評価制度により定期的に点検・評価を行っている。この結果は、自己点検・評価委員会が全学的に統括して自己点検・評価報告書を作成し、学長に報告している。そして学長は必要に応じて、学部長会議で見直しを指示している（資料1-8）。

「情報化」、「図書館」、「研究環境」の3側面での点検・評価の現状は以下のとおりである。

総合情報センターには、運営委員会が置かれ、専門的な知見を有する教員と事務職員から構成されている。運営委員会は、情報化に関する基本計画をまとめており、基本計画は各部門における情報化に係る問題を検討のうえ、作成している。加えて、基本計画通りに総合情報センターにおいて業務が遂行されているか、確認・評価が実施されている。

つぎに、図書館の運営面では、医学分館、井の頭分館、両分館に係る重要事項を審議するため、図書館長を委員長とする図書館運営委員会を設置し、分館の運営に係る事項を審議するため、分館長を委員長とする分館運営委員会を設置し、図書館運営委員会は年1回以上、分館運営委員会は年5回以上開催している。

研究環境の観点からは、研究推進センターに研究推進委員会を設けている。委員会は各学部から選出される委員により構成され、基本計画、各種事業の立案・実行、研究に関わる各種要望書の点検・評価を行っている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

「情報環境の整備」に関して、自己点検・評価結果に基づく改善・向上に関する近年の例としては、「新型コロナウイルス感染症対応」が挙げられる。

2020（令和2）年度初頭は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、通常の対面授業の中止をやむなくされた。そこで、迅速に遠隔授業の体制を構築すべく、各学部教務課がオンライン授業に向けて学生のネットワーク環境調査を実施した結果、通信環境やデバイス等が未整備の学生が全体の約10%いたため、それぞれポケットWi-Fi、小型タブレット端末を貸与した。遠隔授業の環境整備として、学内に通信サーバを新たに設置し、学生・教職員にZoomア

カウントを付与する等の措置を講じた。その一方で、学部教員を対象にZoomを用いた授業方法のFDを開催した（資料4-21）。併せて、講義動画の撮影用スタジオを整備し、板書を伴う授業の撮影もできる高品質のオンライン授業配信を可能とした。これらをもとに教員側の準備を進めた。これらの取り組みは、文部科学省の遠隔授業活用推進事業補助金に採択された（資料8-51）。

なお、遠隔授業についてアンケートや懇談会で学生からの意見を採取し、第三者評価を受けた結果、2020（令和2）年度の秋学期から1年生の必修授業の多くを対面に戻すとともに、オンデマンド授業等に対応するための授業収録スタジオを開設するなど授業改善に役立っている。このように学生達からの意見を、2020（令和2）年度秋学期以降の授業に積極的に活かしていった。また、対面授業を実施するために、医学部総合医療学教室の教員による感染対策の説明会を開催し、教員への教育も行った。

また、「研究環境」について、研究推進センターでは、研究推進センター長を委員長とする研究推進委員会（資料3-4）で各部門から寄せられる意見を集約するとともに、研究支援の立案・計画・実施に関する事項を決定している。さらに研究の中に生まれるシーズを活用することを目的として、産学連携を推進するため「産学連携ポリシー」を策定（資料8-52）、産業界を始め地域との連携や交流について積極的に取り組んでいる。産学連携活動についても、研究推進センター長を委員長とする産学連携委員会を設置（資料8-53）、各部門の意見を集約し、産学連携の基本方針の策定、本学で実施している産学連携活動の評価、情報の収集・提供・発信について取り組んでいる。

研究等環境整備においては、研究に役立つ機器・設備の整備状況をリアルタイムで情報公開・発信をするため、研究推進センターのサイト上に、検索機能・問い合わせフォームを整備した。これにより、研究者が研究に必要な機器・設備の情報を得やすくなった。

科研費の採択状況については、毎年度集計結果を会議において報告、情報共有し、次年度以降の科研費申請数・採択数の増加に向け検討している（資料8-27【ウェブ】）。加えて、産学連携の分野においても産学官連携に関する目標・計画を策定し、共同研究・受託研究の契約件数増加、また文部科学省等の政府機関が公募する研究プロジェクトの応募を通じて、研究シーズの発掘及び社会ニーズの把握に取り組んでいる。

（2） 長所・特色

新型コロナウイルス感染症下で、教育・研究等環境をいち早く精査し、情報環境を迅速に整備して、新しい授業形態に対応した点は評価できる。

教育研究活動支援については、前述のとおり、「研究支援員制度」を設け、女性研究者及び若手研究者等が出産、育児又は介護に携わる期間、研究活動の継続のために必要な支援を行っている。この取り組みは2014（平成26）年度の文部科学省の科学技術人材育成補助事業である「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」に採択されたことを受けて、男女共同参画推進室を開設し、女性研究者が男性とともに能力を十分に発揮して生き生きと研究活動を行えるよう、きめ細やかな支援体制の確立と環境整備を行っており、特色のひとつである。

（3） 問題点

三鷹及び井の頭キャンパスの図書館は、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症に伴い、短縮開館や曜日を限定した平日開館とするなど、1年を通じて利用サービスを縮小した。

その結果、対面・多人数での利用が限られたことにより、図書館の設備を十分に機能させられなかったことが、今後の対面型サービスの課題となっている。

また、外部資金獲得を目指した更なる研究支援のためには、専門職員（URAなど）の配置が必要と検討されているが、専門職員が少ないこと、本学の採用条件と合致した採用が出来ないことなどの課題があり実現されておらず、科研費申請の支援は、研究推進委員が行っている。引き続き、専門職員の配置を検討したい。

（４）全体のまとめ

学生の学修や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための中期的な方針を策定し、井の頭キャンパスの整備に続いて、医学部を中心にした三鷹キャンパスの将来構想（グランドデザイン）を検討するプロジェクトがスタートしている。この方針に基づき、必要な校地及び校舎、運動場等を有し、ネットワーク環境やICT機器等の整備については総合情報センターが一括して管理し、各施設・設備の維持・管理は管理部署により適切に行われている。教育・研究に必要な図書その他の学術情報資料は図書館により整備され、その利用を可能とする環境・機器も用意され、利用者のサービス向上を促進する図書館職員についても十分に配置されている。なお、図書館の所蔵する図書に偏りが見られるという課題があったが、選書基準が明確化され、選書方法の改善に向けて検討が進んだ。

研究環境についても、女性研究者支援を目的に研究支援員制度を設け、研究活動の継続のために必要な支援を行っている。また、研究倫理については、「杏林大学研究者行動指針」等を定め、学生を含めて研究に携わる者すべての行動指針・規範としている。併せて、本学の全ての研究者が参加可能な研究討論会「コラボたまごセミナー」等の活動を通じて、キャンパスを横断して学際的に新しい研究を創発する取り組みもあり、様々な分野の研究者を有する総合大学であるという特色を活かしている。

これらの取り組みにより、大学評価基準に照らして良好な教育研究等環境を実現していると判断する。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学の教育理念・目的は「優れた人格を持ち、人のために尽くすことの出来る国際的な人材を育成すること」であり、総合大学として4学部共通の目標に「社会の健康を守る大学」をスローガンに掲げている（資料9-1【ウェブ】）。このスローガンのもと、各学部・研究科に加えて医学部付属病院など全ての組織が社会連携・社会貢献に携わっていると同時に、地域交流推進室が取り組みの中心的な役割を担い、成果は広報・企画調査室を通じて社会に公表されるという体制が構築されている。

2011（平成23）年に地域交流推進室を設置し、本学における地域交流の方針を「本学の総合大学としての特色を活かした教育・研究成果を元に、地域社会と本学との連携・協力を全学的な視点で図るとともに、各交流活動の総合窓口としての機能を果たすこと」として杏林大学地域交流推進室規程（資料3-10）で定め、大学ウェブサイトの特設サイトを設け公表している。

広報・企画調査室は、「あんずネット」の管理・運営とともに、社会に向けた情報発信の中核を担っており、大学及び医学部付属病院ウェブサイトの保守・更新や、後述の地域に向けた公開講座の開催などの取り組みを行っている（資料3-2）。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

<学外組織との適切な連携体制>

学外との適切な連携体制を構築するため、地域交流推進室を主な窓口として設置している。

地域交流推進室は、本学における地域交流の方針に沿って運営されており、2013（平成25）年度「地（知）の拠点整備事業（COC）」に「新しい都市型高齢社会における地域と大学の統合知の拠点」というテーマで採択されたことで、キャンパス周辺地域と活発な交流活動を続けている（資料9-2【ウェブ】）。本学施設周辺地域において、地域社会と大学の相互の資源及び研究成果等の活用による活力ある地域社会の創造や人材育成などを目的として、2010（平成22）年6月に羽村市、2013（平成25）年9月に三鷹市、2020（令和2）年1月に武蔵野市と、それぞれ包括的な連携に関する協定を締結している（資料9-3）。また、八王子地域は25の大学・短大・高専がある学園都市であり、本学は2009（令平成21）年4月から大学コンソーシアム八王子に加盟し（資料9-4【ウェブ】）、生涯学習の推進や情報の発信、学生と市民の交流、外国人留学生の支援などの事業に取り組んでいる。さらに、複数の高等学校と「高大接続教

育」に関する連携協定を締結している（資料9-5）。このように、キャンパス周辺地域にある学外組織と活発に連携している。

<社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進>

<地域交流、国際交流事業への参加>

教育・研究と社会のニーズを結びつけるため、本学では以下の取り組みを実施している。

【医学部付属病院における取組み】

東京都西部地域で唯一特定機能病院に高度救命救急センターを設置している「杏林大学医学部付属病院」を擁し、地域の中核病院として診療をベースとした社会貢献を実施している。また、院内での診療に加えて、以下のように様々な地域連携・地域貢献を展開している。

医学部付属病院では、アイセンター、がんセンター、腎・透析センター、栄養サポートチームなど、それぞれが主催する講座や三鷹市老人クラブ連合会と共催の講演会や研修会などを定期的に開催している。加えて、三鷹市運動相談事業への参加や近隣地域の小中学校の修学旅行・遠足への同行医師派遣なども行っている。地域医療機関に対しては、地区医師会主催の講演会で専門的な医療知識・技術等（内視鏡・画像診断等）の支援を積極的に実施している（資料9-6【ウェブ】）。

また、2021（令和3）年度には、本学の学生・教職員のみならず、三鷹市から依頼を受けて域住民の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種も行った。このワクチン接種では、医療資源を地域に還元するために、保健学部の教員と付属病院の医療スタッフ（医師・看護師・薬剤師等）、事務職員が連携をとり、運営にあたった（資料9-7【ウェブ】）。

さらには、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催された際には、本学の医学部付属病院の多くの医師・看護師が、医療ボランティアとして大会の運営に携わった（資料9-8【ウェブ】）。また、本学の救急医学教室の教授が医療統括責任者に任命されており、新型コロナウイルス感染症が拡大局面にある中で開催される大会から、都民の健康・生活を守るために学園として尽力した。

【地域志向教育に関する取組み】

本学では、多様な地域課題をテーマとした地域志向教育を4学部において展開し、学生の課題発見・問題解決力の涵養と、地域社会での活動への参加を促進している。具体的には、4学部共通1年次必修科目「地域と大学」（資料3-15【ウェブ】）を、地域社会に大学が関与する意義について、グループワークを通じて理解することを目的として開講してきた。2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けた措置として、医学部を除く3学部（保健学部・総合政策学部・外国語学部）共通で開講（計1,237名履修）したうえで、毎週動画配信と課題を提示する形式の遠隔授業を実施した。この科目をきっかけに地域社会に関心を持った学生が、ゼミナールや研究室、サークルなどの活動を通じて積極的に地域社会の課題に取り組んでいる。学生による地域社会貢献の活動とその成果は、「地域交流活動かわら版」（資料9-9【ウェブ】）にて定期的にまとめられており、三鷹市ガイドマップの作成や、後述のCOC+事業関連の交流会への参加などが例として挙げられる。

【産学官連携に関する取組み】

三鷹市・八王子市・羽村市と連携し、本学4学部の教育・研究資源を動員し、包括的な地域連携を推進する「杏林CCRC：Center for Comprehensive Regional Collaboration」を構築し、この拠点として「杏林CCRC研究所」を2013（平成25）年度に設置している（資料3-13）。この杏林CCRC研究所を中心とした地域志向研究においては、主に地域社会の健康寿命延伸・災害に備えるまちづくりにフォーカスを当てて推進し、2020（令和2）年度は（指定・公募合わせて）7件に取り組んだ。これらの社会連携・社会貢献の取り組みの成果については、大学ウェブサイトにて公開しており、地域活動報告書（資料6-14）と併せて地域関係者が閲覧することで、新たな社会へのサービス活動への接続を可能にしている。それを契機に地域から新たな連携の提案が寄せられるようになっている。また、毎年「杏林CCRCフォーラム」と題して本学の地域志向活動の成果報告を行っているが、2020（令和2）年度はフォーラム用に作成したポスターを地域志向研究・地域活動の報告として大学ウェブサイトにて公開した（資料9-10【ウェブ】）。さらなる社会連携・社会貢献の観点からの研究活動を促進するため、2020（令和2）年度は「杏林大学地域交流推進室論集」（資料9-11【ウェブ】）をウェブ上で発刊し、教員・学生による研究成果を公表した。なお、2021（令和3）年度には、活動目的をより明確にするため、杏林CCRC研究所を地域総合研究所に改称した。

【地域学習・社会人の学び直しに関する取組み】

2016（平成28）年度からは三鷹市の井の頭キャンパスを活動の中心とし、「医療・保健」「生涯学修」「生きがい創出」を中心的テーマにさらに地域と強く結びつけた学びの場の構築を目指している。例えば、「高齢社会における地域活性化コーディネーター養成プログラム」を開講し、周辺自治体の地域住民の方々を対象とした学びの場を提供している。2020（令和2）年度は13名が参加し、本学の教育資源を利活用する機会を設けている（資料9-12【ウェブ】）。

さらに、大学の研究や教育の成果を社会に提供する目的で、広報・企画調査室が中心となって公開講演会を実施している。実施にあたっては学内の施設だけでなく、提携を結んでいる三鷹市、八王子市、羽村市の施設でも開催している。2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、前述のような対面での開催は不可能となったが、三鷹市と連携しインターネットを通じたリモートでの公開講演会を実施してきた（資料9-13【ウェブ】）。加えて、2021（令和3）年度は地元ケーブルテレビ局との協働でテレビ市民講座番組を7編作成し放送した。作成した番組はそのまま動画共有サイトにも掲載し、時間・場所に縛られずに視聴することが可能になっている（資料9-14【ウェブ】）。

【高大接続に関する取組み】

2014（平成26）年度に文部科学省の「大学教育再生加速プログラム」に採択された（資料9-15【ウェブ】）。「日英中トライリンガル育成のための高大接続」をテーマとして、高校生に対し大学レベルの教育の提供を行った。また、複数の高校と「高大接続教育」に関する連携協定を締結（資料9-5）しており、2019（令和元）年度から本格化した三鷹市内他大学との協議・情報交換も併せて、高等教育機関との連携も継続・強化してきた。例えば、グローバル人材育成推進校や自治体との連携協議の場である「杏林AP（Advanced Placement）ラウンドテーブル」では、杏林AP推進委員会と各連携高等学校関係者、連携自治体の教育委員会関係者が

グローバル人材育成・日英中トライリンガル育成について意見交換を行っており、補助事業終了後も継続的に開催している。

また、2017(平成29)年度からはアドバンストプレイスメント・プログラムを開始し、本学の近隣で、本プログラムに賛同する高校を中心に覚書を交わしたうえで、高校生の受け入れを行っている。さらに、本学同様に高校時代に先取りした単位の権利を入学後に認定している大学と単位互換の締結をしており、本学が単独でアドバンストプレイスメントを行うだけでなく、他大学との相互連携を図っている。このことは、文部科学省が進める高大接続の効果的実施に合致し、高校・高校生にとっても有益なものとなっている。

最後に、本学独自の奨学金として「馬田啓一賞」(資料9-16【ウェブ】)を設けている。この奨学金は、本学学生のみならず全ての高校生を対象としており、研究及び勉学の奨励に繋げている。

【国際交流に関する取組み】

国際交流の取り組みの中心的な役割を担うのは「国際交流センター」である。同センターは2002(平成14)年に設置され、「杏林大学国際交流センター規程」(資料3-7)には、「本学の学際的かつ国際的な総合大学の特色を活かし、本学と海外の大学、学術研究機関等との学術・文化及び人的交流を図り、もって人材の育成に寄与すること」と定められている。

国際交流センター・地域交流推進室・杏林CCRC研究所が連動し、公益財団法人三鷹国際交流協会の諸活動への積極的な参与、米国・ポートランド州立大学との「災害に備えるまちづくり」に関する教育連携、三菱地所レジデンス株式会社との産学連携協定(資料9-17)に基づく防災教材の多言語化など、本学ならびに地域社会の国際化に寄与する様々な取り組みを進めてきた。

しかしながら、2020(令和2)年度はこれらの活動は新型コロナウイルス感染の拡大による行動制限を受けて自粛せざるを得ない状況となったことから、自己点検・評価を行い、翌年度以降の方向性を模索する議論を行った。その結果に基づいて、大学指定のオンライン海外研修(北京語源大学中国語速成オンライン講座)及びショートグローバルセミナーを企画し、イギリスの語学学校「CIE Oxford」の現地情報をビデオレターにして動画等で配信した。また、大学コンソーシアム八王子が主催する「2020留学生座談会」に総合政策学部の留学生が参加し、活発な意見交換を行った(資料9-18)。こうした、オンラインによる海外との教育面での取り組みを一部進めたことで、学生の国際競争力を高めることを通じて社会に貢献するという方針に基づく活動を、規模を縮小しながらも維持することができた。

また、例年実施している地元小学校での留学生による交流授業、三鷹市の特定非営利活動法人「伝統文化と和みの広場」での文化体験等の地域活動は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、実施見送りとなった。After/Withコロナを見据えた動きとして、2021(令和3)年度に開校する都立小中高一貫教育校(立川市)からの要請により、当該校の第二外国語プログラム授業に留学生を派遣するための協議を開始した(資料9-19)。

学内の国際交流に関する取組として、本学の国際交流活動を伝えるニュースレター(資料9-20)を発行し、留学生の活動や成果を学内外により広く周知することで、留学生のプレゼンスとモチベーションの向上を図ることとした。2020(令和2)年度に第1号を発行したが、当年度は留学生不在のため、協定校に本学の様子を伝える内容にとどまった。次年度以降、留

学実施の有無に関わらず発行を継続し、留学生受け入れが再開した場合は、留学生の活動を記事にして、協定校に送る予定である。

こういった学外組織との連携体制、また教育研究活動の推進の取り組みを通じて様々な地域交流事業や、国際交流事業に参画しており、「社会の健康を守る大学」として、教育成果を適切に社会に還元している。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

内部質保証体制において、教育研究組織に対する点検・評価を全学的・体系的に推進している。社会連携・社会貢献においては、まず取り組みの中心である地域交流推進室において、定期的に自己点検・評価を行っている。評価結果は、自己点検・評価委員会が全学的観点から総括して自己点検・評価報告書を作成し、学長に報告している。そして、学長は必要に応じて、学部長会議で社会連携・社会貢献のあり方の見直しを指示している。

加えて、文部科学省に採択された補助事業では、それぞれ自己点検・評価を実施したうえで第三者評価委員会の評価を受けることで、事業の適切性を確保するとともに、改善を図っている。自己点検の一例としては、地域交流推進室・杏林CCRC研究所所掌の各種事業の成果を毎年報告・総括し、学内外の視点から点検する「杏林CCRCフォーラム」（資料9-21）などが挙げられる。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

自己点検・評価結果に基づく改善・向上に関する近年の例としては、履修証明プログラムの内容見直しや文部科学省補助事業を基にした継続的な取り組みが挙げられる。

地域交流推進室での自己点検・評価の結果、「高齢社会における地域活性化コーディネーター養成プログラム」について、継続受講者が多く、新鮮みが薄れることが判明した。そこで、学長の改善指示に基づき、推進するデータサイエンス関連の授業科目を新たな講座に取り込むことで受講者の裾野が広がるとし、抜本的に地域関連科目の講座内容を見直すこととなった（資料9-22）。

また、大学教育再生加速プログラムの補助事業について、補助期間終了後も取り組みを継続するように学部長会議（資料9-23）で学長より指示されており、前述の「杏林APラウンドテーブル」といった活動に繋げている。補助事業で作られた枠組みが途絶えることなく機能しているのは、点検とそれに基づく改善を継続的に行ってきた証左である。

（2）長所・特色

文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」（以下、COC事業）、及びそれを発展させた「地（知）の拠点大学 による地方創生推進事業（以下、COC+事業）の成果に加え、2016（平成28）年の井の頭キャンパス開設による4学部教育・研究資源の三鷹市内への集約が、4学部

共通必修科目「地域と大学」の展開といったこれまでにない地域志向教育・研究活動の拡がりを生んでおり、地域交流活動が大学での学びと有機的にリンクしていることが本学の特色といえる。そして、教育・研究の成果を踏まえ、キャンパス周辺に立地する他大学との連携や、COC事業・COC+事業の連携自治体以外の自治体での活動、地方創生（主に東北地方対象）・地域のグローバル化における諸活動への参加等、内容・場所にも拡がりが生じている（資料6-14）。このように、地域交流活動を支援する制度の整備のみならず、4学部において活発な活動が行われており、その成果が、文部科学省「COC事業」、「COC+」事業及び「大学教育再生加速プログラム」（テーマⅢ：高大接続）、さらには「私立大学等改革総合支援事業（資料9-24）の採択につながってきたといえる。

（3）問題点

16か国/地域の58学術機関と学生間及び教職員間で活発な交流を促進するため、海外交流協定を締結している（資料9-25【ウェブ】）。しかしながら、一部機関とは交流実績が乏しいことから、協定大学を見直した。本学のニーズに即した協定大学を開拓する必要があることから、2020（令和2）年度には、ニューカッスル大学（オーストラリア）と新規に協定を締結するなど、改善に向けた取り組みを実施している。

（4）全体のまとめ

これまででも進められてきた各学部での地域交流活動を前提に、杏林CCRC研究所・地域交流推進室を中核とした4学部間連携を進め、総合大学としての特性を活かした新たな地域志向教育・研究を強化してきた。前述した「地（知）の拠点整備事業」や職業実践力育成プログラム等の様々な事業に取り組んでおり、杏林CCRC研究所では地域社会における健康寿命延伸や災害に備えるまちづくりにフォーカスを当てて、地域志向研究を推進している。このように、大学での学びや研究を地域社会に還元することで、本学は「社会の健康を守る大学」としての役割を十分に果たしていると考えられる。併せて、新型コロナウイルス感染症により様々な活動が制限されている中でも、4学部共通で「地域と大学」の講義を開催し、地域課題解決への取り組みや地域社会とのコミュニケーションに対する全教職員の関心を維持・促進していることは評価に値する。

また、国際交流センターを中心としたグローバルな人材育成は、文系学部において就職成果にもつながっており、「グローバル化」という側面で、大学評価基準に合致した良好な社会連携・社会貢献を実現していると判断できる。さらに、新型コロナウイルス感染拡大への対応のために学内のオンライン教育環境を整備したことで、国際的視座から新たな社会連携や社会貢献活動を展開していく基盤が作られたことは評価できる。

第10章 大学運営

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

<大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示>

杏林大学の目的・使命は「教育基本法及び学校教育法に則り、かつ建学の精神に基づいて、崇高な人類愛と高度の科学精神を基盤とするすぐれた人材の育成を目的とし、もって広く人類の福祉に貢献することを使命とする。」と杏林大学学則（資料1-3【ウェブ】）に定められている。

本学の建学の精神である「真善美の探究」と理念・目的は、大学案内及び履修案内に掲載して、学生及び教職員に周知している。そして、社会に対しては、大学ウェブサイトに掲載し明示している。理念・目的を実現するため、杏林大学の5ヵ年度に亘る中長期事業計画（資料1-11）を策定し、理事会において審議され、承認されている。これらの内容は、理事長が理事会で示した経営方針に沿って、学長が大学運営方針を定めて、学部長会議において各学部長・研究科長に提示しながら、策定してきたものである。

<学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知>

最高決定機関である理事会で承認された方針と計画については、年度初めに教職員向けの学内ネットワークである「あんずネット」に掲載し周知を図るとともに、更に学内報「学園会報あんず」に掲載して伝達している。また、学生保護者を始め、学外のステークホルダーに対しても年2回（春季、秋季）発行する広報誌「あんず」において法人の運営方針、大学及び病院の事業計画の詳細を公表している。この他、年頭には職員一同が会して3役（理事長、副理事長、学長）の方針を直接確認する機会を設けている（資料8-4）。半年に一度開催される「部課長会」と称する事務職、看護職、技術職の管理職会議を4月中旬のタイミングで一度開催し、3月に決定した大学の方針を伝達している（資料10-1）。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示

- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

<適切な大学運営のための組織の整備>

法人の組織は大学運営、方針等の決定機関としての理事会、評議員会の他、本学特有の審議機関として、教学事項等の審議を行う教授会等と理事会との調整にあたる運営審議会(資料10-2)が設置されている。

杏林学園寄附行為及び各種規程に基づいた大学の教学組織として、大学評議会、大学院委員会、学部長会議、教授会、研究科委員会が置かれている。また、事務組織として事務部長会、部課長会が置かれ、これらの組織が有機的に機能し、意思統一が図られている。これらの組織における所要の職は、「杏林大学役職規程」(資料10-3)に基づき所要の手続きと承認を経て決定されている。また、「杏林大学学則」(資料1-3【ウェブ】)(第12条「教授会」)により教授会の役割や権限を、杏林大学役職規程等により各役職の有する権限を明示している。各組織の分掌や職の権限等については、「杏林大学常置委員会規程」(資料5-10)や各種委員会に係る規程において明文化している。

教育研究組織の適切性については、各学部の教授会、各研究科の研究科長会等で検証するとともに、併せて運営審議会の場においても検証される(資料10-4)。

・学長の選任方法と権限の明示

学長の権限と責任の明確化及び選考方法については以下の通り定められている。

学長の権限は、「杏林大学学則」第9条により、「本学並びに本学付属教育機関の教学に関する事項を統括する」ことを明示し、また大学役職規程の第2条において、「大学の最高責任者として、校務を掌理し、所属職員を統督し、大学の教育、研究及び学生に関する事項を処理する」こと、「大学の教育、研究及び学生に関する事項につき、杏林学園（以下、学園）の運営と関連し、その調整を必要とする事項については、学長は、学園の理事長と合議するものとする」ことと規定している。

学長の選考については、「杏林大学長選考規程」(資料10-5)、並びに「杏林大学長選考規程実施細則」(資料10-6)に基づき、審議会の定める学長候補者推選委員会の推選する学長候補者適任者につき、審議会の定める選挙管理委員会の管理のもとに行われる選挙によって行っている。選考された学長候補者を学園理事会の議を経て決定し、理事長が任命している。なお、学長の任期は4年、再任による任期の延長は妨げないと杏林大学役職規程で定められている。

・役職者の選任方法と権限の明示

杏林大学役職規程により、学部長の任務は、当該学部の校務を掌理し、所属職員を指揮監督して、教育及び研究の責に任ずるとされ、任期は2年、学長の推薦に基づき、理事会の議を

経て、理事長が任命している。また、「杏林大学教授会規程」(資料10-7)により学部長は教授会の議長であると定められている。

「杏林大学大学院学則」(資料1-4【ウェブ】)により、研究科長の任務は、その研究科に関する事項を掌理するとされ、任期は2年、学長の推薦に基づき、理事会の議を経て、理事長が任命している。また、研究科長は研究科委員会の議長である。

以上、本学における学長をはじめとした役職者については必要な役職が適切に整備され、各役職の権限を明記、その職責を果たすべき規程が整備されている。

・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長は、大学の適切な運営に係り、大学評議会、学部長会議を招集して議長となり、大学の教育と研究に関する重要事項等を審議調整し決定している。また、運営審議会において定められた一部の事項(「教育、研究、学生その他に関する重要事項で、教授会と理事会との調整を図る必要ある事項」及び「教授会又は理事会の委任に基づき審議すべき事項」)につき議長となり、重要事項等を審議調整し決定している。

・教授会の役割の明確化

前述のとおり、教授会は大学学則により、学長及び学部長が司る次の(1)～(5)の事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べるよう定めている。教授会は原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時開催している。

- (1) 教育に関する事項
- (2) 教員人事に関する事項
- (3) 学生に関する事項
- (4) 研究に関する事項
- (5) その他各号に関連し、学長等が必要と認めた事項

・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

学長は、大学学則第9条により「本学並びに本学付属教育機関の教育及び研究に関する事項を統括する。」と定めている。また、大学学則第12条において学長は教授会へ出席し意見を聴くことができ、また、教育、教員人事、学生、研究等意見を求めることができる。教授会での審議事項のうち大学学則及び諸規程、大学の自己評価その他教学に関する事項は学長が議長となる大学評議会に諮られる。また、学部間等の連絡調整や意見集約を行う学部長会議では、学長を議長とし、構成員として各学部長、研究科長他、大学運営に係る責任者及び事務局長、大学事務部長、総務部長、経理部長をもって構成している。

なお、学長は寄附行為において理事として選任されることが定められており、学園運営の重要事項に関して理事会において意見を述べ、大学の意向を反映できる体制となっている。

・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

大学の権限と責任については、大学学則、大学院学則及び各学部教授会規程に規定している。理事会の権限と責任については、寄附行為に規定し明確にしている。理事会や運営審議会においては、各部門と事業計画、事業報告、また臨時計画、報告事項において確認と検証を行っている。

法人の意思決定については、理事長が議長を務め、また、学長・各学部長が理事となっている理事会で、法人運営上における重要事項を審議、決定する。なお、杏林学園寄附行為に定められた事項については、理事長は予め評議員会の意見を聞かなければならない。また、理事会と各学部教授会の調整にあたるものとして運営審議会を開催し、理事長並びに大学長の指示に基づき、学園の経営・学事に関する重要事項に関して討議するものとしており、理事会と杏林大学各学部の教授会の運営・意思の調整には運営審議会があたり、次の事項を審議している。

- (1) 学則、その他学園の基本的な規程の制定又は変更に関しあらかじめ審議すべき事項
- (2) 学園運営の重要な事項で理事会と教授会との調整を図る必要ある事項
- (3) 教育、研究、学生その他に関する重要事項で教授会と理事会との調整を図る必要ある事項
- (4) 教職員人事で教授会又は理事会の審議に先立ち審議すべき事項
- (5) その他学園の運営に関する重要事項で、教授会又は理事会の委任に基づき審議すべき事項

審議会における議長は、内容により次の区分としている。

「理事長を議長とする審議事項」

- (1)、(2)に係る審議
- (4)のうち、教育職員を除く職員の部長クラス以上の人事に係る審議
- (5)のうち、理事会の委任に基づく事項の審議

「学長を議長とする審議事項」

- (3)に係る審議
- (4)のうち、教育職員の講師以上（客員教授・客員准教授・名誉教授を含む）の新採用・昇任人事に係る審議
- (5)のうち、教授会の委任に基づく事項の審議

また大学評議会は、学長が議長となり教学部門の重要事項を審議している。

運営審議会は理事長が議長となり、原則毎月1回開催し、法人と大学と理事長、学長及び学部長等で連携を図っている。

・学生、教職員からの意見への対応

学長との懇談会や医学部、保健学部は担任制度、総合政策学部、外国語学部ではプレゼミナール、ゼミナールにおいて学生から直接意見を聞くこととしている。その他、直接聴取できない場合も想定して、学生アンケートにより収集して対応している。医学部では教務委員会に学生代表が出席し、意見を述べる機会が設けられている（資料7-26）。井の頭キャンパス（保健学部・総合政策学部・外国語学部）では学生支援課に学生意見箱を設置しており、投書には必ず回答し回答を掲示している。また、教員には教授会及び専任者会議等で意見を述べる機会がある。事務職員には目標管理制度、自己申告書の提出の時期に管理職との面談が義務付けられており、加えて研修時や各部署のミーティング等において意見を述べる機会が確保され、重要案件については上位組織において対応している。

<適切な危機管理対策の実施>

危機管理体制は、杏林学園における危機管理規則（資料8-9）に定められている。規則では、危機管理の統括者は理事長であり、全学の危機管理体制の充実に努めることとされている。また、全学的な対処が必要な危機事象が発生した場合には、速やかに危機対策本部を設置して対処に当たることが明記されている。対策本部には副理事長、学長、病院長、事務局長、総務部長のほか、必要に応じて防火・防災管理者等を含み、適切な危機管理体制を構築している。加えて、その他の危機管理上で重要な事項についても、杏林学園情報セキュリティ基本規程（資料8-12）、杏林学園ハラスメント防止等に関する規程（資料7-15）、杏林学園地震防災計画（資料8-8）、杏林学園内部監査規程（資料10-8）、杏林大学医学部付属病院の医療安全管理に係る監査委員会規程（資料10-9）、杏林学園における地球温暖化対策・省エネルギー対策の推進に関する規程（資料10-10）等、それぞれ規程を設け対応している。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1： 予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

<予算執行プロセスの明確性及び透明性>

・内部統制等

予算編成は、予算申請部署（法人本部、大学、病院）からの次年度予算案（事業計画及び予算申請）について、教授会、各関連委員会において審議されたのちに経理部に提出。経理部は、提出された資料を集計し、予算案を作成。その後理事長に報告、説明を経て、12月の理事会・評議員会に「次年度予算原案」として審議され決定となる。

申請された予算の審議は、理事長の補佐を行う「予算検討委員会」がその任を受け持ち、申請部署とヒアリングを通じてその費用対効果を審議、購入の妥当性を検討する。また、高額備品等の更新、購入については、「高額予算検討委員会」を別に組織し、その妥当性を審議している。「予算検討委員会」において審議、採択された予算案は理事長に説明、報告を経て、3月の理事会・評議員会に次年度予算案として提出され、承認後決定となる。

予算執行については、理事会承認後、経理部より予算申請部門に対して予算決定通知を行い、その後、予算申請部門において物品購入等の申請が開始される。予算申請の段階では、時間的制約もあり概算見積書での申請が認められているため、実際に物品調達を行う際には経理部用度・管財課において、再度価格交渉を実施し、経費削減に努めている。

財務監査は、私立学校振興助成法第14条に基づく監査法人による監査と私立学校法第37条に基づく監事による監査が実施され、監事、監査法人の代表者は、毎回定例理事会に出席することで、理事会の業務執行状況を把握し、適宜質問及び発言を行う（資料10-11）。また、令和2年度より内部監査室が設置され、学内において業務、会計監査を実施。（資料10-8）その結果を理事長に報告を行い、学内の周知を図っている（資料10-12）。

・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みとしては、予算執行は経理部所管の「財務会計システム」により予算申請部署が入力を行う発生源入力を前提としており、毎月15日前後に月締めを行い、その後経理部において集計を行い、部門別（法人本部、大学、病院）収支報告を作成。前年度対比、グラフを使用した経営分析等を加味し、本学の経営陣に報告を行っている。

以上により、予算編成及び予算執行は適切に行っているといえる。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学 運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

<大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置>

事務組織は、「杏林学園組織及び処務規程」（資料3-2）に定められている。本学園の業務運営上の組織として、学園事務局（以下、事務局）が置かれ、事務局は、業務運営全般の企画、執行、連絡、調整及び各部局の分掌業務を行うことが明記されている。事務局には本部・大学事務部・病院事務部を置くことされている。

事務組織は業務内容の多様化や本学を取り巻く環境の変化に対応しながら、学園業務全般が効率的かつ合理的に遂行できる体制を整えており、事務局長が毎月2回開催する事務部長会の中で、各部門での諸問題の報告、連絡、協議とともに事務組織・業務分掌の検証と見直し案検討を適宜実施している。

各事務組織における配置人数は、現状の配置人数を適切な定数としているが、人事課において各部署に対し人員動向調査を実施し、退職者を早期に把握することで計画的な人員配置を行っている。

・職員の採用及び昇格に関する諸規定の整備とその適切な運用状況

適切な職員採用や採用後の人事のために教育職員については教育職員資格審査基準（資料6-1）を設け、昇格基準を制定している。また、事務職員についても昇任基準を制定しており、毎年12月に所属上長からの推薦により昇任を検討している。人事課では、職員の人事考課に基づく評価を行い、昇任時には推薦された昇任候補者から提出された課題レポート、プレゼンテーションを実施している。このように、適切な人事計画を実行できるように努めている。

・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

業務内容の多様化、専門化に対応するために必要な組織の見直しとして、2018（平成30）年4月には情報システム管理室、同年8月には学生相談室を改変した。また、2020（令和2）年

4月には内部監査室を新設し、同年6月には従来大学に設置されていた総合情報センターを学園に移動している。

・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

教員、職員の協働による審議体制については、事務職員が各学部・研究科の教務委員会（資料10-13）に委員として出席し、カリキュラムの策定・運用や成績評価、その他教務に関する事項を審議している。また、事務職は学部長会議の委員となり、大学の教育と研究に関する重要事項や各学部相互間の連絡調整に係る事項、内部質保証の推進に関する事項を審議する。このように、学事に関する会議体に事務職員が委員として参加し議事や報告事項の情報共有のみならず、意見を述べることで教職協働を担保している。その他の各種委員会についても運営事務局を設定し、事務職が同席することで運営とともに情報の共有と業務連携を図っている。

また、副理事長を中心とするミーティングを毎週開催し、事務局長、教学関係の事務部長が参加のうえ、学長、学部長との協議を行っている。月2回開催する事務部長会には、副理事長が参加し、法人や教育職としての方針を示すことで協働体制をとっている。

・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

「杏林学園職員人事考課規程」（資料10-14）に基づき、事務職員の能力の向上、及び資質の啓発を目的に、管理職以上には人事考課表を、管理職未満には自己申告書を用いた人事考課を毎年実施している。人事考課の結果は昇任に反映させており、処遇改善に繋げている。

また、職員（事務、技術、技能）の業務達成意欲と能力向上を図るために、「杏林学園職員目標管理規程」（資料10-15）に基づき、目標管理制度を実施している。評価者が被評価者と定期的に面談を行い、進捗状況の確認や、達成のための適切な助言を行い、被評価者の能力向上を図っている。また、他の職員の模範となる取り組みを行った者を表彰し、「あんずネット」に内容を掲載して好事例として紹介することで、職員全体の意欲の向上に繋げている。評価者に対しては、毎年、評価者研修を行い、評価方法や期中の被評価者への指導のタイミング等を助言している。なお、当該研修内で寄せられた評価者の意見等（アンケート結果）を基に、当該制度の運用面等の見直しを行っている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

2016（平成28）年に大学設置基準が改正され、2017（平成29）年4月よりSDの実施が義務化されたことに伴い、杏林大学学則第1条の2の3に「本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を修得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。」と定め、全学的にSDを実施している。大学運営を適切かつ効果的に行うため、2020（令和2）年度には、全ての教員及び事務職員を対象に複数のSD活動を実施した（資料10-16）。

まず、2020（令和2）年度秋学期からの対面授業の拡大に先駆けて、適切な感染対策を実施し、また教職員の不安を軽減するために、井の頭事務部が主催となって医学部総合医療学教室の教員による感染対策の講習会を開催し（資料6-9【ウェブ】）、全教職員を対象に対面授業時の注意点等を講義した。アンケート結果では「対面授業の本格再開を前に、常日頃から不安に思っていることを払拭できて非常に有意義な講演だった」といった意見があったことから、2021（令和3）年度も同様の講習会を開催している。

医学部、医学研究科及び保健学部の一部学科が利用する三鷹キャンパスの老朽化が課題となっているため、医学部と保健学部の教職員によるワーキンググループで検討会を開催し、今後10年をかけた三鷹キャンパス再編成のグランドデザインを策定した。このグランドデザインを広く学内に周知するため、ワーキンググループ主催で全教職員を対象に講演会（資料8-2）を開催した。

加えて、自己点検・評価のPDCAサイクルを学内に浸透させるため、定期的に内部質保証に関するSDセミナーを開催している。2018（平成30）年度には「第3期大学評価における自己点検・評価」と称し、公益財団法人大学基準協会の職員を講師に招いてセミナーを実施した。これをきっかけに、自己点検・評価のセミナーを毎年実施しており、2020（令和2）年度は自己点検・評価委員会主催で「自己点検・評価報告書執筆セミナー」と称してオンラインセミナーを開催（資料2-3）し、全教職員を対象に内部質保証の考え方や、自己点検・評価報告書作成時の注意点を講義した。アンケート調査では、約70%の教職員が日常的にPDCAサイクルを業務に取り入れていると回答しており、SDを通じて本学に内部質保証システムが定着しつつあると言える。

さらに、本学の付属病院がLGBTQsの治療について国内で有数の実績を有するという特長を活かして、全教職員と大学院生を対象に、医学部主催のSDとしてLGBTQsセミナーを毎年開催している。2020（令和2）年度は「トランスジェンダーと医療の現在と未来」と称して、オンライン講演会（資料6-7【ウェブ】）を開催した。

最後に、ハラスメント防止対策委員会が主催して、全教職員を対象に「パワーハラスメント防止e-ラーニング」を毎年開催し、全教職員への注意喚起とハラスメントに対する理解を促進している（資料10-17）。なお、このe-ラーニングの設問の正答率が9割を超えていることから、受講者に基礎的なパワーハラスメントの知識は身につけていると考えられる。

これらのSDは、Zoomの機能や職員カードによる勤怠管理等を用いて出席管理を厳重に行い、開催後にアンケートを採って、教職員の理解度の把握と翌年度の改善に繋げている。

狭義の意味での事務職員に対するSDについては、目的別研修として勤務年数や業務経験、担当業務に応じて様々な外部研修に派遣している。加えて、内部研修として新入職員に対する入職時研修や入職3年目職員に対するフォローアップ研修を実施している。さらに、管理職、監督職の階層別研修を設け、2～3年のカリキュラムによる継続研修を実施している。こういった各種研修を通じて、事務職員の資質と能力の向上を図っている。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2：監査プロセスの適切性
評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証体制において、大学運営に関する自己点検・評価を全学的・体系的に推進している。大学運営の適切性については、各部署からの報告をもとに、学部長会議や運営審議会、理事会といった上位組織体で議題として挙げられ、審議・承認されている。この結果は、学部長会議で各学部・研究科レベルにまで還元され、学長は必要に応じて、課題の解決や取り組みの見直しを指示している。

また、監査については、法令に基づく監事監査を行い、理事会、評議員会において報告している。監査法人による経理監査は別途実施している。内部監査室による監査を「杏林学園内部監査規程」(資料10-8)の定めにより、競争的資金内部監査を「杏林大学における公的研究費の適正な運営、管理に関する規程」(資料8-41)の定めにより実施し、監査プロセス及び監査結果をもとに運営審議会等を通じて理事長に報告している。また、研究不正については「杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」(資料8-43)を整備している。

学部・研究科レベルの点検・評価として、医学部は、一般社団法人日本医学教育評価機構(JACME)による国際基準に基づく医学教育分野別評価(2018(平成30)年10月15日~10月19日実地調査)を受審し、評価基準に適合していることが認定されている。

医学部付属病院の監査も同様に、「杏林大学医学部付属病院の医療安全管理に係る監査委員会規程」(資料10-9)の定めにより実施し、評価、報告を開設者(理事長)に報告し、学内外に公表している。

<監査プロセスの適切性>

監査法人による経理監査や、競争的資金の内部監査を実施しており、監査結果は大学の利害関係者でない監事に報告され、点検を受けている。

また、自己点検・評価プロセスの適切性に関して第三者の評価を受けるために、外部評価委員会を毎年開催している。さらに、大学全体の監査として公益財団法人大学基準協会による大学評価(認証評価)を受審している。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

財務監査結果は監査報告書にまとめられ、大学ウェブサイトに掲載しており、経理部では指摘事項を基に業務改善を行っている。

認証評価や外部評価会での評価結果は学内の会議体で報告され、学長より関連部署に改善を指示している。関連部署での改善結果は再度会議体に報告され、不足があれば再度改善の指示をしている。

(2) 長所・特色

大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めており、明文化された規程に基づいて管理運営を行っている。大学業務を支援する事務組織も設置され、事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じている。

(3) 問題点

自己点検・評価の結果、SDは毎年開催されているものの、多くのSDが各学部・研究科やその他部署レベルの主催で実施されている点が課題としてあげられる。改善に向け、より計画的に全学的なSDを企画していく必要がある。

(4) 全体のまとめ

大学運営については、学長・役職者や教授会の役割・権限等を明確化し、組織や諸規程を整備することで対応している。学長・役職者の選任方法と権限は規程によって明確にするとともに、学長による意思決定や教授会の権限を明確化している。

大学業務を支援する事務組織も適切に編成され、適切な制度に基づく職員評価と教職員の資質向上のため、各学部、研究科等のSDに参加している。

また、教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しており、予算編成及び予算執行は適切に行っていることから、概ね充足している。

以上のことから、大学の理念・目的や大学の将来等を見据えた中長期計画を実現するための大学運営方針を明示・周知し、適切な大学運営のための規程整備や権限・役割の明確化を行っている。また、大学の課題に柔軟に対応できるよう事務組織を設け、教職協働やSDの推進、定期的な点検・評価による行っていると判断できる。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

<大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定>

本学は、2004(平成16)年～2006(平成18)年度の財務状況は、当年度収支差額はマイナスを示し赤字であったが、2007(平成19)年度以降は赤字を脱却し黒字を維持していた。その間、大学では学科増設、定員増を図り、病院では診療報酬改定に適切に対応するなど黒字幅は、2012(平成24)年度には約40億円を示すに至った。しかし、診療報酬改定を始め、本学を取り巻く社会状況の影響により、翌年度以降の当年度収支差額は減少し、2017(平成29)年度は労働基準監督署の指導による給与費等の精算により、2.9億円の赤字となった。また、資金面では井の頭キャンパス建設工事等を自己資金により賄ったことで2017(平成29)年度の現預金は大幅に減少した。

この状況を打破し、今後の教育・研究・医療の充実と発展のための施策として、2018(平成30)年度に収入増と経費削減による当年度収支の黒字化を目的とした「中期財務計画」(2017(平成29)年～2020(令和2)年)が策定された(資料10-2-1)。目標の柱は、1)自己資金構成比率(純資産構成比率)の引き上げ、2)将来の施設設備更新の原資確保として、引当資産の積み上げ、3)将来の設備計画の立案と計画的執行を掲げ、2020(令和2)年度には当年度収支差額の目標値10億円を達成した。

2021(令和3)年度には、「中期財務計画」終了をうけ、「第2期中期財務計画」を策定(資料10-2-2)。内容は「中期財務計画」を概ね継承し、毎年度決算時に検証を行い、翌年度予算編成に活かしている。

<当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定>

本学の財務関係比率については、日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政」(令和元年度)(資料10-2-3)の大学法人(規模別5千人～8千人)の財務比率と本学の比率(大学基礎データ表9及び表11)を比較した。

表1 事業活動収支関係比率

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	R2年度版 R元年度規模別大学法人 (3千人～5千人)
①事業活動収支差額比率	1.3%	-0.6%	1.3%	1.0%	1.9%	2.7%
②人件費比率	43.4%	44.7%	43.9%	44.1%	43.8%	49.1%
③教育研究比率	49.1%	49.3%	48.5%	49.0%	48.3%	39.8%
④管理経費比率	6.2%	6.2%	6.3%	6.0%	6.1%	7.3%

- (1) 大学法人の経営状況を表す比率として、事業活動収支差額比率(表1)について本学は5年間の平均値は1.0%と2019(令和元)年度規模別大学法人の2.7%を下回っている。(大学法人 規模別)
- (2) 人件費比率は、5年間の平均値44.0%と大学法人の規模別の比率を下回っており、管理経費についても大学法人の規模別の比率を下回っている。

表2 貸借対照表関係比率

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	R2年度版 R元年度規模別大学法人 (3千人～5千人)
①固定資産構成比率	90.0%	89.6%	87.3%	87.2%	83.5%	84.1%
②流動資産構成比率	10.0%	10.4%	12.7%	12.8%	16.5%	15.9%
③純資産構成比率	70.8%	71.3%	72.4%	71.0%	68.2%	86.2%
④流動比率	117.9%	106.9%	172.6%	154.6%	189.0%	252.6%
④総負債比率	29.2%	28.7%	27.6%	29.0%	31.8%	13.8%

- (3) 自己資本の充実やその資産構成を表す指標として、純資産構成比率、固定資産構成比率、流動資産構成比率(表2 貸借対照表関係比率)があり、純資産構成比率は本学の5年間平均70.8%と大学法人の規模別の比率86.2%と比較して低い。流動資産構成比率は、2016(平成28)年度の井の頭キャンパス開設、病院の高額機器備品等の更新により、自己資金にてその多くを賄い、現預金が減少したため、5年間平均で12.5%と2019(令和元)年の大学法人の規模別の比率15.9%と比較して低く、今後は流動資産増が課題である。

表3 教育活動資金収支関係比率

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	R2年度版 R元年度規模別大学法人 (3千人～5千人)
①教育活動資金収支差額比率	11.9%	10.0%	11.1%	10.1%	10.3%	12.1%

- (4) 大学法人の教育活動でキャッシュフローを生み出しているかを示す指標として、教育活動資金収支差額比率がある。本学は5年間平均で10.7%と大学法人(規模別)と比較しては低いが、本学の資金を生み出す力は概ね50億円以上を維持している(資料10-2-3)。

**点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を
確立しているか。**

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)
 評価の視点2：教育研究活動の遂行と財務確保の両立を図るための仕組み
 評価の視点3：外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

<大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)>

大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等は、前節で説明したとおりで2016（平成28）年度から2020（令和2）年度の5か年においては、収入増と経費削減を目標に掲げた「中期財務計画」に基づき事業活動を行った結果、2018（平成30）年度以降は黒字化を達成。2020（令和2）年度は当年度収支差額の目標額（10億円）を達成した。

また、貸借対照表関係では、2016（平成28）年から2020（令和2）年の5か年において、現預金残高は大型工事が続いているが徐々に上昇しており、必要な財政基盤は確立されている。

<教育研究活動の遂行と財務確保の両立を図るための仕組み>

教育・研究・医療活動を永続的に遂行するためには、収入確保の施策と実行が重要な問題である。本学では、「中期財務計画」にあるとおり収入増の施策としては、新学科増設及び学部定員増を図り学生の確保に努め、2016(平成28)年度から2020(令和2)年度の学生生徒納金収入は計画どおり上昇しており、医療収入も2020（令和2）年度はコロナ禍ではあったが、2016(平成28)年度と比較して1.2%上昇している。

表4 文部科学省科学研究費補助金採択状況表

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
① 申請数	135件	275件	247件	278件	217件
② 採択数	109件	133件	131件	145件	148件
③ 獲得額	187,070千円	218,675千円	205,270千円	195,650千円	217,620千円

<外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等>

本学は、学生生徒納付金収入、医療収入、補助金収入のほか、第四の柱の外部資金（科学研究費補助金、寄附金、受託事業収入等）の増収を図るための施策として、科学研究費補助金では若手研究員の申請数を増やす試みを実施し、2016(平成28)年度より著名な外部講師の招聘と学内の科学研究費補助金採択実績のある教員による指導を開始。その後、申請数の増、採択件数、獲得額の増加をみた（資料10-2-4）。

寄附金については、2014(平成26)年6月から開始した井の頭キャンパス建設募金が2018(平成30)年3月をもって終了。その後、2020(令和2)年1月より医学部講義棟建設募金を立ち上げ、外部資金獲得に努めている。そして受託研究費についても、2016(平成28)年度は5.8億円、その後も5億円以上を維持している。

(2) 長所・特色

2018（平成30）年度に策定された「中期財務計画」により、収支改善及び現預金増加の目標値は概ね達成することができた。収入増にむけた取り組みである新学科増設、定員増による学納金収入増は計画どおり推移しており、従前からの病院部門における収入増及び経費削減に向けた取り組み（病院経営改善プロジェクト）（資料10-2-5）、そして外部資金獲得のための施策として新たに2020（令和2）年5月より一般的で幅広く寄付金募集が可能なウェブサイトによる募金サイトを立ち上げ、支援金額も徐々にではあるが上昇している（資料10-2-6【ウェブ】）。

(3) 問題点

2016(平成28)年度には、井の頭キャンパス建設工事費等を外部資金に頼ることなく自己資金にて支払いを実施した結果、本学の流動資産構成比率は2016(平成28)年度からの5年間平均で12.5%。同規模大学法人の15.9%と比較して低く、2020(令和2)年度コロナ禍による運転資金の確保のため、借入金を実施したが「流動比率」(大学基礎データ表11)は一般的に優良といわれる200%を超える域に達していない。また、中期財務計画で目標に掲げた将来の施設設備の整備に備える減価償却引当特定資産の積み増しも少額にとどまっている。

(4) 全体のまとめ

2020(令和2)年度初頭から新型コロナウイルス感染症により医療収入は大幅に減収したが、その後の国、東京都等からの新型コロナウイルス感染症支援金等により、2020(令和2)年度基本金組入前当年度収支差額は黒字となった。

2021(令和3)年度に策定された「第2期中期財務計画」(2021(令和3)年~2025(令和7)年)(資料10-2-2)は、今後の事業投資を着実に進めるため、①当年度収支差額の恒常的黒字化、②施設設備計画と連動した資金計画の策定と実行を掲げている。本学のキャッシュフローは事業活動収支差額と減価償却額を考慮すると概ね50億円以上を確保できるものと見込まれるため、今後の事業投資を着実に進めるため、適切な予算編成と予算執行に努めて行く必要がある。

以上により、財務については課題もあるが概ね大学基準に照らして適切であるといえる。

終章

杏林大学は、2016(平成28)年に創立50周年を迎え、次の50年に向けた新たなスタートを切ることとなった。これまでと同様、「真・善・美の探究」という建学の精神に則り、社会の期待に応えるべく、次の時代を担うよき人材を社会へ輩出することが本学に課せられた課題である。

現在、世界的規模の激しい社会的変化のなかで、わが国は、国内外に多くの困難な問題を抱えている。このような変化のなか、大学にも新しい役割が求められている。社会の変化を的確にとらえ、大学に期待される役割に対し迅速に対応していかなければならない。そのためには、本学もその理念・目的を基礎に、恒常的に改革を行っていかねばならない。この改革のために、自己点検・評価は強力な手段である。方針で示した本学の内部質保証のシステムを有効に機能させ、大学自らが自らの営みを見つめ、改善すべき課題を的確に把握し、改善に向け真摯に取り組む作業を継続的に行うことが不可欠である。

中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(2018(平成30)年)や、中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針」(2020(令和2)年)において示されているように、現在、「学修者本位の教育の実現」の重要性が強調され、その観点から学習成果の可視化の必要性が指摘されている。本章でも示したように、本学でも、学位授与方針で示した知識・技能・態度等の習得を適切に測定し、証明するシステムを構築・改善することで、授与する学位の質を保証している。

このような状況のなか、自己点検・評価の成果を、本章において本学の現況と改善すべき課題等として確認した。この度の認証評価は、本学の自己点検・評価及びそのための内部質保証システムの有効性を検証する機会となる。本報告書作成の過程で明らかになった課題に対処するとともに、認証評価を通じて指摘される課題に取り組むことで、より良い内部質保証システムの構築が進み、教育の質の改善・向上が図られていくことになるものと確信している。

コロナ禍をはじめとして、社会の激しい変化のなかで、大学教育においても新たな課題が次々と生じてきており、それらに対する取り組みが求められている。本学の理念・目的に向けた、大学教育の改善と学習成果向上に資する取り組みを引き続き継続していきたい。